「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」
実践事例集

厚生労働省　平成 26 年度セーフティネット支援対策事業補助金（社会福祉推進事業）

平成 27 年 3 月

株式会社三菱総合研究所
人間・生活研究本部

目　次

Ⅰ.　事例集の構成 1

Ⅱ.　事例集 6

1.　北海道旭川市：中核市／委託／拠点型・訪問型 6
2.　北海道帯広市：中都市／委託／集合型 9
3.　青森県八戸市：大都市／直営／集合型 12
4.　岩手県盛岡市：中核市／直営／訪問型 16
5.　山形県米沢市：小都市／委託／訪問型 19
6.　福島県会津若松市：中都市／直営／集合型・訪問型 21
7.　千葉県習志野市：中都市／直営／集合型 23
8.　千葉県八千代市：中都市／直営／集合型 26
9.　神奈川県川崎市：政令市／委託／集合型 30
10.　神奈川県横須賀市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 33
11.　神奈川県相模原市：政令市／委託／集合型 36
12.　新潟県三条市：中都市／直営／訪問型 39
13.　新潟県長岡市：大都市／委託／集合型 41
14.　富山県富山市：中核市／直営／訪問型 43
15.　三重県名張市：小都市／直営／訪問型 46
16.　滋賀県彦根市：中都市／直営／訪問型 49
17.　京都府長岡京市:小都市／委託／集合型 52
18.　京都府京丹後市：小都市／直営／訪問型 55
19.　兵庫県姫路市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 58
20.　広島県広島市:政令市／直営／集合型 61
21.　広島県福山市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 64
22.　山口県宇部市：中都市／委託／集合型・訪問型 67
23.　香川県観音寺市：小都市／直営／訪問型 70
24.　沖縄県那覇市：中核市／委託／集合型 73
25.　沖縄県糸満市：小都市／委託／集合型・訪問型 76
26.　栃木県：都道府県／委託／集合型　（対象エリア：壬生町、高根沢町、那珂川町、那須町） 79
27.　静岡県：都道府県／委託／集合型・訪問型　（対象エリア：沼津市、富士市、伊東市、藤枝市、磐田市） 82
28.　大阪府：都道府県／委託／集合型（対象エリア：忠岡町、熊取町、田尻町、岬町） 85
29.　奈良県：都道府県／直営／集合型・訪問型（対象エリア：中和福祉事務所管内） 88
30.　熊本県：都道府県／委託／集合型・訪問型（対象エリア：県内全域（熊本市以外）） 91

Ⅲ. 参考資料：事業実施要綱・様式サンプル 94

1.　事業実施要綱（直営・訪問型） 94
2.　事業実施要綱（委託・集合型） 96
3.　プロポーザル募集要項（集合型） 99
4.　委託契約書（集合型･訪問型） 105

5. 委託仕様書（訪問型） 110
6. 委託仕様書（集合型） 113
7. ボランティア募集要項 115
8. 学習会の決まりごと 117
9. 支援が必要なケースの抽出台帳 118
10. 事業参加に当たっての同意書 119
11. 支援対象者のアセスメントシート 120
12. 学習支援に従事するボランティア（個人）の登録申請 122
13. 学習支援に従事するボランティア（団体）の登録申請 123
14. 活動報告書 124

【人口規模別】

■政令市
9. 神奈川県川崎市：政令市／委託／集合型 30
11. 神奈川県相模原市：政令市／委託／集合型..... 36
20. 広島県広島市:政令市／直営／集合型 61
■大都市
3. 青森県八戸市：大都市／直営／集合型 12
13. 新潟県長岡市：大都市／委託／集合型 41
■中核市
1. 北海道旭川市：中核市／委託／拠点型・訪問型..... 6
4. 岩手県盛岡市：中核市／直営／訪問型 16
10. 神奈川県横須賀市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型..... 33
14. 富山県富山市：中核市／直営／訪問型 43
19. 兵庫県姫路市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型..... 58
21. 広島県福山市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型..... 64
24. 沖縄県那覇市：中核市／委託／集合型 73
■中都市
2. 北海道帯広市：中都市／委託／集合型 9
6. 福島県会津若松市：中都市／直営／集合型・訪問型..... 21
7. 千葉県習志野市：中都市／直営／集合型 23
8. 千葉県八千代市：中都市／直営／集合型 26
12. 新潟県三条市：中都市／直営／訪問型 39
16. 滋賀県彦根市：中都市／直営／訪問型 49
22. 山口県宇部市：中都市／委託／集合型・訪問型..... 67
■小都市
5. 山形県米沢市：小都市／委託／訪問型 19
15. 三重県名張市：小都市／直営／訪問型 46
17. 京都府長岡京市:小都市／委託／集合型 52
18. 京都府京丹後市：小都市／直営／訪問型 55
23. 香川県観音寺市：小都市／直営／訪問型 70
25. 沖縄県糸満市：小都市／委託／集合型・訪問型..... 76
■都道府県
26. 栃木県：都道府県／委託／集合型　（対象エリア：壬生町、高根沢町、那珂川町、那須町） 79
27. 静岡県：都道府県／委託／集合型・訪問型　（対象エリア：沼津市、富士市、伊東市、藤枝市、磐田市） 82
28. 大阪府：都道府県／委託／集合型（対象エリア：忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）..85
29. 奈良県：都道府県／直営／集合型・訪問型（対象エリア：中和福祉事務所管内）....88
30. 熊本県：都道府県／委託／集合型・訪問型（対象エリア：県内全域（熊本市以外））.91

【実施体制別】

■直営

3. 青森県八戸市：大都市／直営／集合型 12
4. 岩手県盛岡市：中核市／直営／訪問型 16
6. 福島県会津若松市：中都市／直営／集合型・訪問型 21
7. 千葉県習志野市：中都市／直営／集合型 23
8. 千葉県八千代市：中都市／直営／集合型 26
10. 神奈川県横須賀市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 33
12. 新潟県三条市：中都市／直営／訪問型 39
14. 富山県富山市：中核市／直営／訪問型 43
15. 三重県名張市：小都市／直営／訪問型 46
16. 滋賀県彦根市：中都市／直営／訪問型 49
18. 京都府京丹後市：小都市／直営／訪問型 55
19. 兵庫県姫路市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 58
20. 広島県広島市:政令市／直営／集合型 61
21. 広島県福山市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 64
23. 香川県観音寺市：小都市／直営／訪問型 70
29. 奈良県：都道府県／直営／集合型・訪問型（対象エリア：中和福祉事務所管内） 88

■委託

1. 北海道旭川市：中核市／委託／拠点型・訪問型 6
2. 北海道帯広市：中都市／委託／集合型 9
5. 山形県米沢市：小都市／委託／訪問型 19
9. 神奈川県川崎市：政令市／委託／集合型 30
10. 神奈川県横須賀市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 33
11. 神奈川県相模原市：政令市／委託／集合型 36
13. 新潟県長岡市：大都市／委託／集合型 41
17. 京都府長岡京市:小都市／委託／集合型 52
19. 兵庫県姫路市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 58
21. 広島県福山市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 64
22. 山口県宇部市：中都市／委託／集合型・訪問型 67
24. 沖縄県那覇市：中核市／委託／集合型 73
25. 沖縄県糸満市：小都市／委託／集合型・訪問型 76
26. 栃木県：都道府県／委託／集合型　（対象エリア：壬生町、高根沢町、那珂川町、那須町） 79
27. 静岡県：都道府県／委託／集合型・訪問型　（対象エリア：沼津市、富士市、伊東市、藤枝市、磐田市） 82
28. 大阪府：都道府県／委託／集合型（対象エリア：忠岡町、熊取町、田尻町、岬町） 85
30. 熊本県：都道府県／委託／集合型・訪問型（対象エリア：県内全域（熊本市以外）） 91

【事業形態別】

■拠点型・集合型

1. 北海道旭川市：中核市／委託／拠点型・訪問型 6
2. 北海道帯広市：中都市／委託／集合型 9
3. 青森県八戸市：大都市／直営／集合型 12
6. 福島県会津若松市：中都市／直営／集合型・訪問型 21
7. 千葉県習志野市：中都市／直営／集合型 23
8. 千葉県八千代市：中都市／直営／集合型 26
9. 神奈川県川崎市：政令市／委託／集合型 30
6. 福島県会津若松市：中都市／直営／集合型・訪問型 21
10. 神奈川県横須賀市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 33
11. 神奈川県相模原市：政令市／委託／集合型 36
13. 新潟県長岡市：大都市／委託／集合型 41
17. 京都府長岡京市:小都市／委託／集合型 52
19. 兵庫県姫路市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 58
20. 広島県広島市:政令市／直営／集合型 61
21. 広島県福山市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 64
22. 山口県宇部市：中都市／委託／集合型・訪問型 67
24. 沖縄県那覇市：中核市／委託／集合型 73
25. 沖縄県糸満市：小都市／委託／集合型・訪問型 76
26. 栃木県：都道府県／委託／集合型　（対象エリア：壬生町、高根沢町、那珂川町、那須町） 79
27. 静岡県：都道府県／委託／集合型・訪問型　（対象エリア：沼津市、富士市、伊東市、藤枝市、磐田市） 82
28. 大阪府：都道府県／委託／集合型（対象エリア：忠岡町、熊取町、田尻町、岬町） 85
29. 奈良県：都道府県／直営／集合型・訪問型（対象エリア：中和福祉事務所管内） 88
30. 熊本県：都道府県／委託／集合型・訪問型（対象エリア：県内全域（熊本市以外）） 91

■訪問型

1. 北海道旭川市：中核市／委託／拠点型・訪問型 6
4. 岩手県盛岡市：中核市／直営／訪問型 16
5. 山形県米沢市：小都市／委託／訪問型 19
6. 福島県会津若松市：中都市／直営／集合型・訪問型 21
10. 神奈川県横須賀市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 33
12. 新潟県三条市：中都市／直営／訪問型 39
14. 富山県富山市：中核市／直営／訪問型 43
15. 三重県名張市：小都市／直営／訪問型 46
16. 滋賀県彦根市：中都市／直営／訪問型 49
18. 京都府京丹後市：小都市／直営／訪問型 55
19. 兵庫県姫路市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 58
21. 広島県福山市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型 64
22. 山口県宇部市：中都市／委託／集合型・訪問型 67

23. 香川県観音寺市：小都市／直営／訪問型 70
25. 沖縄県糸満市：小都市／委託／集合型・訪問型..... 76
27. 静岡県：都道府県／委託／集合型・訪問型 （対象エリア：沼津市、富士市、伊東市、藤枝市、磐田市） 82
29. 奈良県：都道府県／直営／集合型・訪問型（対象エリア：中和福祉事務所管内） 88
30. 熊本県：都道府県／委託／集合型・訪問型（対象エリア：県内全域（熊本市以外）） . 91

Ⅰ.　事例集の構成

〇都道府県順に事例が並んでいます。

〇これから学習支援事業の実施について検討される地方自治体が、想定している事業内容等に合わせて先行事例を探せるよう、各事例にはインデックスを付けています。

〇特に自治体の皆さまがインデックスとして使われる可能性の高い以下の項目については、事例一覧表で確認できるようにしましたので、参考にしてください。

・規模の近い自治体の事例が知りたい
・想定している実施体制（直営・委託）に合った事例が知りたい
・想定している事業形態（集合型・訪問型）に合った事例が知りたい
・対象年齢が中学 3 年生の事例を知りたい
・NPO 法人に委託している事例を知りたい
・事業費〇円程度の事例を知りたい　　…等

【事例一覧表】

No.	自治体名	人口（万人）	規模	開始時期	運営形態			事業形態	
					直営	委託	委託先種別	集合型	訪問型
1	北海道　旭川市	34.8	中核市	平成25年6月		○	生活協同組合	○	○
2	北海道　帯広市	16.8	中都市	中学生）平成23年7月 小学生）平成24年5月		○	NPO法人	○	
3	青森県　八戸市	23.8	大都市	平成23年4月	○			○	
4	岩手県　盛岡市	29.5	中核市	平成24年5月	○				○
5	山形県　米沢市	8.5	小都市	平成24年10月		○	NPO法人		○
6	福島県　会津若松市	12.6	中都市	中学生）平成19年12月 小学生）平成20年1月	○			○	○
7	千葉県　習志野市	16.6	中都市	平成21年4月	○			○	
8	千葉県　八千代市	19.3	中都市	平成21年10月	○			○	
9	神奈川県　川崎市	146.0	政令市	平成24年10月		○	NPO法人	○	
10	神奈川県　横須賀市	41.2	中核市	集合型）平成23年4月 訪問型）平成24年4月	○	○	NPO法人	○	○
11	神奈川県　相模原市	72.3	政令市	平成21年10月		○	NPO法人	○	
12	新潟県　三条市	10.2	中都市	平成24年4月	○				○
13	新潟県　長岡市	27.9	大都市	平成23年9月		○	学習塾	○	
14	富山県　富山市	41.9	中核市	平成24年6月	○				○
15	三重県　名張市	8.1	小都市	平成25年5月	○				○
16	滋賀県　彦根市	11.2	中都市	平成23年4月	○				○
17	京都府　長岡京市	8.0	小都市	平成26年10月		○	大学	○	
18	京都府　京丹後市	5.7	小都市	平成25年12月	○				○
19	兵庫県　姫路市	53.5	中核市	訪問型）平成25年5月 集合型）平成26年6月	○	○	NPO法人	○	○
20	広島県　広島市	118.8	政令市	平成23年8月	○			○	
21	広島県　福山市	47.1	中核市	訪問型）平成22年1月 集合型）平成22年7月	○	○	市社会福祉協議会	○	○
22	山口県　宇部市	17.0	中都市	平成21年10月		○	NPO法人	○	○
23	香川県　観音寺市	6.0	小都市	高校進学支援プログラム）平成18年4月 子どもの健全育成支援プログラム）平成22年5月	○				○
24	沖縄県　那覇市	32.2	中核市	児童自立支援員の配置）平成22年4月 学習支援事業）平成23年10月 不登校児童の居場所づくり支援事業）平成25年7月		○	NPO法人	○	
25	沖縄県　糸満市	6.0	小都市	平成23年5月		○	NPO法人	○	○

注）事業費については、平成 27 年度の国庫補助基準額を超えている場合がある。

No.	対象年齢	事業費（万円）	ポイント
1	中1～中3	700	・参加者一人ひとりの状況に合わせた個別支援を実施。 ・拠点型支援、訪問型支援、保護者への支援、イベントの開催を組み合わせて実施。 ・教科学習だけでなく居場所機能も重視。
2	小1～中3	中学生）448 小学生）270	・小学生と中学生で委託先、事業内容、実施日時等を別々に設定。 ・居場所づくりを重視し、障害のある子ども等にも配慮したプログラムを設定。 ・参加呼びかけ方法、時期を工夫。
3	中2～中3（中1も希望があれば可）	194	・近隣の大学と協力し、学生自主サークルのメンバーが学習支援補助員として本事業に参画。 ・参加者ごとに出席カードを作成し、学習状況を管理。
4	中1～高3	764	・各家庭を戸別訪問して、就学資金計画等の保護者の相談対応など世帯全体への支援も実施。 ・支援対象者は中学生と高校生。授業料の納付状況を定期的に調査し、中退リスクを早期に察知、介入。 ・非常勤職員（教員の実務経験5年以上を有する者）が、ケースワーカーや学校教員と連携。
5	満20歳未満	259	・フリースクールを運営しているNPO法人と協働で事業を実施。 ・マンツーマン対応の訪問型で実施。
6	小1～中3	約450	・利用者に合わせた場所・時間で、マンツーマンの学習指導。 ・関係機関と恒常的に情報共有を行い、必要に応じてつなぎながら支援を展開。 ・高校進学後も中退防止や進路についての支援を実施。
7	中1～中3、高校生	250	・生活保護受給世帯の子どもに対して、基礎学力の習得及び進学に向けた個別指導を実施。 ・教員免許を保有する講師や教職課程の大学生が、参加者一人ひとりの状況に合わせて指導。 ・事業参加者が高校に進学した後も中退防止のため、継続的に支援。
8	中1～高3	300	・学校の授業や塾の代替ではない居場所事業を展開。 ・事業立ち上げに関わった大学教員との協働関係を維持。 ・地域の大学と協力して学生ボランティアを確保。
9	中3（区によって、中1,2を受け入れている場合がある）	5,760	・各区行政担当が地域の課題を分析して事業計画を立て、手上げ方式で予算確保して事業を実施。 ・開催頻度、対象者要件等は統一するが、事業内容は区の状況に応じて委託先が創意工夫。 ・参加呼びかけのツールとして、子どもが興味を持ちやすいイラスト、ルビ付きのカラー冊子を配布。
10	主に中3（定員に空きがあれば、小学生～中2も受け入れ）	集合型）約300 訪問型）約300（交通費は別途）	・家庭訪問と集合型の学習支援・居場所づくりの両輪で実施。 ・子ども本人あてに、子どもの興味を引く漫画チラシで事業参加を呼びかけ。
11	若者すだち支援事業）中1～3 高校生支援プログラム）高1～3	若者すだち支援事業）3,162 高校生支援プログラム、若者自立支援事業）5,733	・中学生から高校生、若者への一貫した支援の流れを確立。 ・専門性のある委託先を確保するとともに、市のケースワーカーも事業現場に参加。 ・大学教授と研究会を立ち上げ、子どもへの聞き取り等を通じて事業の質の評価を実施。
12	小1～中3	280	・子ども・若者に関する諸施策を一元的に管理・対応するための仕組みを構築。 ・関係機関の連携会議により常に情報共有・連携・家庭児童相談員が対象者宅を訪問し、生活環境整備等を実施。
13	小学生～高校生、高校未就学者	130	・通信制高校、フリースクールとしての活動も行う学習塾に委託。 ・子どものペースに合わせて通ってくる時間帯や学習支援の内容を柔軟に運用。
14	中1～中3（不登校等の特別な事情がある場合には小学生・高校生も対象とする）	384	・生活保護受給世帯の子どもに加え、児童養護施設入所者も対象。 ・富山国際大学のスクールソーシャルワーク講座と連携。 ・関係機関の連携のための学習支援プロジェクト実行委員会を開催。
15	中1～中3	326	・教員OBである学習支援員2人が、対象者宅を訪問して学習支援を実施。 ・学習支援員が学校を訪問し、対象者の学力状況等に関する聞き取り調査を行った上で、支援の必要度を勘案して学習支援の対象者を選定。
16	小1～高1	694	・訪問型を基本に、事務所への来所、通信添削等の柔軟な対応も実施。 ・事業効果を確認しながら、徐々に対象年齢を拡大。 ・外国人に対する支援も通訳を配置して実施。
17	小1～高3	140	・市と協定締結している大学に委託し、学生ボランティアを確保。 ・市の担当者もできるだけ学習会に出向き、実施状況をフォロー。 ・対象年齢を幅広く設定し、学習習慣の定着から高校卒業までを継続的に支援。
18	小1～中3	326	・学習支援員および学習支援ボランティアが対象者宅を訪問支援。 ・子どもの学習の前提となる家庭環境全体の整備を重視。
19	訪問型）中学生を中心に、小1～高3 集合型）中1～中3	934	・地域の状況や子どものニーズを踏まえ、訪問型から集合型へ順次事業を拡大。 ・教員OBの嘱託職員がきめ細かな学習指導、委託先法人へのスーパーバイズでノウハウを提供。 ・訪問型は特に気になる子ども、集合型は全ての子どもに参加を呼びかけ。
20	小4～中3	752	・学力向上だけでなく、家庭での学習支援の延長で子どものニーズに合わせたきめ細かな支援を実施。 ・ボランティアは、学生だけでなく、おじいちゃん・おばあちゃん世代を中心とした一般市民も参加。
21	訪問型）小1～中3 集合型）小1～高3	900	・アウトリーチ、居場所づくりを重視。 ・年1回ケースワーカーが小中学生全員の状況を確認するとともに、医療扶助のレセプト確認から要支援状態の子どもを発見。
22	小1～高3	300	・子どもに対する学習支援に加え、保護者の相談対応等を複合的に実施。 ・在学生だけでなく、中卒者や高校中退者も対象として支援を展開。
23	（高校進学支援）中3（子どもの健全育成支援）0歳から18歳に達する年の3月31日	145	・子どもの対象年齢に下限設定なし、保護者への相談支援にも重点。 ・学校の担任、生徒指導の教員と対面で情報交換。 ・対象者数が少ないため相談員は就労支援員を兼務し、就労後の支援の継続性も担保。
24	中1～中3（小学生、高校生も希望があれば可）	1,847	・家庭訪問等を通じて支援対象者の生活環境も把握した上で、一人ひとりの状況に応じて支援を実施。 ・学習支援と不登校児童の居場所づくり事業を、それぞれ専門性の高いNPO法人に委託。
25	中1～中3	1,167	・一斉授業ではなく、参加者一人ひとりの状況に合わせて、個別支援の学習支援を実施。 ・学習支援と併せて、就学支援員を配置し、対象者宅を訪問しての支援も実施。

No.	自治体名	人口（万人）	規模	開始時期	運営形態			事業形態	
					直営	委託	委託先種別	集合型	訪問型
26	栃木県	198.1	都道府県	平成26年8月		○	一般社団法人	○	
27	静岡県	371.6	都道府県	平成24年10月		○	株式会社	○	
28	大阪府	8.7（対象エリア：忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）	都道府県	平成23年6月		○	NPO法人・民間教育事業者・一般社団法人	○	
29	奈良県	140.4	都道府県	就学支援員の配置）平成23年4月 学習支援を中心とする「中和はばたき教室」開講）平成24年8月	○			○	○
30	熊本県	105.0	都道府県	平成23年10月		○	社会福祉法人、学校法人による共同事業体	○	○

注）事業費については、平成 27 年度の国庫補助基準額を超えている場合がある。

No.	対象年齢	事業費（万円）	ポイント
26	小4～中3	300	・公的施設を利用して、参加者一人ひとりの習熟状況や学習習慣に合わせた個別支援を実施。 ・地域若者サポートステーションを受託している委託先が、多彩な人材を活用して実施。 ・町の福祉部署や教育委員会に対して丁寧に事業を説明し、学校も含む協力体制を構築。
27	中1～中3	5,200	・人材派遣会社へ事業を委託し、集合型の個別指導・家庭訪問による保護者への生活指導を実施。 ・福祉担当部署と県教育委員会が連名で市町教育委員会及び県内の中学校へ本事業を周知し、学校の理解と協力を促進。
28	中1～高3	25年度約400	・岸和田子ども家庭センター管内の4町で学習会を開催。 ・NPO法人等に学習指導、居場所づくり、就労支援（キャリア教育）等を委託。
29	中3（中1～中2も希望があれば可）	418	・県の福祉事務所管内の11町をモデル地域として実施。 ・県内複数の大学から学生ボランティアスタッフが参加。 ・就学支援員が学校と連携し、世帯全体への相談支援を展開。
30	小1～高3	3,900	・複数の法人で共同事業体（ジョイント・ベンチャー）を形成し、県全域で学習支援を実施。 ・公民館や地域若者サポートステーション等を活用した集合型に加え、遠隔地居住の家庭には戸別訪問で対応。 ・教員や社会福祉士等の資格・勤務経験を有する人材が責任者となり学習支援を展開。

【事例の構成】

■規模の近い自治体を探せるようにしています。
［政令市／中核市／大都市（20 万人以上）／中都市（10 万人以上）／小都市（10 万人未満）／町村／都道府県］

■想定している実施体制に合わせて自治体を探せるようにしています。
［直営／委託］

１．○○県○○市：規模／実施体制／事業形態

■想定している事業形態に合わせて自治体を探せるようにしています。
訪問型（家庭訪問）／集合型（拠点に集まる）

✍この事例のポイント✍
この事例の特長として、特に参考になるポイントを３点記載しています。

❑ 事業の概要

人口・面積・保護率	実施頻度	
事業名	利用料徴収	
開始時期	実施体制	
対象年齢	スタッフ	
世帯要件	庁内連携	
事業形態	関係機関連携	
事業内容	事業費（H26）	
実施場所	事業担当課（電話）	

本文を読まなくても事業の概要が分かるよう、全事例共通で最低限の情報を整理しています。
「対象年齢が中学３年生の事例を知りたい」「NPO 法人に委託している事例を知りたい」「事業費○円程度の事例を知りたい」といったニーズに応じて、インデックスとしてご活用ください。

❑ 事業立ち上げの経緯
どのような課題意識をもち、どのような検討を経て事業を立ち上げたか、具体的な経緯について記載しています。

❑ 具体的な事業内容
「事業の概要」のうち、対象年齢、世帯要件、事業形態、事業内容、実施場所、実施頻度、利用料徴収について、具体的に記載しています。

❑ 事業実施体制
「事業の概要」のうち、実施体制、スタッフ、庁内連携、関係機関連携について、より具体的に記載しています。

❑ スタッフの確保・養成
事業実施体制の中でも、特に関心が高いと思われるスタッフの確保・養成方策について、詳細に記載しています。

❑ 対象者への参加呼びかけ
事業実施の出発点となる対象者への参加呼びかけの進め方、工夫点について、詳細に記載しています。

❑ 事業の実績
事業の利用者数等の実績について、数値データで記載しています。

❑ 事業の効果
事業を実施したことで得られた効果について、記載しています。

❑ 事業を実施する上で工夫している点
全体を通じて、事業を実施する上で特に工夫している点について、記載しています。地域の状況に応じて、参考にしてください。

❑ 事業を実施する上での課題
全体を通じて、事業を実施する上での課題について、記載しています。これから取り組む自治体でも同様の課題が生じる可能性があるので、あらかじめ対応策を検討しておくことが望まれます。

❑ これから取り組む自治体へのヒント
先行する自治体担当者の立場から、これから取り組む自治体担当者に向けてアドバイスを頂きました。

※文中の写真、図表等はすべてヒアリング先自治体から提供いただいたものです。

II.　事例集

1. 北海道旭川市：中核市／委託／拠点型・訪問型

✍この事例のポイント✍
・参加者一人ひとりの状況に合わせた個別支援を実施。
・拠点型支援、訪問型支援、保護者への支援、イベントの開催を組み合わせて実施。
・教科学習だけでなく居場所機能も重視。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	34.8 万人（18 歳未満：4.9 万人）、748 ㎢、39.2‰
事業名	旭川市子どもの健全育成支援事業
開始時期	平成 25 年 6 月～
対象年齢	中 1～3
世帯要件	生活保護受給世帯・就学援助受給世帯
事業形態	拠点型・訪問型
事業内容	個別の学習指導、保護者への支援（相談対応）、イベントの実施
実施場所	市内 5 か所の拠点　※送迎なし
実施頻度	・フィール旭川拠点：毎週日曜 13:00～16:00 ・神楽拠点：毎週火曜 16:00～18:00 ・住吉拠点：毎週水曜 16:00～18:00 ・豊岡拠点：毎週木曜 17:00～19:00 ・永山拠点：毎週金曜 16:00～18:00 ・訪問型支援（支援対象者宅）：月 1～4 回
利用料徴収	なし
実施体制	委託（生活協同組合・公募型プロポーザルで選定）
スタッフ	委託先事業者の運営責任者・学習支援員、ボランティアスタッフ
庁内連携	主管：生活支援課／教育委員会等と連携
関係機関連携	特になし。
事業費（H26）	700 万円：委託先事業者職員の人件費、資料印刷費、交通費（なお、ボランティアスタッフには交通費のみ支給）
事業担当課（電話）	生活支援課（0166-25-9175）

❑ 事業立ち上げの経緯

平成 23 年に社会的な居場所づくり支援事業の実施について厚生労働省より通知があり、先行自治体の取り組みを参考に必要性を検討し、平成 25 年度からセーフティネット支援対策事業費補助金の補助対象である生活保護制度の自立支援プログラムとして開始することとなった。厚生労働省より生活保護受給者を含む生活困窮世帯の子どもへの学習支援については、生活困窮者自立支援法の対象とする方針が示されたため、平成 26 年度は生活困窮者自立促進支援モデル事業として実施している。

❑ 具体的な事業内容

事業の対象者は、生活保護または就学援助を受けている世帯の中 1～中 3 のである。平成 25 年度は生活保護受給世帯のみだったが、平成 26 年度は就学援助を受けている世帯にも拡大している。

（拠点型支援）
支援対象者が基礎的な学力を身につけるとともに、社会とのつながりを持ち、自分の居場所を実感できるようにするため、個別学習支援の拠点（社会教育施設等）を設け、週に 1 回学習会を開催している。
基本的には、子どもが自分で学習教材を持参して自習するが、委託先事業者が教材を用意することもある。個別指導を取り入れている大きな理由は、対象者の習熟度にばらつきがあり、人によっては小学校の勉強から教える必要があるためである。
拠点は市内に 5 か所（フィール旭川、神楽、住吉、豊岡、永山）ある。市の中心部にあるフィール旭川拠点は、街中で通いやすい場所であり、事業開始当初から市が指定した。それ以外の拠点は、大半が事業者保有の施設である。なお、いずれの拠点についても送迎はしていない。

実施時間帯は、以下のとおりである。

・フィール旭川拠点：
　　毎週日曜 13:00～16:00
・神楽拠点：毎週火曜 16:00～18:00
・住吉拠点：毎週水曜 16:00～18:00
・豊岡拠点：毎週木曜 17:00～19:00
・永山拠点：毎週金曜 16:00～18:00

（活動拠点の地図）

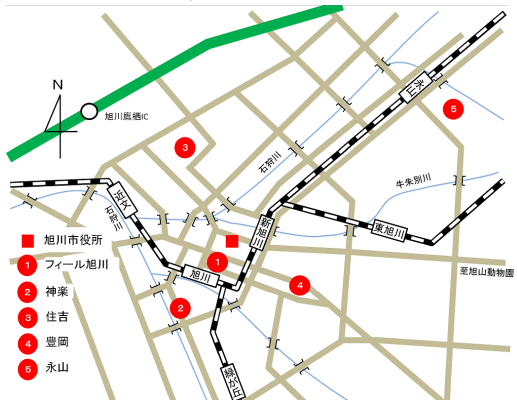

（活動場所の写真）

（訪問型支援）

拠点型の学習会に参加するのが難しく、訪問型支援が必要と認められた支援対象者（病気や引きこもり等で通所が難しい子ども）に対し、委託先事業者のスタッフが家庭訪問を行って学習支援を実施している。

支援内容は、拠点型支援における個別指導と同様であり、対象者の習熟レベルやニーズに応じて学習支援を行っている。同時に、支援対象者が最終的には拠点型支援や学校へ行き、社会的なつながりを実感できることを目的として、子どもや保護者に対してカウンセリングも実施している。

（保護者への支援）

教育や養育の悩みなどについて、スタッフが生活困窮世帯の保護者から電話等で相談を受けている。

（イベントの開催などの行事の開催）

社会的な居場所を作る観点から、クリスマス会、卒業生を送る会、合宿等のイベントを行っている。平成 26 年度に実施した合宿では食費（300 円）のみ徴収したが、他のイベントは無料で提供している。

また、フィール旭川拠点では上半期に月 1 回程度、午前中にものづくり体験の企画を実施している。さらに、旭山動物園に農園を借りて、夏季に計 4 回農作業を実施しており、いずれの行事も利用している拠点にかかわらず、希望があれば全支援対象者が参加できるようにしている。

❑ 事業実施体制

事業は、生活協同組合に委託して実施している。平成 25 年度, 平成 26 年度ともに公募型プロポーザルを実施して選定し、同じ事業者に委託した。

本事業のスタッフは、委託先事業者が運営責任者 1 人、学習支援員 2 人を雇用しているほか、各拠点施設ごとにボランティアスタッフを数人配置している。運営責任者は、事業の責任者として全体を統括し、市担当者と定期的に会合を開いて事業の実施状況等について情報共有しているが、特に福祉分野や教育分野の資格は保有していない。学習支援員は、子どもの学習支援に直接携わっており、2 人のうち 1 人は社会福祉士、もう 1 人は社会福祉主事任用資格を有している。ボランティアスタッフは、学習支援員を補佐しながら学習指導に当たるが、教員 OB、大学生、高校生（本事業の卒業生）など属性は様々であり、各拠点のボランティア人数も学習会の参加者数によって 1 人のこともあれば複数人のこともある。

平成 25 年度の事業費は 6,808,000 円（全てセーフティネット支援対策事業費補助金）、平成 26 年度の事業費は 7,003,000 円（全て生活困窮者自立促進支援モデル事業補助金）である。

事業費は大半が委託先事業者の人件費であるが、印刷費・交通費も含まれている。なお、教員 OB や大学生等のボランティアスタッフに対しては、交通費のみ支給しているが、本事業の卒業生である高校生ボランティアには特に支給していない。

❑ スタッフの確保・養成

スタッフの確保については、委託先事業者が実施しており、近隣の大学へ赴きチラシ等によりボランティアスタッフの参加を呼び掛けたほか、他の事業（若者サポートステーションや介護事業）を通じて構築したネットワークを活用して適任者の紹介を受けている。

ボランティアスタッフに対しては事前に事業の趣旨やボランティアとして関わる上での留意点（支援対象者が様々な課題を抱えていること、支援対象者と個人的な付き合いをしないこと、等）について、委託先事業者で研修を実施している。

なお、委託先を公募する際、教科学習よりも居場所を作ることに重点を置いていたこともあり、教員資格は委託先の担当スタッフの条件には入れなかった。

❑ 対象者への参加呼びかけ

中学生のいるすべての生活保護受給世帯に対して、本事業の趣旨や内容を記載したチラシを郵送した上で、担当ケースワーカーが訪問等で保護者を募集している。また、支援開始前には、委託先事業者の運営責任者、子ども、保護者、ケースワーカーによる四者面談を行い、事業の趣旨や内容について再確認している。なお、チラシ郵送の時期は特に決めていないが、事業開始後 1 ヶ月ほどを目安として、平成 25 年度は 7 月、平成 26 年度は 6 月に郵送した。

就学援助を受けている世帯への働きかけは、チラシを庁内関係部署に置くところから始めている。また今後は、年度末の就学援助申請の際に次年度事業の紹介を想定している。

（事業案内チラシ）

❑ 事業の実績

平成 25 年度の事業参加者数は 26 人（中 1：11 人、中 2：7 人、中 3：8 人）であり、平成 26 年度の事業参加者数（8 月 18 日現在）は 22 人（中 1：1 人、中 2：11 人、中 3：10 人）である。

なお、平成 25 年度に参加していた 18 人（現中 2：11 人，現中 3：7 人）のうち 13 人（現中 2：8 人，現中 3:5 人）は平成 26 年度も参加しており、参加継続率は高い。

❑ 事業の効果

学習支援を継続的に受けることで、子どもたちの学習意欲が概ね向上しているように見られる。進学面では、平成 25 年度参加の中 3 の 8 人中 6 人が高校に進学した。

また、子どもたちにとって、学校とは異なる社会とのつながりができること自体が本事業の一つの成果である。実際、これまで不登校で他者との関わりを拒んでいた支援対象者も、徐々に他者とコミュニケーションをとれるようになってきている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（アットホームな雰囲気づくり）

拠点型支援においては、支援対象者が来所しやすくなるよう、個別学習支援の前後にゲームを行うなど、楽しい雰囲気を作るよう努めている。

訪問型支援においても、支援対象者の関心に合わせて、学習支援前に趣味の話をするなど、子どもたちが受け入れやすくなるよう工夫を行っている。

（関係組織等との連携）

拠点型支援の場所を確保するため、教育委員会の公民館事業課と連携し、公民館等を学習支援拠点として借りている。

さらに、委託先事業者と学校が直接やりとりする機会はほとんどないが、ケースワーカーを仲立ちとして、それぞれが保有している子どもの活動・就学状況に関する情報を提供・共有している。

（関係者の情報共有）

市担当者と事業者、ケースワーカーは、1～2 か月に 1 回程度の頻度で集まり、課題を抱えた子どもについて、情報交換を行っている。

（本事業の卒業生の参加）

過年度の支援対象者で高校進学した者を学生ボランティアとして受け入れている。

❑ 事業を実施する上での課題

（対象者の設定）

支援対象者について、小学生や高校生を含めるかどうかは、今後の検討課題である。なお事業の立ち上げの際、小学生や高校生も含めるべき、あるいは、中 3 だけでよいのではないかという意見もあった。だが結果的には、小学生まで対象を拡大すると事業の焦点が拡散してしまうのではないかと考え、また高校生については、義務教育段階ではなく支援対象に含めることの是非が難しかったため、まずは中学生を対象に絞って始めることにした。

（学習会の時間・場所）
拠点型支援については、拠点により実施曜日が決まっているため、部活動等で通所できない場合がある。また、そもそも拠点の数が限られているため、物理的に参加しづらい場合もある。これらを踏まえて、拠点の数や拠点ごとの実施日を増やす、あるいは現在の拠点に多くの参加者を受け入れるための方策を検討する必要がある。

（財政当局への説明）
定量的に効果を示すのが難しいため、財政当局への説明にも困難を伴うが、貧困の連鎖を断ち切る上で本事業が重要であるのは間違いないため、その意義を積極的に説明していきたい。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

本事業は、教科学習をすることだけが重要なのではなく、社会的な居場所としての役割を果たすことも非常に重要と考える。その意味で、拠点型の事業を展開する場合にも、アットホームな雰囲気作りを心掛けることが大切であると思う。

2. 北海道帯広市：中都市／委託／集合型

✍この事例のポイント✍
・小学生と中学生で委託先、事業内容、実施日時等を別々に設定。
・居場所づくりを重視し、障害のある子ども等にも配慮したプログラムを設定。
・参加呼びかけ方法、時期を工夫。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	16.8 万人（18 歳未満：2.5 万人）、619 ㎢、31‰
事業名	中学生学習支援プログラム、子どもの健全育成プログラム
開始時期	平成 23 年 7 月～（中学生）、平成 24 年 5 月～（小学生）
対象年齢	小 1～中 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型
事業内容	中学生）個別の学習指導、居場所 小学生）生活習慣の習得、個別の学習指導、居場所
実施場所	中学生）NPO 法人が運営するフリースクール　※送迎あり 小学生）NPO 法人が懇意にしている大きな民家の空き部屋
実施頻度	中学生）学校登校期間：毎週火、木曜　16:30～19:00 夏休み、冬休み期間：各 10 日　10:00～15:00　※昼食あり（実費徴収） 小学生）毎月 3 回程度（年間合計 30 回）の土曜 9:30 ～15:00　※昼食あり
利用料徴収	なし
実施体制	委託（小学生と中学生で異なる NPO 法人 2 ヶ所・随意契約）
スタッフ	NPO 職員、登録スタッフ
庁内連携	主管：保護課
関係機関連携	特になし。
事業費（H26）	中学生）448 万円：人件費、夏休み・冬休み期間の活動実費、送迎の燃料費 小学生）270 万円：人件費、食育費（昼食代）
事業担当課（電話）	保健福祉部保護課（0155-65-4235（直通））

❑ 事業立ち上げの経緯

平成 22 年度に自立支援プログラムの策定、改善評価等について協議する、帯広市自立支援協議会を立ち上げた（構成：庁外の学識経験者等 4 人、庁内の健康推進課、子育て支援課、障害福祉課、教育委員会担当者 4 人、事務局：保護課、年 6 回開催）。

協議会での検討の中で、帯広市の生活保護受給世帯で一般世帯と比べて低学力や高校進学率の低さがみられたため、北海道釧路市を視察し参考事例として、学習支援事業に取り組むことにした。

平成 23 年度は試験的に中学生を対象に実施し、一定の効果がみられたため、翌 24 年度から小学生にも対象を拡大した。対象の拡大理由は、子どもの低学力は小学校から既に始まっており、学び直しは早ければ早いほうが良いとの判断である。

❑ 具体的な事業内容

（中学生学習支援プログラム）

事業開始当初は、夏休み、冬休みに各 10 日（10:00～15:00）、NPO 法人の運営するフリースクールで実施する計画を立てた。

夏休みに 10 日開催したところ、参加した子どもたちから「楽しいので、学校登校期間も開催してほしい」という声が上がったため、学校登校期間も毎週火曜 16:30～19:00 に開催することとなった。（H25 年度からは火・木の週 2 回実施）

学習指導はマンツーマンで、学校の宿題を基本にする。ただし、学校の授業についていけない場合は小学生向けのドリルや独自教材を使って学び直しをしたり、特別な学習支援を必要としない中 3 の場合は入試問題を解く場合もある。

学習支援だけでなく、居場所としての機能を重視し、友達同士のつながりや雑談の時間も大切にしている。また、自主性、協調性、社会性の向上を意識して、擬似社会としての小集団の中で挨拶、片付け等の生活習慣が身につくよう心がけており、夏休み、冬休み期間は、皆で買い物に行って昼食を作る場合もある。昼食については、実費を徴収している。

（小学生対象の子どもの健全育成プログラム）

小学生の場合、平日放課後の事業として、学童保育、子どもの居場所づくり事業等の他の社会資

源があるため、週末の居場所づくりを目的とし、毎月 3 回程度（年間合計 30 回）、土曜 9:30 ～15:00 に、NPO 法人が懇意にしている大きな民家の空き部屋で実施している。利用者から曜日固定のほうが通いやすいとの声があるため、夏休み、冬休みも特別な対応は行っていない。

個別の学習支援を基本としているが、集中力が 5 分、10 分続かず、生活習慣や社会性が身についていない子どもも多いため、そうした生活面の支援に時間をかけている（挨拶、言葉遣い、片付け等）。

保護者同伴の参加を認めており、月 1 回程度は親子で参加できる「親子クッキング」等のプログラムを企画している。

❑ 事業実施体制

（中学生学習支援プログラム）

様々な困難を抱える子どもに対応することを想定すると、直営では人員も専門性も足りないと判断し、市内で唯一の不登校児童生徒の居場所や学習支援事業を行っていたフリースクール（NPO 法人）に、随意契約で委託している。

単に勉強を教えるだけであれば学習塾でも良いが、学校の授業についていけず、何らかの学び直しが必要だったり、生活上の課題を抱えていたりする子どもに「居場所」をつくることを重視すると、委託先はフリースクールのほうが適していると考えた。

フリースクールでは、不登校児童生徒の OB（10 代後半～20 代前半）が時々遊びに来て、年齢の近いお兄さん、お姉さんとして子どもと関わってくれるという点でも「居場所」づくりに適した委託先と判断した。

委託先に任せきりにせず、週 1 回は市の自立支援相談員が学習支援ボランティアとして参加し、子どもの様子を見たりしている。

（小学生対象の子どもの健全育成プログラム）

中学生に比べるとより緩やかな居場所機能で足りると考え、「子どもの居場所づくり事業」の受託実績のある NPO 法人に、随意契約で委託している。

緩やかな居場所なので、必ずしも年齢の近いお兄さん、お姉さんでなくとも、地域の大人が子どもと関わってくれればよいと考えている。

なお、中学生学習支援プログラムを実施している NPO 法人は土曜は休みのため、委託先候補とならなかった。

❑ スタッフの確保・養成

（中学生学習支援プログラム）

NPO 法人の正職員 1 人、パート職員 2 人が事業を実施している。スタッフの一部は、教員免許、精神保健福祉士、社会福祉士資格を保有しており、学習塾講師経験者もいる。

スタッフが学習塾に出向くなどして指導方法について研修している。

（小学生対象の子どもの健全育成プログラム）

NPO 法人の登録スタッフ（ほとんどが教員免許を保有）が多数おり、毎回 4,5 人が参加している。

教員免許を保有している者が多いため、特別な研修は行っていない。

❑ 対象者への参加呼びかけ

（中学生学習支援プログラム）

対象となる世帯に、年度当初、夏休み前、冬休み前の合計 3 回、チラシを郵送している。夏休み前、冬休み前にも案内することで、学期末の三者面談を受けたことをきっかけに、また部活を卒業して、年度途中に参加してみたいと思った中 3 生等も参加できるよう配慮している。全体的には、夏休みをきっかけに参加し始める子どもが多い。

チラシ郵送のほかに、適宜、ケースワーカーからも声をかけている。

（小学生対象の子どもの健全育成プログラム）

活動の様子を記録したお便りを随時発行し、事業を利用していない世帯も含め、対象となる世帯全てに発送している。この内容を見て興味があれば、年度途中からでも参加できるようにしている。

❑ 事業の実績

平成 25 年度の参加者数は、中学生学習支援プログラム 13 人（うち中 3 は 9 人）、小学生の子どもの健全育成プログラム 6 人である。

❑ 事業の効果

（高校進学率の向上）

中学卒業までプログラムに参加した生徒は、全員高校進学できている（平成 25 年度は 9 人）。

（子どもの変化）

はっきりした成績向上までは見られない場合であっても、学校の提出物をきちんと出せるようになった、家でも勉強するようになった、5 分、10 分で集中力が切れていた子どもが落ち着いて勉強できるようになった、言葉遣いが良くなった等の変化が出てきている。

継続的な参加を通じて、学校や家庭だけでは得られない体験ができ、子どもの生活意欲や健康に寄与していると考えられる。

（子どもの居場所の確保）

学校は緊張する場所で不登校になり、適応指導教室にも通えなかった子どもが、この事業だけは通うことができた。ここを居場所として少しずつ人とのつながりを回復し、学校に行けるようにな

り、今では元気に高校に通っている。

（事業の効果評価方法）
中学生には年 1 回アンケート調査を実施するとともに、年度末に文集を作成している。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（何でも受け止める居場所づくり）
学習支援も大切だが、孤立からの脱却、何でも話せる居場所づくりも重視し、子どもの情緒的な部分を含め、傾聴を意識している。
また、体験学習については誰でも参加できるプログラムにすること、本人の特性に応じて個別対応することで、その場から孤立する子どもが出ないように配慮している。
子どもは居場所を求めているので、本人の意欲が低くてもケースワーカー等が丁寧に声をかけ続け、一度参加して「ここは排除されない場所だ」と肌で感じてもらうことが一番有効である。
問題行動をとる子どももスタッフが何でも受け止める姿勢でいると、自然と落ち着いていく。

（子どものペースに合わせた学習支援）
子どもに「ここは素を出していい場所」と伝え、勉強が分からなければ恥ずかしがらずに分かるところまで戻って学び直すように働きかけ、本人の学力に合わせた課題、進め方で個別支援している。
子どもは、勉強できなくても叱られることはない安心な場所であることが分かると、素直に「できない、わからない」と言えるようになる。
学習支援を通じて一つで良いので子どもが自信を持てるようになると、色々な意欲がわいてくる。

（送迎の実施）
中学生学習支援プログラムの実施場所は市内中心部から約 3 ㎞の位置にあり、バス路線はあるが校区によっては行きづらいので、スタッフが参加者宅へ個別送迎を実施している。（最も遠い子どもが車で片道 15 分程度）
小学生対象の子どもの健全育成プログラムの実施場所も市内中心部から 1 ㎞離れており、子どもが自力で来ることは難しいので、保護者が送り迎えできない場合は、スタッフが送迎することもある。

❑ 事業を実施する上での課題

（小学生のニーズの掘り起こし）
虐待には至っていないものの、厳しい家庭環境の中で保護者に十分関わってもらえていない子どもは多数おり、小学生にも潜在ニーズはあると考えられるが、表出しておらず、利用が伸びていない。現在は、市内に社会資源が不足している特別支援学級に通給している子ども、発達障害の疑いのある子ども等、集団行動がうまく取れない子どもの居場所となっている。

（中学卒業後のフォロー）
高校入学後も夏休み、冬休みなどには体験事業の参加を呼びかけたり、子どものほうから遊びに来る例もある。しかし、ケースワーカーの定期訪問で初めて高校中退が判明したり、家庭環境が変化して市外転出したり、保護廃止により状況がつかめなくなった子どももいる。高校中退せずに、卒業まで至るための支援や情報提供の必要性を感じている。

（スタッフの質の確保）
現在は、事業実施方針を共有した少数のスタッフが、少数の子どもを対象に実施しているので、積極的に外部研修を受講しなくても、それぞれの得意・不得意を補い合いながら適切に運営できている。しかし、今後、事業規模を拡大する場合には質の担保のための研修等が必要である。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

事業を立ち上げる前に、子どもが学習支援事業に何を求めているか、子どもの状況を確認することが望ましい。実効性ある事業とするためには、子どもの個別具体的なニーズに合わせてプログラムを組み立てる必要がある。
帯広市では、広域であるため送迎が不可欠であり、これをプログラムに含めたことで参加しやすい事業になった。プログラムの検討とあわせて、障壁を明確化し、その解消方策を検討することが必要である。

3. 青森県八戸市：大都市／直営／集合型

✍この事例のポイント✍
・近隣の大学と協力し、学生自主サークルのメンバーが学習支援補助員として本事業に参画。
・参加者ごとに出席カードを作成し、学習状況を管理。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	23.8 万人（18 歳未満：3.7 万人）、305 ㎢、18.81‰
事業名	学習支援プログラム
開始時期	平成 23 年 4 月～
対象年齢	中 2～中 3（中 1 も希望があれば可）、高校生（支援終了者）
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型
事業内容	生活保護受給世帯の中 2、中 3 を対象として、月平均 2 回程度、土曜に市庁舎内の会議室を利用して、13:00～17:00 の時間帯で学習会を開催している。
実施場所	市庁舎内の会議室　※送迎なし
実施頻度	月 2 回土曜 13:00～17:00
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	学習支援員（教員 OB）、学習支援補助員（大学生）（いずれも市役所嘱託職員）
庁内連携	主管：生活福祉課
関係機関連携	近隣（市内）の大学等
事業費（H26）	194 万円：学習支援員等の報酬、消耗品費、通信運搬費、複写機使用料、会場借上料（会場借上料は、市庁舎内の会議室を使用できない場合に備えて計上）
事業担当課（電話）	生活福祉課（0178-43-2111）

❑ 事業立ち上げの経緯

平成 21 年度、庁内において新規事業の公募があった際、当時の生活福祉課職員が「生活保護受給世帯の中学生への高校就学支援」として提案し、採用された。平成 22 年度に準備を行い、平成 23 年度から社会的居場所づくり支援事業（子どもの健全育成支援事業）を活用して事業開始となった。提案時には、①高校進学を目指す、②高校中退者を出さない、という 2 つの観点から学習面・生活面の指導を想定していたが、まずは「高校就学」に重点を置いた内容から開始し、現在に至っている。

❑ 具体的な事業内容

（学習支援）
生活保護受給世帯の中 2、中 3 を対象として、月平均 2 回程度、土曜に市庁舎内の会議室を利用して、13:00～17:00 の時間帯で学習会を開催している（ただし、希望があれば中 1 も受け入れる）。原則としては、参加者が持参した教材を使って個別指導を行っており、学習支援員・学習支援補助員が独自にプリントを用意することもある。

学校の大まかなスケジュールを見て活動日を決めており、定期試験の前に行ったり、運動会の日は避ける等、学校の大きな行事と重ならないような工夫を行っている。

通常の個別指導に加えて、高校受験が近づいた時期に、期間限定で一斉授業形式での特別授業も開催している。特別授業は、通常の学習会の場所と異なる市庁舎内の会議室を活用している。また、個別指導の平均的な実施頻度は月 2 回程度であるが、高校受験に向けて 1 月からはほぼ毎週の開催になる。

子どもの送迎はしていない。八戸市内から学習会の会場である市庁舎までのバスの運賃は最大片道 300 円であり、一部地域を除いて、乗り換えなしで市庁舎まで来ることができる。

学習会における子どもの様子については、成績が伸び悩んでいるか、注意散漫かどうか等の状況を学習支援員・学習支援補助員がチェックして、当該世帯の担当ケースワーカーに伝えている。

また、学習支援の場には、市担当課の職員（ケースワーカー兼務）も同席しており、職員が活動内容の日報を作成している。日報は、参加人数、学習会の様子、個別の学習の状況を含めた情報を記入しており、次回に同席する担当職員への引き継ぎも記入して、回覧し、職員間の情報共有を図っている。

（活動風景）

（生活支援）

随時、担当ケースワーカーと子どもや家庭の状況について情報共有を図っている。ケースワーカーに対しては、市の担当職員が月 1 回は参加者の出欠状況を提供。また、担当ケースワーカーからも、世帯の状況を報告してもらい、共有している。庁内では、こども家庭課や健康増進課等の関係部署・関係者と適宜情報交換している。

（保護者への支援）

保護者からの生活・進路相談も随時受け付けている。

（高校進学後のフォロー）

支援対象者が高校進学後にどのような状況にあるかをケースワーカーが聞き取り調査をし、進路相談等に当たっている。今後、高校卒業後の進路についても調査する予定であり、貧困の連鎖にどのような効果が出ているかを見ていく予定である。

（参加者に対するアンケートの実施・状況把握）

参加者に対しては、初回オリエンテーションの時、その後は定期試験が終了した際にアンケートを実施しており、学校の試験の点数等を書いてもらっている。また、その時点の問題・課題も記入してもらっており、その内容を踏まえ、学習支援員やケースワーカーが学習指導や生活相談等を行っている。

（活動拠点の位置関係）

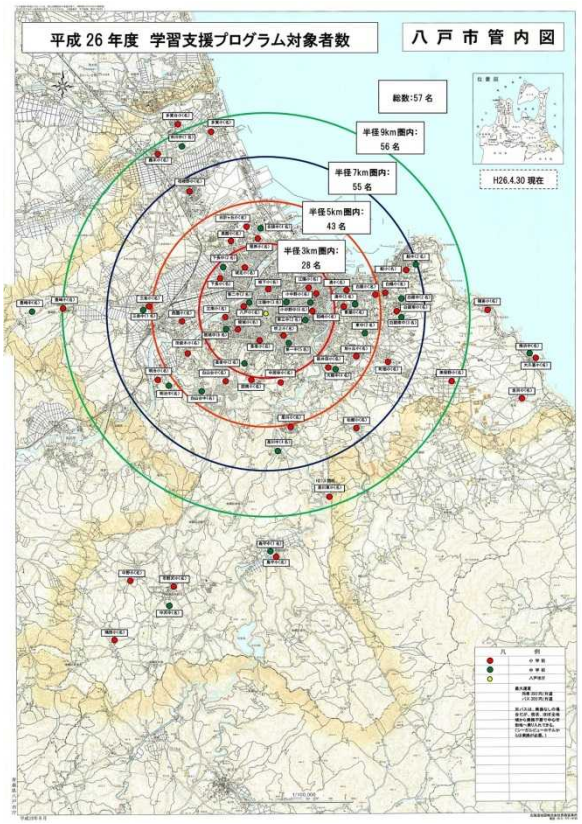

❑ 事業実施体制

学習支援のスタッフとしては、以下の人員を配置している。

学習支援員：元教員 6 人。国語・社会・理科・英語各 1 人、数学 2 人で構成しており、全員が毎回の学習会に参加している。

学習支援補助員：八戸学院大学の学生 10 人前後であり、各教科 2 人が担当する形である。分担は、大学生達が自主的に決めている。

生活福祉課職員（6 人）もローテーションで各回 2 人が参加しており、学習会の際に受付・出欠確認や進行等を担当している。

❑ スタッフの確保・養成

事業開始に当たり、学習支援員の確保については、教員 OB に依頼した。学習支援員が交代する際には、一般公募はせず、前任者から後任者を紹介してもらう形で人員を確保している。

学習支援補助員については、八戸市健康福祉審議会児童福祉部会会長を歴任し、現在は八戸市子ども子育て会議のメンバーとして、市の事業にも関わっている八戸学院大学教員に依頼し、ゼミの学生に募った。また、当該ゼミの大学生は平成 25 年度から、本事業のための自主サークルを作り、学習支援補助員として協力している。（学生は、教員志望や福祉系の課程に在籍していることが多い）

学習支援員と学習支援補助員は市の非常勤特

別職員として雇用されており、市として特別な研修は実施していないが、学習支援員は教員 OB ということで、質が担保されている。また、学習支援補助員は、学習支援員の指導の下で活動している。

なお、学習支援員には勤務日 1 日当たり 5,200 円、学習支援補助員には勤務日 1 日当たり 3,200 円の日当を支給しているが、交通費は支給していない。（勤務時間が 1 時間を超えた時には 1 日の勤務としている）

❑ 対象者への参加呼びかけ

本事業の趣旨・内容を記載したリーフレット（職員の手作り）を作成している。

子ども向けリーフレットには「生活保護」という言葉は載せないようにしているが、保護者向けパンフレットにおいては、「生活保護」という言葉を載せて、貧困の連鎖を防止する趣旨であることを明示。

原則として、年度当初に、子ども向けリーフレットと保護者向けのパンフレットおよび「参加・不参加」の申込用紙を同封して郵送している。不参加の場合には理由を記入してもらうようにしているが、「部活で忙しい」「移動時間がかかる」という意見が多い。

新規の生活保護受給申請があった場合には、窓口でリーフレット・パンフレットをケースワーカーが手渡しして個別に呼びかけを行っている。

上記以外に、参加意向が不明の場合や、明確な理由なく不参加としている世帯に対しては、子どもが運動部を引退する時期や、高校受験の意識が出てくる秋口を中心に、改めて事業紹介の文書を郵送して参加を呼びかけている。

（子ども向けリーフレット）

❑ 事業の実績

支援対象者数は約 60 人、そのうち参加希望者数は約 30 人であるが、初回のオリエンテーションやお別れ会のような全員参加回の人数も含めて、平均参加者数は 9 人程度であり、通常の学習会の参加者数は 5～6 人である。

❑ 事業の効果

学習支援に継続的に参加していた子どもは高校進学しており、効果が出ている。また、不登校の改善や、対人関係の改善等について、成果が見られる子どももいる。当初は一人で学習会に来ることができずに姉と来ていたが、次第に一人で来られるようになったり、事業に参加することで、表情が明るくなった例もある。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（参加しやすい場所の設定）

対象者の地域分布も考慮した上で、公共交通機関で通いやすい場所（市庁舎）を会場としている。

（大学生の活用）

中学生と年齢の近い大学生を学習支援補助員とすることで、中学生が参加しやすい環境づくりに努めている。

（定期的な意欲喚起）

毎月、その月の開催日を対象者に文書で通知しており、その中に生活福祉課職員からのメッセージ（「高校進学に向けてがんばろう」等）を入れて、学習意欲の向上を図っている。

また、学習会の開始・終了時点に、学習支援員・学習支援補助員から参加者へ、学習の心構えや頑張っている子どもに対する評価など、意欲を高めるためのメッセージを話している。

さらに、年度の初回にはオリエンテーションを開催するとともに、最終回には次年度の対象者の見学会も開催しており、そうした回では、大学生企画による催し（連想ゲーム等）を行っている。加えて学習会最終日には、修了証・皆勤賞証の授与を行っている。

（学習に集中できる場づくり）

他者と接することを苦手とする子どもの居場所づくりのために、自習席も確保している。

（学習状況の把握）

参加者一人ひとりの出席カードを作成しており、各回に勉強した教科のスタンプを押して、それまでの学習状況が分かるようにしている。

（高校生の参加促進）

支援終了後の高校生に対しても、開催通知を送付し、希望者は自由に参加できるようにすることで、高校生の居場所・学習機会を確保・提供し、中退防止につなげるよう工夫している。（高校生が中学生に勉強を教えることもある）

❑ 事業を実施する上での課題

（積極的な参加の促進）

保護者の関心が低い場合があるとともに、参加

者が少ない回がある。学習会の雰囲気のためにも、参加者数の確保は必要であり、同時にいかに保護者の理解・協力を得るかは今後の検討課題である。

（学校との日程調整）
　各学校の年間行事については教育委員会等から情報を入手して、学習会の日程が重ならないように工夫しているが、各学校で行う補習授業などは把握しきれないため、本事業との日程調整が難しい面がある。

（支援終了後のフォロー）
　支援終了後のフォローは十分とは言えず、今後の課題である。志望校に入学したのに、中途退学してしまった生徒もいた。高校進学後のフォローをしていれば、他の高校への転入学に誘導することができたのではないかと考えられる。

（スタッフの確保）
　支援員・補助員の確保方法が不安定である。最初に参加した人たちの個人的なつながりに依存している面があり、今後、いかに安定的な確保方策を構築していけるかが課題である。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

　学習支援に対する潜在的なニーズは大きいと考えられるが、実際の参加者は必ずしも多くない。この背景には、子どもの学習について意義を理解していない保護者がいることや、仕事をしなくとも生活できている保護者の姿を見る中で、学習して仕事を見つけることの必要性を感じられない子どもの存在が挙げられる。こうした状況を変えるためには、子どもだけでなく保護者の意識も変えていく必要があり、ケースワーカーによる保護者へのアプローチも含めた活動を展開することが必要である。

4. 岩手県盛岡市：中核市／直営／訪問型

✍この事例のポイント✍
・各家庭を戸別訪問して、就学資金計画等の保護者の相談対応など世帯全体への支援も実施。
・支援対象者は中学生と高校生。授業料の納付状況を定期的に調査し、中退リスクを早期に察知、介入。
・非常勤職員（教員の実務経験 5 年以上を有する者）が、ケースワーカーや学校教員と連携。

❑ 事業の概要

人口・面積・保護率	29.5 万人（18 歳未満：4.7 万人）、886 ㎢、16.93‰
事業名	盛岡市高等学校等就学支援プログラム
開始時期	平成 24 年 5 月～
対象年齢	中 1～高 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	訪問型
事業内容	個別の学習指導、相談対応・生活支援、定期通信の発行、就学資金借入支援、別事業（学習支援）に関する情報提供・つなぎ
実施場所	対象者の家庭、福祉事務所
実施頻度	週 1 回～（対象者により異なる） 月曜～金曜の 9:00～16:00 のうち 1～2 時間程度を原則とするが、夕刻以降や土曜の対応も適宜実施
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	就学支援相談員（市非常勤職員、小学校・中学校・高校における教員の実務経験が 5 年以上ある者）、ケースワーカー
庁内連携	主管：生活福祉第二課／生活福祉第一課と連携
関係機関連携	学校、病院、社会福祉協議会、学習ボランティア団体（学生団体）
事業費（H26）	763.6 万円：非常勤職員人件費（報酬、社会保険料）、交通費実費
事業担当課（電話）	保健福祉部生活福祉第二課（019-626-7510）

❑ 事業立ち上げの経緯

以前より、市として生活保護受給世帯の就労支援を行ってきたが、「貧困の連鎖」を防止するためには早期からの学習支援が必要であると考えていた。とりわけ、生活保護受給世帯の子どもの高校進学率はさほど低くないものの、圧倒的に公立より私立学校への進学者が多く、多額の経済的負担を負い、結果として中退につながってしまう子どもが多いことについて、課題認識があった。

そこで、生活保護受給世帯に対する国の重点施策として「社会的な居場所づくり支援事業」が実施されたこともあり、社会的に自立する上で最低限のレベルと考えられる高校卒業を目指して、中学生及び高校生を対象とした学習支援事業に平成 24 年度から取り組むことにした。

❑ 具体的な事業内容

就学支援相談員（市の非常勤職員）が、支援プログラムの対象者（生活保護受給世帯の中学生及び高校生）の家庭を訪問し、子どもに対する学習指導（状況に応じて学校の教材や教科書等を使って授業の復習、宿題の手伝い等）に加え、就学資金や生活全般に関する保護者の相談対応、就学資金借入時の同行、他の学習支援ボランティアに関する情報提供・連絡調整等を実施している。

実際に支援（訪問）を展開する前には、ケースワーカーと就学支援相談員等が協議の上、対象者に関する支援目標や内容を設定し、「アセスメントシート」及び「支援計画書」を作成する。また、支援を行った際には、「支援等記録簿」に都度記録を残す。

実施日時は、就学支援相談員の勤務時間内（平日 9 時～16 時）を原則とし、子どもに対する学習指導に加えて保護者の相談対応を行っている。ただし、当該勤務時間内での対応が難しい場合は、子どもの状況に応じて、夕刻以降や土曜に対応する。また、夏休み等の長期休暇は、通常の勤務時間にこだわらず重点的に戸別訪問を実施する。

❑ 事業実施体制

市が直営で実施している。本事業の主担当である就学支援相談員を市の非常勤職員として 3 人雇用し、支援対象世帯の担当ケースワーカーと連

携（情報共有、訪問同行等）し、支援を展開している。
また、本事業の主管である生活福祉第二課及び類似の分野を所掌する生活福祉第一課の職員も、支援の実施状況や支援対象者の就学状況等について、就学支援相談員やケースワーカーと定期的に情報共有し、支援の方向性について都度確認している。

❑ スタッフの確保・養成

就学支援相談員は、小学校、中学校または高校における教員の実務経験が 5 年以上あることを要件として、ハローワークを通じて募集し、結果的に実務経験を 8 年以上有する人材を確保した。
就学支援相談員に対しては、一般の市職員と同様の新任職員研修を提供するほか、精神疾患を抱える方への支援方法等に関して、外部の専門機関が実施している研修会へ派遣し、必要な知識・スキルの獲得を促している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

まずケースワーカーが、担当する生活保護受給世帯のうち、子どもの就学に関する支援が必要と判断される世帯（基本的には、中学生・高校生の子どもがいる全生活保護受給世帯）を抽出し、就学支援相談員等と協議の上、支援対象者を選定する。その後、ケースワーカーが就学支援相談員と当該世帯の保護者及び生徒へプログラムの趣旨等を説明し、支援を受けることについて同意を得る。
また、毎月 1 回、進学に関する参考情報や学校の行事予定等を記載した「就学支援通信 DREAM」を中学生・高校生がいる全生活保護受給世帯へ配布する中で、本事業への参加を呼び掛けている。
年度途中で新たに被保護となった世帯に中学生・高校生がいる場合は、都度事業について説明し、同意が得られれば支援対象としている。

❑ 事業の実績

平成 25 年度は、中学生対象者数 170 人のうち 101 人、高校生対象者数 168 人のうち 70 人が本事業に参加し、学習指導等の支援を受けた。

❑ 事業の効果

（子どもの学習環境整備、保護者の生活改善）
各家庭へ訪問することで、生活実態や子どもの就学状況をきめ細かく把握し、その理解に基づいて学習支援や生活支援を展開しているため、家庭における子どもの学習環境が整備されるとともに、保護者の生活習慣に改善傾向が見られる。
また、子どもの進学に関する資金計画を策定し、場合によっては資金借入に同行することで、経済的な事情等を踏まえて進路を選択できる世帯が増えている。

（スタッフの知見獲得、ネットワーク拡充）
事業を展開する中で、就学支援相談員や市担当職員が学習支援・生活支援に関する知識やスキルを獲得することができている。
また、学校（管理職や担任の教員）や社会福祉協議会等と、支援対象の子どもや家庭の生活・就学状況について、随時情報共有している。このほか、一部の公立高校で年に数回程度開催される、学校や福祉関係機関、市役所の関係者が一堂に会する「ネットワーク会議」に参加し、子どもへの対応方針等を協議している。こうした取り組みを通じて、関係機関・関係者とのネットワークが拡充し、生活保護受給世帯に対する生活指導や学校内における教育活動等においても活用することが可能となっている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（専門的な知見を有するスタッフの確保）
就学支援相談員の質を確保し、より効果的な支援を展開するため、人材を募集する段階で教員としての実務経験を 5 年以上有することを要件としている。加えて、特に福祉分野に関する専門的な知見については、スタッフが確実に身につけられるよう、外部研修への参加を促している。

（家庭に入り込んで総合的に支援を展開）
就学支援相談員が中心となり、ケースワーカーと一緒に各家庭を戸別訪問し、教育及び福祉双方の観点から子どもや保護者の就学・生活実態を把握した上で、子どもが継続的・自律的に学習できるようにするため、学習計画を策定し、現在子どもがつまずいている学習事項を教えるほか、就学資金の借入に関する保護者の相談対応等を総合的に展開し、子どもや保護者との信頼関係を構築している。

（関係機関との連携）
就学支援相談員とケースワーカーの連携だけでなく、支援対象者に関する学校での就学状況や家庭での生活実態を、学校の教員と随時情報共有する。また、年に数回程度、学校や福祉関係機関、市役所の関係者が出席する「ネットワーク会議」に参加し、子どもや保護者の状況を把握した上で、子どもへの対応方針等を検討する。その際、例えば保護者が精神疾患を抱えているような場合では、病院に保護者の対応（治療）を依頼し、子どもが学習に集中できる環境の確保に努めている。また、スクール形式の学習支援や居場所の確保を希望する支援対象者については、大学生団体が実施している学習支援ボランティア活動等の情報を提供し、つなぐようにしている。

❑ 事業を実施する上での課題

（事業終了後の継続的な支援）
本事業では、中学生だけでなく高校生も対象としているものの、高校卒業後の状況や生活保護受給世帯から外れた子どもの状況等については、事業の対象外となるため、必ずしも十分に把握できていない。事業の趣旨に照らし、貧困の連鎖を根本から解決するためには、事業の直接的な対象者でなくなってからも、継続的に状況を把握し、支援していく必要がある。

（子どもの学習機会の一層の確保）
本事業の中で、個別に学習支援を展開している一方、スクール形式での学習指導を希望する声も聞かれる。これに対し、関連する取り組みを実施している既存団体へつなぐ、市として新たに事業を展開する等の対応を検討・強化する必要がある。

（世帯全体への支援の一層の強化）
本事業では、相談対応や就学資金計画の作成等、保護者も含めて幅広く支援を実施しているが、依然として精神疾患を抱える保護者や子どもへの対応、経済状況について理解が進まない世帯への対応等、個別に支援を強化すべき対象（世帯）が存在している。

（庁内連携）
本事業は、生活福祉第二課が主管となり、生活福祉第一課とも連携しながら展開しているが、より有意義な支援を展開するためには、教育委員会や他の福祉関連部署との連携を強化することが求められる。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

生活保護受給世帯の子どもを支援する際には、子どもだけに焦点を当てるのではなく、適切な学習環境を確保する観点から、世帯全体へ目を向け、各家庭の事情をきめ細かく把握しながら、生活支援や保護者の相談対応等も併せて実施することで、より支援の効果を高めることができる。
また、活動に際しては、担当スタッフやボランティア等に一任するのではなく、ケースワーカーや学校の教員、外部の福祉関連機関等と連携し、情報共有しながら支援を展開することが重要である。

5. 山形県米沢市：小都市／委託／訪問型

✍この事例のポイント✍
・フリースクールを運営している NPO 法人と協働で事業を実施。
・マンツーマン対応の訪問型で実施。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	8.5 万人（18 歳未満：1.3 万人）、548 ㎢、1.07‰
事業名	生活保護世帯子ども健全育成支援事業
開始時期	平成 24 年 10 月～
対象年齢	満 20 歳未満
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	訪問型
事業内容	個別の学習指導、生活スキルの習得支援、保護者への子育てに関する助言・相談
実施場所	対象者の自宅
実施頻度	週 1 回 2 時間程度
利用料徴収	なし
実施体制	委託（NPO 法人・随意契約）
スタッフ	NPO 法人職員
庁内連携	主管：社会福祉課
関係機関連携	若者サポートステーション
事業費(H26)	259 万円：人件費
事業担当課(電話)	健康福祉部社会福祉課（0238-22-5111）

❑ 事業立ち上げの経緯

生活保護受給世帯では、保護者の就学や進学への関心が低かったり、生活習慣が不規則で学習習慣が身についていないために学力が低く、一般世帯に比べて高校進学率が低い状況にあり、貧困の連鎖が課題となっていた。

一方、市内でフリースクールを運営している NPO 法人に、「フリースクールに通いたいが、月謝（5 万円／月）が払えない」という生活保護受給世帯からの相談が増えてきたため、法人代表から市役所に一緒に何らかの支援ができないかとの相談があった。

そこで、日常生活の改善や学習習慣を身につけることで、意識が改善し、子どもが将来自立した生活を送れるよう支援し、貧困の連鎖を断ち切るための事業を実施することとした。

❑ 具体的な事業内容

週 1 回、平日の 18 時以降や土曜等のフリースクールの業務時間と重ならない時間帯に、NPO 法人のスタッフが対象者の自宅に出向いて、マンツーマンで 2 時間程度の支援を行う。

高校進学を主たるターゲットにしているが、ニーズに応じて柔軟に対応できるよう、対象年齢は満 20 歳未満に設定している。このため、就学前の幼児や高校中退した子ども等もフォローできる。

中学生の場合は、学習支援を中心に実施し、学校の宿題や定期試験の準備等、学校での学習内容の定着を図っている。また、学校の授業についていけない子どもには、本人がつまずいている段階までさかのぼって、苦手な分野を克服できるように指導している。

対象者の中には、学校で教室に入ることができず、保健室や相談室で過ごしている子どももいるため、本人の話にじっくり耳を傾ける相談の時間を十分とることもある。

高校生以降の年齢の場合は、アイロンがけ、掃除等、生活に必要なスキルを身に付けるための支援を実施している。

保護者に対しては、本人の学習の様子について密に情報交換を行うとともに、家庭学習の習慣が身に付くよう、家庭での関わり方や学習環境に関する助言、相談等を実施している。また、保護者の抱える子育ての悩みについて相談を受け、解決方法をともに考え支援している。

なお、支援の質を担保するため、事前に支援計画を立て、訪問毎に月 1 回、報告書を提出して市ケースワーカーと情報共有している。

❑ 事業実施体制

主に学校に行けない･行かないことを選択した子どもたち、今の社会で生きにくさを抱えた青少年の自立支援を中心に活動している NPO 法人があり、本事業に求められる専門性を有していると

判断したため、随意契約で委託している。
　この法人では、フリースクール、若者サポートステーション、カフェレストラン、会員制居酒屋、女性のためのフリースペース、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施しており、従来から市の子育て支援担当課等と個別ケースで連携実績があった。
　委託費は、NPO 法人のフリースクールのアウトリーチ事業の単価を参考に、2,700 円／時間の出来高契約としている。

❑ スタッフの確保・養成

　NP0 法人の常勤職員（単年度雇用）のうち、フリースクール、若者サポートステーションを担当している教員免許保有者 8 人で支援している。（平成 25 年度実績）
　本事業に特化した研修は実施していない。

❑ 対象者への参加呼びかけ

　ケースワーカーが定期的な訪問や関係機関からの情報をもとに支援が必要ではないかと考えた世帯の保護者に対して事業内容を紹介し、保護者から対象となる子どもに利用意思を確認する。
　利用希望が出たら、ケースワーカーと NPO 法人職員が一緒に家庭訪問し、事業の説明をしたうえで支援を開始する。

❑ 事業の実績

　平成 25 年度の利用者は、9 世帯 12 人である。

❑ 事業の効果

（高校進学率）
高校への進学率は、100%である。

（子どもの変化）
　最初は子どもに会えないところからスタートしたが、「次はいつ来る」と約束してそれを守って繰り返し訪問を続けると、だんだんと受け入れて、子どもの側も約束を守れるようになり、部屋を暖めて待ってくれる等、お客さんを迎える当たり前の準備ができるようになってきた。
　保健室登校だった子どもが相談室で勉強できるようになってきた。

（ケースワーカーの負担軽減）
　ケースワーカーの定期訪問では、子どもに会えないことのほうが多く、子どもの生活実態をつかむことが難しい。この事業で NPO 法人職員が週 1 回子どもに会い、情報提供してくれることで、ケースワーカーは世帯状況を把握し、必要な支援につなぐことができる。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（集合型でなく訪問型で実施）
　交通手段を確保することが難しく、事業実施側で送迎サービスを提供するのは負担が大きいため、集合型よりも訪問型のほうが効率的である。
　自宅に出向くので、子どもの送り出しや事業実施場所までの送迎等について保護者の負担がないため、保護者の協力・理解を得やすい。
　集合型にすると、生活保護受給世帯の子どもであることが分かってしまうので、家庭教師のような形で家庭訪問するほうが抵抗感が少ない。

（事業終了後のフォロー）
　学習支援事業終了時に NPO 法人が実施している他の事業や困ったときにはいつでも相談できることを紹介し、子どもの希望に応じて NPO 法人の事業に移行している。
　特に、同一法人が実施している若者サポートステーションは受け皿となりやすい。

❑ 事業を実施する上での課題

（学校との連携）
　現時点で、教育委員会や学校に対して事業説明等は行っていないが、今後、連携のあり方について検討する必要がある。
　訪問時の様子だけでは子どもの学習のつまずきがどこから来るのか把握しきれないこともあるので、担任から学校での様子を聞くことができれば、より的確なアセスメントをし、効果的な支援ができる可能性がある。

（生活保護脱却後のフォロー）
　生活保護を受給しないことになり、事業の対象外になった子どもについては、NPO 法人の独自事業を利用することで支援を継続できているが、仕組みとして何らかの経過措置も今後必要である。

（対象拡大の必要性と受け皿の確保）
　現在は、ケースワーカー個人が気になる世帯を抽出し、事業参加を呼びかけている。しかし、抜け漏れが出る可能性もあるので、今後は対象世帯全数に事業案内する必要があるのではないか。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

　事業内容が学習支援だけに限られると動きにくい。学習支援が必要な子どものいる世帯は、複合的な課題を抱えている場合が多く、適切に自立相談支援事業につなぐなどの包括的な支援を実施すべきである。

6. 福島県会津若松市：中都市／直営／集合型・訪問型

✍この事例のポイント✍
・利用者に合わせた場所・時間で、マンツーマンの学習指導。
・関係機関と恒常的に情報共有を行い、必要に応じてつなぎながら支援を展開。
・高校進学後も中退防止や進路についての支援を実施。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	12.3 万人（18 歳未満：2.0 万人）、383 ㎢、15.8‰（平成 26 年 4 月 1 日現在）
事業名	学童生活支援プログラム、高校就学支援プログラム
開始時期	平成 19 年 12 月～（中学生）、平成 20 年 1 月～（小学生）
対象年齢	小 1～中 3
世帯要件	生活保護受給世帯（小・中学生）
事業形態	集合型・訪問型
事業内容	学童生活支援員 1 人（小学生対象）と高校就学支援員 1 人（中学生対象）を非常勤職員として雇用し、生活保護受給世帯の子どもの支援を行っている。（集合型と訪問型で実施）
実施場所	利用者宅、学校、市役所会議室等　※送迎なし
実施頻度	利用者と相談しながら適宜設定している
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	学童生活支援員 1 人、高校就学支援員 1 人
庁内連携	主管：地域福祉課
関係機関連携	小中学校、NPO 法人等
事業費（H26）	約 450 万円：人件費、研修参加・視察費用等
事業担当課（電話）	地域福祉課（0242-39-1292）

❑ 事業立ち上げの経緯

近年、会津若松市では経済状況の悪化に伴って生活保護申請へ至る世帯が増加している。

生活保護を受給している世帯では、生活習慣が乱れている子どもが散見され、そのような世帯については、生活保護ケースワーカーによる定期的な訪問だけでは対応できない状況になっていた。また、そうした世帯においては、学習支援を行う以前に生活環境の改善を必要とする場合が多く、保護者と協力して、子どもの食事に気を配る、風呂に入れる、毎日洗濯した服を着せるなど、養育意識・行動の改善を図る必要があった。

そこで、平成 19 年 12 月から、生活保護受給世帯の中学生を対象にした「高校就学支援プログラム」を実施するとともに、平成 20 年 1 月から生活保護を受給している世帯の小学生を対象にした「学童生活支援プログラム」を開始した。

❑ 具体的な事業内容

（学童生活支援プログラム）

生活保護を受給している家庭の子ども（小学生および未就学児）の日常生活の自立を支援するため、学童生活支援員が家庭訪問を行い、起床・着替え・食事・学習等の場面で安定した生活を送ることができるよう指導している。また、学習支援が必要な小学生については、保護者の協力の下で子どもに対して日常生活支援（生活習慣づくりの意識づけや食生活のアドバイス等）を行いながら、必要に応じて学習支援を行っている。

（高校就学支援プログラム）

生活保護受給世帯の中学生を対象に、学力向上と高校進学を促すことを目的として、学習習慣や生活習慣を身に付けるため、高校就学支援員を配置して支援している。具体的には、高校就学支援員が学習教材等を使って、支援対象者の習熟状況に応じて個別に学習指導を行っている。

上記 2 つのプログラムを通じて、小学校から中学校まで長い期間を対象としてフォローしている。学童生活支援員と高校就学支援員は、ケースワーカーや学校と子どもや家庭の状況について随時情報共有しており、支援員同士も支援対象者の情報を共有・検討している。なお、いずれのプログラムにおいても、支援対象者一人ひとりの都合に合わせて場所・時間帯や指導内容・方法を設定している。

また高校就学支援員は、高校に進学した後の相談にも応じており、中退防止や卒業後の進路等についての支援を行っている。また、全日制の高校

への通学が難しければ、定時制や通信制の学科に移る等のアドバイスも行っている。

支援員が訪問・学習支援する頻度は、週 2 回のこともあれば、月 1 回のこともあり、本人の希望や支援の必要性によって適宜設定している。中には、既に家庭内での学習環境が整っており、子どもの学習習慣も安定しているため、見守りだけでよい場合もある。なお学習支援の 1 回あたりの時間は原則として 1～2 時間であるが、これも子どもの状況に合わせて設定している。

支援員は毎日、いつ・どこで・誰にどのような支援をしたかを記載した日報を作成し報告しており、その内容がケースワーカーの業務に活用されることも多い。

❑ 事業実施体制

学童生活支援員 1 人及び高校就学支援員 1 人を市の非常勤職員として雇用し、直営で実施している。

❑ スタッフの確保・養成

学童生活支援員、高校就学支援員ともに、公募（学童生活支援員は平成 20 年、高校就学支援員は平成 19 年）で選定したが、その際に教員免許を持っていることを条件にした。さらに、学童生活支援員は保育士の免許も有している。

支援員の養成については、大学でのセミナーや読み聞かせの研修、先進地域の視察を行う機会を提供しているほか、本事業の活動を推進する上で活用できる専門資格（社会福祉士等）の取得を促している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

対象者は生活保護受給世帯の中から選定している。明確な判断基準を設けることはしておらず、支援員が担当のケースワーカーと協力しながら選定して、保護者・対象者に取り組みを説明し、同意を得た上で参加してもらうようにしている。

事業の開始に当たっては、最初に子どもと面接して生活全般の状況を把握し、どのような支援をすればよいか見極めた上で、支援を進めることになる。

❑ 事業の実績

学童生活支援プログラムの支援対象者は、平成 23 年度は 25 人、平成 24 年度は 19 人、平成 25 年度は 18 人であり、そのうち当初の目標（学習習慣の確立、学力の向上等）を達成したのは、順に 22 人、19 人、12 人である。

高校就学支援プログラムの支援対象者は、平成 23 年度は 17 人、平成 24 年度、平成 25 年度はともに 9 人であり、高校に進学できたのは、平成 23 年度が 15 人、平成 24 年度、平成 25 年度は全員であった。

❑ 事業の効果

学習支援を通じて、確実に学習習慣が身につき、学力が向上している子どもが多く、高校就学支援プログラムでは支援対象者全員が高校に進学できた。さらには子どもの努力を目の当たりにすることによって、保護者自身も生活再建のために努力し始める例も見られる。

なお、どのような子どもであっても、学習支援を通じて学力を伸ばすことは可能であるが、保護者の理解や協力があると効果が出やすい。その意味で、保護者の相談対応や啓発も含めて、世帯全体に対して支援を展開することが、学習支援の効果を高める上で重要であると考えられる。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（学校との連携）

従来から、不登校児童・生徒の支援について地域福祉課と学校の連携ができており、本事業においても、学童生活支援員や高校就学支援員が子どもや家庭の状況について学校と情報共有ししている。

また、実施場所として学校を借りることもあるため、年に一度は、市の担当課から学校に事業趣旨や協力依頼を記した文書を発出したり、各支援員が学校を訪問して事業実施状況について説明しつつ、本事業への協力を依頼している。

（支援員の継続雇用）

各支援員は、事業当初から継続的に雇用しているため、子どもや保護者との信頼関係を築きやすい。なお、支援員は市の非常勤特別職であり、勤務時間は 9：15～16:00 が原則であるが、子どもに会える時間は夕方から夜になる場合も多いため、支援対象の子どもに合わせた柔軟な勤務形態を認めている。

❑ 事業を実施する上での課題

生活困窮世帯の子ども全体については、これまで生活実態を把握する仕組みや事業が存在しなかったため、今後の対応方法について検討する必要がある。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

支援を担当するスタッフは、教員の資格がある方がよいだろう。ただし、学校の先生とは違って、子どもだけではなく保護者にも寄り添うことが重要である。

7. 千葉県習志野市：中都市／直営／集合型

✍この事例のポイント✍
・生活保護受給世帯の子どもに対して、基礎学力の習得及び進学に向けた個別指導を実施。
・教員免許を保有する講師や教職課程の大学生が、参加者一人ひとりの状況に合わせて指導。
・事業参加者が高校に進学した後も中退防止のため、継続的に支援。

❑ 事業の概要

人口・面積・保護率	16.6 万人（18 歳未満：2.7 万人）、21 ㎢、11.3‰
事業名	生活保護世帯高校進学希望者学習支援事業
開始時期	平成 21 年 4 月～
対象年齢	中 1～中 3、高校生
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型
事業内容	平日の夕方や夏休み、冬休みに、教員 OB や教職課程の大学生等による個別指導を行っている。
実施場所	市庁舎分室内の会議室　※送迎なし
実施頻度	週 2 回 17:30～19:30（夏季、冬季特別学習期間は 15:30～18:30）
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	学習支援講師（教員免許保有者、又は大学生を市の非常勤職員として雇用）
庁内連携	主管：保護課、子育て支援課と連携
関係機関連携	市内中学校等
事業費（H26）	250 万円：非常勤職員人件費、大学生スタッフ人件費、交通費、テキスト代、役務費（団体保障）、郵便料（チラシの送付等）
事業担当課（電話）	保護課（047-453-9205）

❑ 事業立ち上げの経緯

生活保護受給世帯の子どもが成長後、独立・自立した生活を送るためにも高校進学は重要な意味を持つが、現状としては、生活保護受給世帯の子どもの多くは、基礎学力が不足しているため高校進学を断念したり、高校進学後に中退する場合が見受けられる。このことから、平成 21 年度より生活保護受給世帯の子どもに対して、基礎学力の習得及び進学に向けた個別指導を行い、高校進学率を高めるとともに、中退防止を図ることとした。

なお従前から、高校進学に伴い必要な費用（入学費・制服代、入学後の授業料、交通費、教材費など）を整理して、ケースワーカーから生活保護受給世帯にアドバイスを行っていたが、ケースワーカーや職員の中から、アドバイスするだけではなく勉学を支援する取り組みも実施したいという意見があった。

❑ 具体的な事業内容

平日の夕方や夏休み、冬休みに、教員 OB や教職課程の大学生等による個別指導を行っている。

場所は、京成津田沼駅前にある市庁舎分室内の和室を利用しており、市内のどの地域からも会場まで 2 駅以内の距離なので、通いやすい環境である。時間帯は、通常は 17:30～19:30、夏季・冬季特別学習期間は 15:30～18:30（講師勤務時間は通常は 17:00～20:00、夏季・冬季特別学習期間は 15:00～19:00）で設定している。実施曜日は、平成 25 年度は月曜・木曜、平成 26 年度は月曜・水曜で実施。

参加者は、市内在住の生活保護受給世帯の中 1～中 3 及び高校生である。平成 21～22 年度は中 3 のみを対象としていたが、平成 23 年度から中 2 も対象に入れ、平成 24 年度には中 1 や高校生にも拡大した。

参加者の定員は特に決めていない。年度ごとに参加者数の状況によって、教えるスタッフの人数を調整している。平成 25 年度は参加人数が多かったため、教員 OB2 人＋大学生 3 人が担当していたが、平成 26 年度は参加人数が少ないこともあり、教員 OB2 人＋大学生 2 人が担当している。

指導方法は、基本的に細かく設定せず講師の専門性に任せているが、子どもの状況（学力レベル、学習したい内容等）によって柔軟に対応している。

各回の活動状況については、講師が日報を作成して市へ提出している。また、教員 OB のうち 1 人を全体の調整役として任命している。当該役は、週に 1 回、各参加者の毎週の活動状況を整理して市へ報告し、その内容は市の担当職員と担当ケー

スワーカーが確認している。

なお、学習支援を行う中で気になる言動等が見られた場合には、講師が市の担当職員やケースワーカーに報告し、主にケースワーカーが家庭訪問して保護者と話をするなど、家庭の状況を把握するよう努めている。

また、高校進学後に勉学を頑張っている支援対象者 OB／OG に高校生活の話をしてもらう機会も設けている。

❑ 事業実施体制

当初から教員 OB と大学生で学習支援を実施しているが、顔ぶれは変わっている。なお、学習支援を行う際には、教員 OB のうち 1 人が全体の調整役となり、他のスタッフの勤怠をチェックしている。

時給は、教員 OB には 1,125 円、大学生スタッフには 910 円を支給している。金額については、市の臨時職員等の時給（小中学校の事故補充教員の日給 9,000 円、放課後児童補助職員の時給 910 円）を参考にして設定した。また、時給以外に、交通費も 1 日当たり 600 円を上限に支給している。

❑ スタッフの確保・養成

教員 OB については、ハローワークを通じて公募した。公募の際には、勤務日数、勤務時間、支援対象の学年等を公表し、教員免許の保有を条件にして募集した。

大学生スタッフについては、近隣の大学（学生課）に本事業を説明して、学生向けの掲示板に募集チラシを掲示してもらうよう依頼した。また、平成 21 年度に参加した大学生スタッフが卒業する際に大学の後輩に声をかける例も見られた。

教員 OB や大学生スタッフに対する研修は特に実施していないが、教員 OB は教員免許を保有しているという点で、学習支援の質を担保できている。

大学生スタッフに対しては、2 人の教員 OB から、通常の活動の中で学習指導の方法や子どもへの接し方等を指導している。教員を目指している大学生が多く、本事業のスタッフを経験した後、実際に教員になっている人もいる。

❑ 対象者への参加呼びかけ

各年度の事業が始まる前（3 月頃）に、本事業の対象になる生活保護受給世帯の子どもを抽出し、複数名のケースワーカーが担当地区ごとに該当家庭に事業趣旨・内容を記載したチラシを持参して説明している。参加を希望する場合には、保護者が申込書を記入し、ケースワーカーへ提出する。

6～7 月頃には、市の担当職員が市内の中学校 7 校を全て回って管理職に話をし、該当する子どもに事業への参加を呼びかけてもらうよう依頼している。

また、夏休みや冬休みには集中的な勉強会（1 週間ほど連続して学習指導を行う取組）も開催しており、その直前の時期に改めて各対象世帯へチラシを配って参加を呼びかけている。

参加の呼びかけに対する保護者の反応については、強く拒否されることは少ない。ただし、部活を頑張っているので参加できないという場合や、民間の塾に通っているため本事業に参加しない場合も見られる。

❑ 事業の実績

平成 25 年 4 月 1 日で支援対象者に該当する子どもは 55 人、そのうち学習支援事業に参加を希望した人数は 19 人、実際に参加した人数は 15 人であった。このうち、毎回参加した子どもは 1 人、1 か月だけ休んだ子どもは 1 人おり、半数以上は継続的に参加していた。

平成 26 年度は計 9 人（中 1 ： 1 人、中 2 : 2 人、中 3 : 3 人、高 1 ： 1 人、高 2 : 2 人）が参加している。

❑ 事業の効果

本事業に参加していた子どもは全員、高校に進学している。平成 22 年度の卒業生は、高校進学を経て大学に進学した者が 3 人、専門学校に進学した者が 1 人おり、今後、貧困の連鎖を防止する効果が現れてくるのではないかと期待される。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（学校との協力・連携）

支援対象者が所属している学校には、市職員が直接赴き、本事業の趣旨を管理職へ説明して、理解・協力いただくようにしている。円滑な連携が図れている。

（庁内の連携）

庁内に子育てをテーマとする会議体があり、福祉関係部署や教育委員会の担当者が参画するため、そうした場を通して、本事業の活動内容や対象者の生活・就学状況について情報共有し、必要な対応を検討している。

（個別指導）

本事業では、教科書等を用いた授業形式ではなく、教員 OB・大学生スタッフが子ども一人ひとりの習熟状況等に合わせて個別指導しており、講師が用意した問題を子どもに解かせる取り組みが中心となっている。夏季講習等では、子どもが持参した学校の宿題等の課題を個別に指導することもある。

（決まりごとの作成・実施）
学習会内部の決まりとして、講師用・子ども用のルールを作成している。講師に対しては遅刻時の連絡、進路相談の実施、学習日誌の作成、情報管理等を徹底している。また子どもに対しては、携帯電話等を使わない、大きな声で私語をしない、他の参加者やスタッフの個人情報を勝手に SNS 等で公にしない等の約束をしている。これにより、良い意味での緊張感が生まれ、学習に集中することができるようになる。

（参加者に配布する案内（決まりごと））

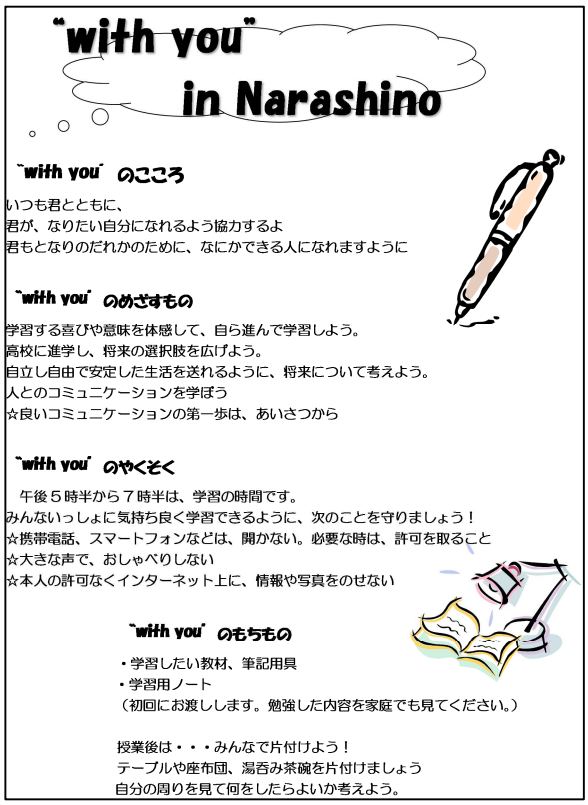

（講師の継続的採用）
学習支援を担当する講師が年度によって変わることのないよう、可能な限り講師を継続的に採用して固定化し、支援を受けた中学生が高校進学後も来所しやすい環境づくりを心がけている。

（職員による参観とスケジュール・課題点等の共有）
市の担当部署の学習支援事業担当者が、月 1 回は勉強会の状況を参観して、活動状況や子どもの反応等を把握するようにしている。また、職員と講師で検討会を毎月行い、その月のスケジュール確認や活動に係る課題点の整理、対応方針の検討等を行うようにしている。

（財政当局に対する進学実績のアピール）
本事業は、これまで何年も継続している取組であり、本事業に参加した高校進学希望者は全て高校進学している点は、大きな成果として財政当局にもアピールしている。

❑ 事業を実施する上での課題

（事業実施体制）
これまで直営で事業を実施してきたが、講師の確保や、事業開始時の参加呼びかけに関するケースワーカーの業務負荷が大きいこと等を勘案し、平成 27 年度からは委託で実施する予定である。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

自治体の規模にもよるが、人口や面積が習志野市と同規模であれば、臨時職員を雇用するなど、庁内体制をうまく整えることにより、直営で実施することは可能である。また、活動規模を拡大していく上では、委託について検討することも必要と思われる。

8. 千葉県八千代市：中都市／直営／集合型

✍この事例のポイント✍
・学校の授業や塾の代替ではない居場所事業を展開。
・事業立ち上げに関わった大学教員との協働関係を維持。
・地域の大学と協力して学生ボランティアを確保。

❑ 事業の概要（平成 26 年 4 月 1 日現在）

人口･面積･保護率	19.3 万人（18 歳未満：2.8 万人）、51 ㎢、10.4‰
事業名	八千代・若者ゼミナール
開始時期	平成 21 年 10 月～
対象年齢	中 1～高 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型
事業内容	マンツーマンの勉強会
実施場所	福祉センター（市役所隣接）　※送迎なし
実施頻度	毎週木曜　17:00～19:30（時間内であれば好きな時間に参加可能）
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	家庭・就学支援相談員（市役所嘱託職員）、ボランティア（交通費実費のみ支給）
庁内連携	主管：生活支援課
関係機関連携	子ども相談センター、近隣の大学等
事業費（H26）	300 万円：嘱託職員の報酬、共済費（嘱託職員の社会保険料・雇用保険料）、ボランティア交通費、消耗品費、参考書・テキスト代
事業担当課（電話）	健康福祉部　生活支援課（047-483-1151）

❑ 事業立ち上げの経緯

本市の生活保護受給世帯の特徴のひとつに、母子世帯の割合が全国平均より高いことが挙げられていた。そのため自立支援プログラムの策定を検討していたところ、平成 19 年に実施した児童扶養手当を受給している世帯に対して行われた調査結果にて、生活保護受給世帯は、保護を受給していない世帯に比べ、保護者の低学歴・就職はしていても不安定な雇用形態や、就労の継続が困難であることなどが浮彫りとなる。また子どもの育ちについては「（母親以外に）頼れる大人がいる」「学校にしっかりと通っている」という回答割合が低く、親族との関係もそれほど多く見られないなど、母子世帯が地域から孤立しがちなことが明らかになった。

この結果を受けて、中 3 生の高校進学のための学習支援を行いつつ、保護者以外の多くの大人と関わる中で人間関係を広げ、将来の進路を明確化したり、生活の自立を進めることが必要であるという認識に至った。

そこで、この調査に関わった大学教員が運営する NPO 法人が、平成 21 年度に年賀寄付金配分事業の助成を受け、「貧困家庭で育つ子ども達を対象とした、学習機会を保障し、生き抜く力を養う子供居場所事業」を立ち上げた。この段階では、市は活動場所を無償提供するのみであったが、平成 22 年度からは市直営による「子供居場所事業:八千代･若者ゼミナール」として引き継いだ。

❑ 具体的な事業内容

（学習支援）

生活保護受給世帯の中高校生を対象として、毎週木曜の 17:00～19:30 に、市役所隣接の福祉センターの会議室 2 ヶ所を借りて、勉強会を実施している。

時間内であれば好きな時間に参加し、好きな席に座って、スタッフとマンツーマンで学習を行う（一緒に教科書を読む、一緒に問題を解く、暗記を手伝う等）。

いわゆる授業形式ではなく、子どものペースとやる気に合わせて個別支援形式をとっているため、塾の代替ではない。

教材は学校の教科書や宿題等、子どものやりたいものを持ってきてもらうことが原則であるが、教材も購入してあり、必要に応じて利用できる。また、学び直しが必要で小学校のドリルまで戻るような場合は、子どもの自尊感情を損ねないよう、スタッフが手作りのドリルを用意することもある。

1 回あたりの参加者は平均 10 人程度、スタッフは 4、5 人である。

子どもの 8 割程度は会場まで自転車で通って

くる。一部、電車やバスで通う子どももいるが、費用は自己負担である。
夏休み期間は週 1 回の頻度は変えないものの、時間を延長した学習会とし、子どもにも好評である。

（生活支援）
学習支援とあわせて、休憩時間や学習終了後のスタッフと子ども、子ども同士でのコミュニケーションを通じて、ソーシャルスキルが身に付くように配慮している。
また、市母子保健課と協働して夏休み中に食育のための調理実習（材料費として 100 円を徴収している。）、口腔衛生の学習を行っている。また、卒業生を招待し、一緒に活動することでその後の問題・課題がないかフォローしている。
家庭や学校の相談事を聞いた際には、必要に応じて、ケースワーカーにつなぎ家庭状況を確認するようにしている。

（活動風景）

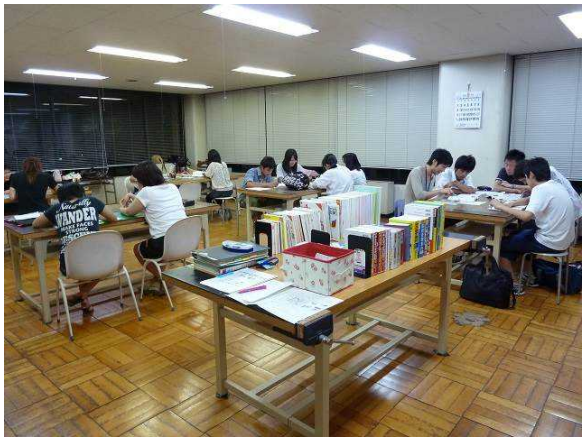

（保護者への支援）
ケースワーカーは定期的な家庭訪問等で、家庭・就学支援相談員は窓口へ保護者が来所した際に声をかけ、保護者と子どもの状況の確認や生活課題に対する助言を行っている。
高校や大学等の進学や就職に関しての相談も受けており、子どもが就職を希望している場合には、就労支援相談員につなぎ、保護者と一緒に支援を受けられるようにしている。

❑ 事業実施体制

生活支援課が実施主体であり、家庭・就学支援相談員（1 人。嘱託職員、週 4 日勤務）が配置されている。
学習会のスタッフはボランティアで、交通費として 500 円／回を支払っている。現在のボランティアは、社会人 3 人（事業立ち上げ時の NPO 法人に所属している大学教員）と大学生 11 人である。

❑ スタッフの確保・養成

ボランティアスタッフは、八千代市社会福祉協議会のボランティアセンターと協力して、近隣の大学へ呼びかけて募集している。
また、事業立ち上げ時の NPO 法人に所属している大学教員が、自身の教え子の学生を連れて参加してくれている。
その他にも、市とインターンシップ契約を結んだ大学からの学生派遣、ボランティア活動が授業の単位となる大学との連携等で学生を集めている。
ボランティアには、受け入れ開始時に、家庭・就学支援相談員がマニュアルを用いて、事業の説明を行うとともに、子どもとの関わり方、個人情報の扱い等についての説明を行っている。また、生活保護に関する研修や、スタッフ同士で集まり活動について意見を出し合う会議等も実施している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

中学校の夏休み期間に、ケースワーカー、家庭・就学支援相談員が中 3 生の子どもがいる生活保護受給世帯全てを訪問し、保護者、中 3 生と面談を行っている。そこで、通学状況や進路希望の把握、高校就学費用の説明等を行う一環として事業の案内を行っている。
中 1、2 生でも、ケースワーカーが早期の参加が望ましいと判断した場合には、家庭訪問時に子どもと面談したり、チラシを配布して事業説明を行い、参加を呼びかけている。
保護者が参加に同意しない場合もあるが、そうした場合には、担当ケースワーカーから将来の就職状況も含めて説明しながら、高校進学を勧め、本事業への参加を促すようにしている。

❑ 事業の実績

平成 26 年 4 月 1 日時点で利用要件に該当する子どもは 120 人程度いるが、実際利用しているのは 34 人、うち中 3 は 2 人である。（30 人は生活保護受給世帯、2 人は生活保護受給歴がある世帯、

2 人は生活保護受給歴がない児童扶養手当受給世帯)。
生活保護受給世帯以外の子どもは、平成 21 年度の任意事業立ち上げから継続して関わっている子どもである。

❑ 事業の効果

(進学・就職の目標達成)
最も見えやすい効果は、中 3 生が志望校へ合格したこと、高校生が中退せず進級したことである。また、事業の参加者で、大学に進学したり、高校卒業後に就職した例が出始めている。

(勉強への意欲の回復)
「高校には行かない」と言っていた子どもが、学習支援で「分からない」気持ちを受け入れてもらったことで勉強に興味を持つようになり、高校に進学した。
高校受験に失敗して傷ついていた子どもは、月 1 回面談を行いながら徐々に学習支援の場に復帰でき、周囲の仲間が頑張る姿を見て、自身も通信制の高校へ入学できた。
「高校をやめたい」と言っていた高校生に、通信制高校の選択肢があることを伝えた結果、中退ではなく転校という進路をとることとなった。

(子ども同士のつながり)
学校では話せないような話ができたり、お互いに声をかけあって頑張る姿が見られている。

(大人のモデル提示)
「保護者でも先生でもない身近な大人」である大学生と触れ合うことで、大学生を身近で社会的な大人のモデルにでき、将来を考える際により広い視野を持てるようになったと考えられる。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

(学習をツールとした居場所づくりの支援)
学習支援の場であるが、教科の勉強に特化するのではなく、子どもが生きる力を養い、自分の夢を自分自身でかなえることを応援する場と位置づけて支援している。

(子どもの自尊感情の尊重)
学習支援では、子どもの「分からない」という気持ちをあるがままに受け止め、否定することはしない。できなかったことに対しても取り組んだこと、努力したことを認めて伝え、できたときはたくさん褒めるようにしている。

(スタッフの子ども対応・受け入れマニュアル)
事業の運営で必要となる事項を整理して、マニュアルを作成・運用しており、スタッフに対する研修等でも活用している。

(学校との連携)
不登校などの問題を抱えた参加者がいれば、市子ども相談センターにつなぎ、センターの職員と家庭・就学支援相談員が共に学校を訪問し、教員と対応を相談するなど、必要に応じ学校と連携している。

(市子ども相談センターとの連携)
事業内で、子どもの家庭や学校に関する問題の話が出た場合は、担当ケースワーカーを通じて子ども相談センターへ相談、対応を依頼する場合がある。子ども相談センターは児童虐待の通告窓口にもなっている。
また、子ども相談センターから参加者を紹介されることもある。

(子どもに関わる記録の作成)
事業参加者には、学校の定期試験が終わるとその結果を持ってきてもらい、成績のデータベースを作成して、学習支援に活用している。
また、1 つの電子ファイルに、家庭・就学支援相談員がゼミナールでの子どもの様子を記録したり、ケースワーカーが世帯訪問時等に把握した子どもの心理状況・生活状況・進路状況を記録し、相互に確認し、子どもとの関わりの参考にしている。
また、ゼミナールのスタッフは、紙媒体で、学習支援の場での子ども一人ひとりの取り組み状況やその日話したこと、次回担当スタッフへの申し送り等の記録を作成しており、生活課題等が見つかった際には、家庭・就学支援相談員からケースワーカーに伝え対応してもらうようにしている。

(子ども、スタッフに対するアンケート)
参加している子どもとスタッフに対して年 1 回アンケートを実施し、出された意見や声を事業運営に活かしている。

❑ 事業を実施する上での課題

(高校生への支援)
高校に進学した子ども達は、勉強よりも居場所としての利用が増えてきている。高校卒業後の進路について一緒に考える機会を設けたいと考えているが、具体的な内容については模索中である。

(学習内容)
子どもによって学習内容の差が大きいため、学力を伸ばすためのノウハウが不足している。子どもの学力に応じてこれまで作りためてきた教材を集めて、八千代市学習支援オリジナルの教材を作成することを計画している。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

保護者や子どもが「支援はなくても大丈夫」と言っている家庭であっても、本当は支援が必要である場合も多い。そうした家庭についても、正確に情報収集して、ニーズを把握する必要がある。子どもに対する勉強の支援だけでは不十分であり、家庭全体の生活支援や、保護者に対する支援も必要である。

この事業を立ち上げることで子どもの様子が分かり、ケースワーカーが安心感を持って業務に従事できるようになる。子ども・保護者からも「あって良かった」という声が寄せられている。

9. 神奈川県川崎市：政令市／委託／集合型

✍この事例のポイント✍
・各区行政担当が地域の課題を分析して事業計画を立て、手上げ方式で予算確保して事業を実施。
・開催頻度、対象者要件等は統一するが、事業内容は区の状況に応じて委託先が創意工夫。
・参加呼びかけのツールとして、子どもが興味を持ちやすいイラスト、ルビ付きのカラー冊子を配布。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	146.0 万人(H26.9 現在)（18 歳未満：23.6 万人（H25.10 現在））、144.4 ㎢、22.40‰（H26.8 現在）
事業名	学習支援・居場所づくり事業
開始時期	平成 24 年 10 月～
対象年齢	中 3（区によって、中 1,2 を受け入れている場合がある）
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型
事業内容	高校進学等を目的とした子どもの個別学習支援
実施場所	市の公共施設会議室　※送迎なし
実施頻度	週 2 回　18:00～20:00
利用料徴収	なし
実施体制	委託（NPO 法人・公募プロポーザルにより選定）
スタッフ	委託先職員、学習サポーター（時給・交通費を支給）
庁内連携	主管：生活保護・自立支援室／区福祉事務所、教育委員会と連携 （関連 16 部局が参画して、生活保護自立支援対策方針を全庁的に策定）
関係機関連携	中学校等
事業費（H26）	5,760 万円：委託先人件費、交通費、教材費
事業担当課（電話）	健康福祉局　生活保護・自立支援室（044-200-3497）

❑ 事業立ち上げの経緯

保護率の高い市南部地域にある川崎福祉事務所における生活保護受給世帯の全日制高校への進学率は 36%で､3 人に 2 人は定時制高校へ進学、または進学しない状況があり､定時制高校は中退率も高いため、全日制高校への進学率を高め、将来の就労等の選択肢を広げる必要性を感じていた。

また、平成 22 年に内閣府が実施した「子どものいる家庭の生活状況調査」やこれをもとに平成 24 年に川崎市独自に実施したアンケート調査をみると､生活保護受給世帯では経済状況を理由として進学先の理想と現実にギャップがあり､将来の働き方についても医師・看護師・教師等の高等教育や資格が必要な職種は選択肢からはずされており､高等教育を受けて安定的職種に就くという進路への「あきらめ感」が見られた。

こうした状況を改善し､健全な育成環境を維持することが困難な生活保護受給世帯に対して､学習支援やその他の教育支援､生活支援を実施するとともに、子どもの居場所をつくることで、子どもにあった高校進学やその後の円滑な学生生活を実現し、経済的・社会的自立を促すことを目的として、事業を開始した。

当時､同じ市南部地域の田島福祉事務所のケースワーカーが､生活保護受給世帯の中学生を対象に､月 2 回ボランティアで勉強を教えていたことから､これを市の事業として位置づけることとし､平成 24 年 10 月に市内でも保護率の高かった区で事業を開始し、その後順次各区に拡充し、平成 26 年度中には全区で事業が開始される運びとなった。

❑ 具体的な事業内容

NPO 法人等への委託により、以下の事業を実施している。
・高校進学等を目的とした生活保護受給世帯の子どもの個別学習支援
・生活保護受給世帯の子どもを持つ保護者に対する教育支援・生活支援（一部の区）
・生活保護受給世帯における中学校卒業者、高校等通学者に対する教育支援（一部の区）
・その他、生活保護受給世帯に対する学習・健全育成等教育支援（一部の区）

どのような学習支援が有効であるか試行錯誤している段階で、多様な団体に委託しているが、これまでのところ､各区に拠点を持って活動して

いる団体が事業を受託している場合が多い。

当初は、区役所の会議室等で活動していたが、場所代がかからない等の利点はあるものの、間借り感があり参加者も打ち解けない雰囲気があったため、現在では、4 か所の委託先の管理している拠点（合計 8 か所）において実施する形となっている。委託先の管理している拠点であれば、週 2 回の学習会以外の日でも、参加者が随時立ち寄ることも可能になる。子どもの多くは自転車で通う。

時間は、17:00～21:00 までの間で設定し、そのうち学習支援は 18:00～20:00 の時間帯に 2 時間程度を設定している。

夏季・冬季でも週 2 回以上の時間を確保して、柔軟に対応している。週 1 回にして長時間にするなど、委託先の創意工夫による運営を可能にするため自由度を高めている。そのため、委託先によって運営方法や内容に違いが出ている（保護者との面談を何回も実施する委託先もある）。

1 回 2 時間の中で、集中できない子どももいるが、子どものペースに合わせて対応している。原則として、子どもたちが持参する教科書等を使用している。

高校進学後へのフォローについて、学習教室の参加者で高校進学後も遊びに来たり、スタッフとして教えに来たりする場合はある。厳密な意味で勉強を教えるというよりは、子ども達の相談に乗るなどすることが多い。また、同じ悩みを持っている場合が多いので、参加者の状況を理解しやすいという利点がある。

子どもから利用料は徴収していないが、合宿を行う場合等は、食費は徴収している。通常の教室では、軽食をケースワーカーが差し入れする場合もある。クリスマス会を実施している教室もあり、その費用は市職員等のカンパで賄っている。

学習支援の事業を通して、貧困家庭の抱える様々な課題が、子どもを通じて見えてくる。その点は、ケースワーカーの目が行き届かなかった部分でもあり、支援のきっかけとして活用している。

❑ 事業実施体制

区ごとに独自に委託先を選定しているが、委託先には必ず以下の従事者が配置されている。

・本事業に関する責任者：1 人
・学習・生活支援コーディネーター（教室開設時は、現場に常駐する）：1 人以上
・学習支援専門員（教員免許もしくはそれと同等の経験を有する者）：1 人以上
・学習サポーター：必要数

学習・生活支援コーディネーターが教室開設時は現場に常駐して、全体の状況を見ながら教室を運営するようにしている。

学習支援は、ほぼマンツーマンで対応している。実施要綱上は 1 対 3 まで可能としているが、分数や漢字が分からない子どもも多いため、現実的には 1 対 2 が限度と思われる。なお、マンツーマンの組み合わせは委託先に委ねている。

委託先の選定に際しては、まず各区が本事業を実施できそうな委託先候補 5 者を選定し、市の健康福祉局指名選定委員会に諮る。指名選定委員会での承認後に、5 者に対しプロポーザルによる選考委員会への参加指名を通知する（通知後の辞退は可能）。プロポーザルの選考委員の評価点数が高かった法人を委託先として決定する。

❑ スタッフの確保・養成

本事業では、将来の進路検討の参考にしてもらうため、学習サポーターとして大学生にも参加してもらうようにしている。大学生だけでなく、主婦や社会人が参加している場合もある。学習サポーターについては、時給 950 円程度に設定している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

ケースワーカーが親と本人に、子どもにも読みやすいパンフレット「未来応援ブック　わくわく」を配布している。パンフレットの中で最も重要な部分は、就学にかかる費用と利用できる奨学金等の制度の説明である。パンフレット作成当時、庁内のどの部署も費用面の情報を集約した形では整理していなかったため、生活保護受給世帯がどのような資金制度を活用できて、どのような費用を捻出できるかを整理した意義は大きい。就学に際して、各時期のキャッシュフローがどのようになるかは、進路を決定するに当たって重要な点である。また、体裁も、漫画やルビふりを活用して、子どもにも読みやすいものとしている。

（パンフレット）

❑ 事業の実績

市内の対象者（生活保護受給世帯の中 3 生）は 330 人おり、うち 137 人が学習支援教室に参加している（対象者の 3～4 割）。

本事業に参加していない子どもは、不登校等の様々な課題を抱えている場合も多いため、新制度

の他事業で対応することが考えられる。

❑ 事業の効果

（社会に一歩出るためのきっかけづくり）
学校生活の中でつまずいている子どもに対して、学習面だけでなく、日常生活・社会生活に必要なことを丁寧に教えることによって、周囲と円滑な人間関係を築き、社会に一歩出るための支援として効果がある。

（子どもの変化）
継続して通ってくるということ自体に意義があり、半年から 1 年間継続的に通うことで、子どもの自信や自己肯定感につながっている。
保護者からは「受験に間に合ってよかった」という声が出ている。

（全日制高校への進学率の向上）
参加者の高校進学状況を見ると、全日制高校へ進学する割合が増加する傾向にあり、効果が現れている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（全庁的な支援対策方針の策定）
市では、生活保護自立支援対策方針を全庁的に検討して策定した。川崎市は年間の一般会計予算 6,000 億円のうち 600 億円を生活保護に費やしているため、全庁的な課題意識があり、策定作業には、財政局・総合企画局・総務局・まちづくり局・教育委員会等の 16 局が参加した。策定委員会の委員長は副市長であり、副市長（3 人）全員が策定委員会のメンバーとなり、全庁的に検討を進めた。方針の中で、貧困への対策が総合的に議論されるとともに、学習支援についても検討されたため、本事業を進める上でも有効だった。

（教育委員会との連携）
教育委員会からの要望を受け、事業を開始するに当たって、各区の校長会には必ず参加して挨拶・説明を行っている。
また、初期から事業を委託している団体の一つは、もともと校長や教頭 OB が始めた NPO 法人で、学校の取り出し授業や不登校対策を展開してきた実績がある。教育委員会や学校との交流も円滑であり、事業の周知や協力・連携も取りやすい。

（定期的なカンファレンスの実施）
毎月、委託先と区の福祉事務所でカンファレンス会議を開催している（市の担当者が出席することもある）。カンファレンスの場で、生活状況の変化や気になる対象者の対応などを定期的に話し合っている。

（事業者連絡会議を通じたサービスの質の担保）
委託事業者が増えているので、平成 25 年度から、年 2 回、委託先事業者・区の担当者・市の自立支援室が集まって情報共有の会議をしている。また、ここでは、生活保護から脱却した世帯の子どもをどうフォローするか等、個別の対象者に関する課題についても対応方策を協議している。

（各委託先の創意工夫）
委託要件を厳格に定めず、各委託先が持っているノウハウにより、子ども達の勉学意欲や意識を高めている。大学の見学会を企画している委託先や、川崎総合科学高校での勉強会を実施した委託先もある。

（将来設計のための情報提供）
平成 23 年に麻生区で生活保護受給世帯の子どもにアンケートをしたところ、生活保護受給世帯の子どもは、経済的な要因で大学に行きたくても行けないと考えており、将来の仕事についても高等教育や資格等が必要な仕事は選択肢から除外する傾向がうかがえた。
このため、学習支援の場を通じて、学ぶ・資格を取る・就職するという流れの中で利用できる奨学金等の制度情報を提供し、子どもが意欲をもち、安心して将来に向けた勉強に取り組める環境を整えている。

（合宿の実施）
夏休みにどこにも出かけない子どもが多いので、平成 25，26 年度は、市内の各教室合同で川崎市青少年の家に合宿するイベントを実施した。夜には花火大会も開催するなど、他区の子どもたちとの交流もできた。

❑ 事業を実施する上での課題

（定時制高校進学者への対応）
定時制高校の中退率は全日制に比べて高いため、中退防止をどのように進めるかが課題である。本事業参加者の 3 割は定時制高校に進むため、定時制高校でどのような支援・就職支援ができるか、今後検討する。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

人生を 15 歳で諦めてしまう状況を打破していく必要があり、行政として実施すべき事業であると考えるが、足元の状況をきちんと調査してからではないとリスクが大きい。すぐに実施できるテーマではなく、きちんと貧困世帯のニーズを調査する必要があり、委託先が地域に存在しているかも見極めた上で企画することが重要である。また、全庁的に、課題の共有ができていないと学習支援を進めることは難しい。
子どもに対する学習支援というテーマは民間企業等の協力が得やすいテーマであるので、そうした協力が得られるとよい。

10. 神奈川県横須賀市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型

✍この事例のポイント✍
・家庭訪問と集合型の学習支援・居場所づくりの両輪で実施。
・子ども本人あてに、子どもの興味を引く漫画チラシで事業参加を呼びかけ。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	41.2 万人（15 歳未満：5.0 万人）、101 ㎢、13.2‰
事業名	集合型）居場所づくり・学習支援事業 訪問型）子ども支援員の配置
開始時期	集合型）平成 23 年 4 月～、訪問型）平成 24 年 4 月～
対象年齢	主に中 3（定員に空きがあれば、小学生～中 2 も受け入れ）
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型・訪問型（直営事業）
事業内容	集合型）主に中 3 生を対象にしたマンツーマンによる学習支援（高校進学支援） 訪問型）家庭訪問して不登校・学習などの相談に応じ、学力の向上や健全な成長を援助
実施場所	集合型）委託先の教室（1 か所）　※送迎なし 訪問型）原則として対象者宅
実施頻度	集合型）月～土曜の 10:00～20:00 に開設しており、都合に合わせて随時参加 訪問型）適宜実施
利用料徴収	なし
実施体制	集合型）委託（NPO 法人・随意契約） 訪問型）直営
スタッフ	集合型）委託先の正規職員、ボランティアスタッフ 訪問型）市の非常勤職員
庁内連携	主管：福祉部自立支援担当
関係機関連携	学校等
事業費（H26）	集合型）約 300 万円：委託先職員人件費、等 訪問型）約 300 万円：非常勤職員人件費（交通費は別途）
事業担当課（電話）	福祉部生活福祉課自立支援担当（046-822-4000）

❑ 事業立ち上げの経緯

市では、景気悪化により有効求人倍率が低下している一方、生活保護受給世帯の子どもは定時制・通信制高校への進学率が高く、また高校中退率も高いため、就労で不利になる場合が多くなっていた。そこで、生活保護受給世帯の子どもの全日制高校への進学率を高めて就労に結びつけ、貧困の連鎖を断ち切るために、平成 23 年度から子どもの居場所をつくり、マンツーマンの学習支援を実施することにした。

さらに、平成 24 年度から、居場所に出てこられない子どもに家庭訪問等を通じたよりきめ細かな支援をするため、「こども支援員」を配置することとした。

❑ 具体的な事業内容

（居場所づくり事業）

主に中 3 生を対象にして、高校進学を目指したマンツーマンによる学習支援、不安や悩みを相談できるような居場所づくり事業を実施している。

事業は委託先 NPO 法人が運営する学習教室で実施しており、教室が開いている月～土曜の 10:00～20:00 の子どもが都合の良い時間に来て良いことにしている。

対象者は主として中 3 としている。

教室では、子どもが持参した学校の宿題や教材等でマンツーマンの学習支援を行っている。

（こども支援員の配置）

平成 24 年度から小学校教員 OB をこども支援員として配置し、貧困家庭の子どもを訪問して、不登校・学習などの相談に応じ、学力の向上や健全な成長を援助している。

委託先で円滑に学習支援を行うためには、勉強への対応だけでなく、家庭の問題、ネグレクトや虐待への対応等が必要になる場合もあるため、こども支援員が家庭を訪問して学習以外の面で支援・対応を行う取り組みを合わせて実施している。

❑ 事業実施体制

（居場所づくり事業）
市内で、引きこもりや不登校支援を実施している NPO 法人に委託している。このような活動を実施している NPO 法人は市内に 1 ヶ所しかなかったため、随意契約である。
委託費は上限 300 万円であり、90 分の学習支援につき 3,500 円程度の単価積算で出来高払いとしている。

（こども支援員の配置）
こども支援員は、市の非常勤職員として雇用し、生活福祉課自立支援担当に配置している。人件費は 1 人当たり年間 150 万円（交通費除く）で、現在 2 人配置している。

❑ スタッフの確保・養成

（居場所づくり事業）
スタッフの確保・養成については委託先において実施している。委託先には、教員 OB やボランティアスタッフが多数所属しているため、子どもとの相性を見ながら十分なスタッフの確保が可能である。
なお、事業の質を担保するため、毎月 1 回、居場所づくり事業に参加している全ての子どもについて関係者が情報共有するためのカンファレンスを開催している（2 時間半程度）。ここには、市から、福祉部の担当係長、こども支援員、担当ケースワーカー、委託先から、代表者が参加している。
課題を抱えている子どもについては、委託先が事業利用時の記録等を文書提出し、今後の対応方針について関係者全員で協議し、共有している。
カンファレンスでは、委託先から、こども支援員やケースワーカーが気づいていなかった情報を得られることもあり、訪問活動やケースワークに有効である。

（こども支援員の配置）
こども支援員は公募により採用している。特に条件にはしていないが、業務内容にかんがみて、できるだけ教員免許の保有者、教員経験者を採用するようにしており、現在は小学校校長 OB、小学校教諭 OB が各 1 人の合計 2 人である。こども支援員は、スクールソーシャルワーカーの協議会への参加を研修と位置付けている。
また、福祉部に配属される職員は、どの職種であっても、生活保護（生活困窮者）の相談業務を最初の半年は経験することになっており、こども支援員も同様である。この間、こども支援員としての訪問業務は行わず、一般市民の相談に対応して他制度の知識を習得した上で、子どもの支援に関わることにしている。

❑ 対象者への参加呼びかけ

対象世帯の子ども全員に、親展で、パンフレットを郵送していた。
しかし、利用申し込みが低調だったため、文字情報を減らし、子どもが読みたくなるような漫画冊子「中学生の皆さんへ」を作成して郵送したところ、子どもがきちんと読んでくれたのか、参加申し込みが増えた。
郵送以外に、ケースワーカーやこども支援員が冊子を手渡しして参加を呼び掛けることもあるが、漫画冊子にしてからは、何度も呼びかけなくても、早い時期から自発的に参加申し込みをしてくれるようになってきている。

❑ 事業の実績

居場所づくり事業の参加者は、平成 24 年度 17 人（うち中 3 生 5 人）、25 年度 25 人（うち中 3 生 13 人）である。
こども支援員による訪問支援の実績（実人数）は、平成 24 年度 34 人、25 年度 35 人である。

❑ 事業の効果

（高校進学率の向上）
中 3 生で居場所づくり事業の学習支援に参加した子どもは、全員が全日制高校に進学している。

（子どもの学習支援による保護者の変化）
子どもが学習支援に参加し、成績が向上していくことで、保護者の態度も改善し、保護者が市の指導を受け入れるような場合が増えている。
また、現在の貧困家庭の子どもに学習支援を行うことは、保護者の態度の変容につながり、間接的に、虐待を予防することにもつながることもあり得るのではないかと期待される。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（教育委員会・学校等との連携）
校長・教頭 OB をこども支援員として配置しているので、教育委員会や学校関係者とも顔見知りであり、人的ネットワークにより円滑な連携が可能となっている。
また、毎年、年頭には小学校・中学校それぞれの校長会や教頭会等に市の福祉担当者が出向いて事業の趣旨説明と協力を依頼している。

（漫画による情報提供）
子どもが読んでみようという気持ちになるような漫画による事業案内の冊子を作成・配布するようになってから、本事業が対象者に浸透するようになった。
漫画は文字情報の多いチラシ等に比べて、子どもへの訴求力が大きいと考えられる。

❑ 事業を実施する上での課題

（受け入れ人数の限界）
　居場所づくり事業は、マンツーマン対応なので、受け入れ人数に限界がある。最近は、参加希望者が増えて、中 2 生以下は待機している状況であり、集団学習も検討していきたい。一方で、家庭訪問等を通じて参加者の悩みや不安を解決した上で、学習も進むようになるというサイクルが重要なので、訪問型の担い手確保についてもあわせて検討する必要がある。

（高校進学後のフォロー）
　高校進学後のフォローが十分にできていない。委託先の自主事業等と連携して、高校入学後もつながりを継続する方策を検討している。

（学習支援教室の立地）
　居場所づくり事業の拠点が 1 か所であり、一部の子どもは、教室に通いにくい（交通費が往復 1,000 円／回かかってしまう）。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

　中学生全学年を対象に事業実施する方が効果的である。
　子どもの将来に関わる事業なので、利用見込み数をできるだけ正確に見積り、適切に準備を進めることが重要である。

11. 神奈川県相模原市：政令市／委託／集合型

✍この事例のポイント✍
・中学生から高校生、若者への一貫した支援の流れを確立。
・専門性のある委託先を確保するとともに、市のケースワーカーも事業現場に参加。
・大学教授と研究会を立ち上げ、子どもへの聞き取り等を通じて事業の質の評価を実施。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	72.3 万人（18 歳未満：72 万人）、328 ㎢、18.7‰
事業名	子ども・若者自立サポート事業 （子ども健全育成プログラム：若者すだち支援事業（中 3 学習会）、高校生支援プログラム、若者実支援事業）
開始時期	平成 21 年 10 月
対象年齢	若者すだち支援事業）中 1～3、高校生支援プログラム）高 1～3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型
事業内容	若者すだち支援事業）学習支援、悩み相談ができる居場所の提供、世代間交流による社会性の育成、保護者に対する進路説明会･相談、高校進学に向けた支援制度の案内配布 高校生支援プログラム、若者自立支援事業）学習支援、悩み相談・学び直しができる居場所の提供、世代間交流による社会性の育成、キャリアプランニング、ケースワーカーによる就学状況の確認・進路へのアドバイス
実施場所	福祉事務所、市の支所・出張所にあたる施設、民間企業建物等 若者すだち支援事業）5 拠点　※旧郡部は送迎あり。 高校生支援プログラム、若者自立支援事業）4 拠点
実施頻度	若者すだち支援事業）4 拠点は、各週 1 回平日夜間 2 時間程度。1 拠点は第 2・4 土曜 13:00～16:00 高校生支援プログラム、若者自立支援事業）月～金曜の日中。1 拠点のみ土曜も開催。 高校生支援プログラムのケースワーカー支援）訪問等
利用料徴収	なし
実施体制	委託（NPO 法人・随意契約）
スタッフ	NPO 職員、大学生ボランティア（交通費実費を支給）
庁内連携	主管：地域福祉課　(実施:各生活支援課)
関係機関連携	市就職支援センター、ハローワーク、南障害者地域活動支援センター、就労体験・社会参加等支援事業、高齢者世帯自立サポート事業、地域の諸団体　等
事業費（H26）	若者すだち支援事業）3,162 万円：　人件費、勉強会会場費・イベント費用、活動費 高校生支援プログラム、若者自立支援事業）5,733 万円：人件費、勉強会会場費・イベント費用、活動費
事業担当課（電話）	健康福祉局福祉部地域福祉課（042-707-7021）

❑ 事業立ち上げの経緯

平成 21 年 7 月に相模原市に地域若者サポートステーションを開設した NPO 法人が、若者の居場所づくりを中心とした事業展開に実績があったため、同法人と連携して平成 21 年 10 月から若者自立支援事業（対象：16 歳～30 歳代）を開始した。この実績をふまえ、さらに中学生・高校生に対する支援として、高校への進学率の向上や不登校・ひきこもり等の防止をめざして、平成 22 年 8 月から子ども健全育成プログラムを活用した中 3 学習会をスタートした。

❑ 具体的な事業内容

（若者すだち支援事業）
生活困窮世帯の子どもは、様々な課題を複合的に抱えていることが多く、子どもへの学習支援といっても「学習塾」のようなイメージでは対応しきれない場合が多い。子どもに寄り添い、ボランティアがマンツーマンで学習支援している。
また、人とのコミュニケーションの場としての

居場所機能も重視し、夏合宿やクリスマス会等の行事を開催したり、大学生ボランティアや生活保護ケースワーカー、NPO スタッフ等と世代間交流することで、社会性を育成している。

一方、保護者に対しては、進路説明会の開催、高校進学に向けた支援制度の案内配布等を通じて、進路相談にのっている。

市内3区に地域バランスに考慮して5ヶ所を開設し、マンツーマン対応を原則とし、1ヶ所あたり 20～30 人の受け入れが可能である。週 1 回いずれかの拠点に通うことを基本としているが、ニーズに応じて複数拠点に通うことを妨げるものではない。

（高校生支援プログラム、若者自立支援事業）

商店街の空き店舗等を活用して拠点を確保し、高校生や若者の居場所として、食事作り、宿題・レポート作成などの学習支援やつまずいていた教科の学び直し、商店会等との協働によるボランティア活動や職業体験などへの参加、進路等の相談、将来の就職に向けた準備等を行い、様々な困難を抱える若者に寄り添いながら、社会性やコミュニケーションを身につけるための幅広い生活自立支援を行っている。

市内 3 区に各 1 拠点（若者サポートステーションの設置場所、商店街の一画、アパート）を開設し、月・金曜 10:30～18:30、火・木曜 13:00～18:30、水曜 10:30～15:30 に開設している。商店街の一画で実施している 1 拠点については、第 2・4 土曜 13:00～18:30 も開設している。

また、高校生支援シートを活用してケースワーカーによる訪問支援を行っている。

❑ 事業実施体制

相模原市で若者サポートステーション、パーソナル・サポート・センターを運営しており、こうした支援に関するノウハウと実績を有する NPO 法人に随意契約で委託している。

若者すだち支援事業は、1 拠点あたり、委託先でコーディネーター12 人を確保、大学生ボランティア（交通費実費を支給）約 90 人程度（参加予定数に合わせ当日に対応しており、1 回あたり平均 15～20 人）で運営している。

❑ スタッフの確保・養成

若者すだち支援事業のコーディネーターには、中学教員 OB を採用している。

大学生ボランティアは、事業立ち上げ時に市と委託先法人の担当者が一緒に近隣大学を回り、事業趣旨を説明して募集を行った。その後は、各大学間のボランティアサークルから（世代間で引継ぎ）集まっていただいたが、現在は大学間で 1 つのサークルを作った。

スタッフ向け研修としては、年度初めに全員に対して、教え方や全体の流れについての研修会を開催している。マンツーマン対応を原則としているが、毎回同じ子どもとスタッフの組み合わせとは限らないので、毎回の学習支援の内容や子どもの特性について、引き継ぐカードを作成している。研修会では、そのカードの見方や記入方法についても伝達している。

立ち上げ当初は、市・NPO 法人の担当者から学生ボランティアに対して、生活保護の仕組み等について説明する機会を設け、初めての活動に対する不安を軽減するよう工夫した。その後は、活動を通じて子どもに対する理解を進めていくことを基本にしており、特別な説明会等は開催していない。なお、ある大学では学生ボランティアがサークル組織になっているので、先輩から後輩への口頭でのノウハウ伝達もある。

❑ 対象者への参加呼びかけ

生活保護ケースワーカーが対象世帯の子どもに家庭訪問時にリーフレットを手渡しして参加を呼びかけている。

❑ 事業の実績

平成 25 年度の参加者数は、若者すだち支援事業 90 人（うち中 3　46 人、高校生 36 人）、高校生支援プログラム・若者実支援事業 97 人、ケースワーカーによる高校生シート活用 209 人である。

❑ 事業の効果

（高校進学率の向上）

平成 25 年度にこの事業に参加した中 3 の 46 人中 44 人が高校に進学した。

（子どもの変化）

事業に参加することが子どもの生活の質の向上につながっており、「楽しかった」「勉強しやすい環境だった」「不登校だったが、その場所に出られるようになった」「人と話すのが嫌じゃなくなった」「ちゃんと自分を見てくれる」「苦手なところを教えてくれて分かりやすかった」「ひとつひとつちゃんと教えてくれる」「勉強がわかるようになった」「成績もよくなった」といった声が寄せられている。

働いていない親の背中しか見ていなかったものが、学生ボランティアを通して自分が何になりたいのか考えるようになり、看護師になりたいといった具体的な将来への希望を口にする子供も出てきた。

高校中退後に学習支援事業を受け、居場所事業の拠点がある商店街の人たちとのかかわりで社会性も身に付け、高校に入りなおした事例がある。

保護者からは「家でも学習するようになった」

といった子どもの家庭での変化を評価する声が寄せられている。

（事業の効果測定方法）
大学教授と研究会を立ち上げ、子どもへの聞き取り等を通じて事業の質の評価に取り組んでいる。
また、毎年事業に参加した子どもの文集を作成して成果が蓄積できるようにしている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（ケースワーカーの事業への参加）
委託という形であるが行政も協働で事業を実施するため、生活保護のケースワーカーも学習支援の現場に参加している。また、高校生支援シートを作り、家庭訪問時に親だけでなく高校生本人と会って、学校の様子を聞いたり、進路・就労の相談にのったりしている。相模原市のケースワーカーは比較的若い（20 代が半数）ため、子どもとの程よい距離感が取りやすい。

（学校との連携）
事業を開始する時点で、教育委員会と調整した上で、中学校長の集まりである学校推進協議会にこの事業について説明し、理解を得た。
生保受給世帯の子どもに、学校で問題行動や課題がると、生活保護ケースワーカー、学校の担任・副担任、教頭、児童相談所等でカンファレンスを行う。その場で必要があれば、この事業につなぐことがある。

（送迎の実施）
遠方の場合は、委託先法人の車両で送迎を実施している。

❑ 事業を実施する上での課題

（担い手・場所の確保）
市内のニーズを満たすために、今後も勉強会、居場所の拠点数を増やしていきたいが、一法人だけでは事業の広がりには限界があり、今後どのような形で展開するかは課題である。従来の法人委託型をモデルとして提示しながらも、今後の事業の担い手については地域住民の力を活かした異なる形態も含めて検討中である（教員 OB が自宅で学習塾形式で近所の数人の子どもを支援する、子ども・高齢者・障害者等の地域の居場所を人と人とのコミュニケーションの場としてつなぐ等）。これについては、次期地域福祉計画への位置づけ等も視野に取り組みたい。

（支援が必要な子どもへのアウトリーチ）
支援が必要だが、学習支援事業の場に参加できない子どもに対してどうアウトリーチしていくかが課題である。

（定時制・通信制高校との連携強化）
義務教育から切り替わる中学 3 年というタイミングをしっかり支援することを大切にした上で、対象学年の範囲を広げた。また、高校になって引きこもりや中退とならないよう高校生への継続した支援に取り組んでいるが、今後は、市内からの進学率の高い定時制・通信制高校との連携を強化し、中学卒業後のフォローも充実させる必要を感じている。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

「委託」というと事務委託で全てを外部にお願いしてしまうイメージがあるが、子ども・若者支援をはじめ、生活困窮者世帯への自立支援については、行政がリーダーシップを発揮し、様々な専門性や強みを有する民間団体をコーディネートし、官民が互いに汗をかきながら協働して事業を進めることが必要である。
この事業に取り組むと、生活保護ケースワーカーが困った時に関係機関につなぐことで自然に支援が成り立つようになる。最初は大変かもしれないが、結果的には、ワーカーが自分でやらなければならない仕事が減り、より質の高い支援ができるようになるので、思い切って一歩を踏み出すことが有用である。
国で事業化されたから、他地域でやっているからといった理由ではなく、行政として地域を見立て、必要な事業を計画し運営する必要がある。

12. 新潟県三条市：中都市／直営／訪問型

✍この事例のポイント✍
・子ども・若者に関する諸施策を一元的に管理・対応するための仕組みを構築。
・関係機関の連携会議により常に情報共有・連携・家庭児童相談員が対象者宅を訪問し、生活環境整備等を実施。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	10.2 万人（18 歳未満：1.7 万人）、432 ㎢、6.10‰
事業名	三条市子ども・若者総合サポートシステム
開始時期	平成 24 年 4 月～
対象年齢	小 1～中 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	訪問型
事業内容	支援の必要な生活保護受給世帯の子どもを対象に、家庭児童相談員が自宅訪問により、学習の環境整備や世帯の生活支援等を行っている。
実施場所	利用者宅
実施頻度	利用者ごとに適宜設定
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	家庭児童相談員
庁内連携	主管：福祉課、子育て支援課、小中一貫教育推進課と連携
関係機関連携	小・中学校、児童相談所、学校（校長会）、保育所、医師会、ハローワーク等
事業費(H26)	280 万円：嘱託職員人件費、交通費実費
事業担当課(電話)	福祉課（0256-34-5511）

❑ 事業立ち上げの経緯

三条市では、従前から、子育て支援課等が中心となって、乳幼児～学童期～青年期の若者を支援する「三条市子ども･若者総合サポートシステム」を構築してきた。その延長線上において、課題を抱える生活保護受給世帯の子どもが健全に育成される環境を整備するために、平成 24 年 4 月より「社会的居場所づくり支援事業」を実施することになった。

❑ 具体的な事業内容

生活保護ケースワーカーが家庭訪問して生活実態を把握し、何らかの支援が必要と判断した場合や、子どもが学習面、進学問題などにおいて課題があると判断した場合に、支援対象者の生活・就学状況を子育て支援課が一元的に管理した上で、関係機関の連携会議で共有し、個々の場合ごとに具体的な対応方策・役割分担を検討する。

この枠組みの中で、学習支援に関しては、家庭児童相談員が対象者宅に月 1 回程度の頻度で訪問し（担当ケースワーカーが同行することもあり）、保護者からの相談に応じたり、子どもが学習する上で必要な情報（活用可能な奨学金制度等）を提供している。

❑ 事業実施体制

子育て支援課に、3 人の家庭児童相談員（虐待や障害、不登校等の課題を抱えた児童に関する相談指導を行う専門職）を配置し、うち 1 人が主担当として学習支援事業に携わっている。

（支援体制の概要）

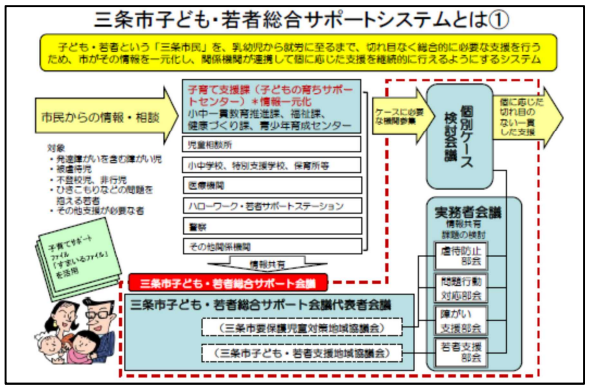

❑ スタッフの確保・養成

家庭児童相談員は、市の公募により嘱託職員として雇用されており、主担当の家庭児童相談員は、保育士の資格を有している。

家庭児童相談員に特化した研修は実施していないが、行政職員や学校教員等が参加する研修会

を家庭児童相談員にも開放しており、精神科医を講師に招いて精神疾患の対応について学ぶ機会等も設けている。

❑ 対象者への参加呼びかけ

生活保護ケースワーカーが対象家庭の子どもの生活・就学状況、子育て支援課の把握している情報や、学校からの相談事項等を勘案し、支援が必要と判断した場合には、本事業についてケースワーカーが説明し、参加するよう促している。

❑ 事業の実績

平成 26 年 6 月現在、本事業による支援を提供している世帯は約 25 であり、対象となる学年は様々である。

❑ 事業の効果

連携会議を通じて関係機関との協力関係が構築されており、子どもや世帯に問題が発生した場合には、その状況を子育て支援課経由で各関係者が迅速に把握し、円滑かつ適切な対応を行うことができるようになっている。

生活保護受給世帯の母親は話し相手や友達が少ない場合が多い。母親の生活や精神状態・心理状態が安定してくると、子どもの状況も安定して、それによって不登校の防止や進学意欲の向上につながる効果もある。

戸別訪問型の学習支援を進めているため、生活保護業務においても、迅速な情報把握や、効率的な業務遂行等の面で効果が発揮されている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（横断的な連携）

ケースワーカー、家庭児童相談員、法務局、警察、校長会、児童相談所、福祉協議会、医師会、若者サポートステーション、自治会等からなる「子ども・若者総合サポート会議」や要保護児童対策地域協議会の場を通じて、関係機関が横断的に子どもの状況について情報共有し、ケースに応じて役割分担しながら対応している。子ども・若者総合サポート会議には、下部組織として、虐待防止部会・問題行動対応部会・障がい支援部会・若者支援部会が設置され、各部会が所掌する問題を抱えた子どもの支援方法を重点的に検討している。

（学校との連携）

子育て支援課及び家庭児童相談員は、学校と密に連携しており、問題のあるケースについては、家庭児童相談員が担任の教員を訪問して対応を協議している。また、宿題をしてこない子供や無断欠席が続いている子どもについて、学校から子育て支援課に連絡が入り、家庭児童相談員が家庭訪問して生活状況を確認する場合もある。スクールソーシャルワーカー等の人材とも、子どもの状況や福祉分野の先端的な知見について随時情報共有している。

（高校との連携）

市内の高校との連携も進めており、本事業の取り組みについて高校を訪問して説明を行い、支援が必要と考えられる子どもの情報を互いに提供し合うよう努めている。

（ハローワークとの連携）

市内で、生活困窮者に対する相談対応等を行っているハローワークとも連携し、家庭児童相談員とハローワーク職員が一緒に家庭訪問し、生活実態について把握し、その後の支援計画を共同で作成する等、相互に協力している。（家庭児童相談員が必要と判断した際に行っており、家庭訪問に関する明確な実施基準がある訳ではない）

❑ これから取り組む自治体へのヒント

要保護児童対策地域協議会機能を追加していく形で学習支援を始められると効率的・現実的ではないか。

学校とは、日頃から子どもの生活・親の就業状況について情報共有を図ったり、一緒に課題対応を進めるなど、緊密に協力・連携していくことが望ましい。

また、学習だけではなく、世帯全体の生活実態を把握し、支援計画を策定したり、生活改善指導を行うなど、子どもの生活環境を整備したり、精神的・心理的な安定を図ることも重要である。

13. 新潟県長岡市：大都市／委託／集合型

✍この事例のポイント✍
・通信制高校、フリースクールとしての活動も行う学習塾に委託。
・子どものペースに合わせて通ってくる時間帯や学習支援の内容を柔軟に運用。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	27.9 万人（18 歳未満：4.4 万人）、890 ㎢、5.55‰
事業名	長岡市学習支援事業
開始時期	平成 23 年 9 月～
対象年齢	小学生～高校生、高校未就学者
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型
事業内容	個別の学習指導、居場所
実施場所	学習塾の教室　※送迎あり
実施頻度	毎週土曜 10:00～16:00 ※受験が近い中 3 生等が平日に通ってくる場合は柔軟に受け入れ
利用料徴収	・学習指導の教材費・印刷費、行事・イベントの参加費（材料費・交通費等の実費）：300～500 円／月程度 ・送迎費：150 円／回
実施体制	委託（個人経営の学習塾・随意契約）
スタッフ	学習塾スタッフ 2 人、交通費等実費のみ支弁 1 人、無償ボランティア 1 人
庁内連携	主管：生活支援課
関係機関連携	特になし。
事業費（H26）	129.6 万円：人件費、会場使用料
事業担当課（電話）	福祉保健部生活支援課（0258-39-2338）

❑ 事業立ち上げの経緯

平成 22 年度から県内で学習支援事業が始まったため、長岡市でも平成 23 年度から事業を開始すべく準備を始めた。

平成 23 年 9 月から 1 年半は私立の通信制高校へ委託し、その成果をふまえて、事業のあり方を見直した。

平成 25 年度からは、見直し結果を踏まえて市内で不登校の子どもの受け入れ等も行う学習塾へ委託することとした。

❑ 具体的な事業内容

学習塾の教室を使い、毎週土曜 10:00～16:00 に実施している。学習支援だけでなく居場所機能もあるので、いつ来ていつ帰ってもよい形にしている。受験が近い中 3 の子ども等は、平日にも通ってくるので、柔軟に受け入れている。

教室では、学校の勉強を見るほか、勉強が続かない子は、談話室でゲームをして過ごすこともでき、子どもの状況に合わせて、少しずつ学習習慣を身に付けることもできる。

委託先の学習塾に通っている他の子どもたちと一緒にイベント（バーベキュー、クリスマス会等）も開催している。

❑ 事業実施体制

教育委員会に相談したところ、市内で不登校や引きこもりの学生を受け入れているの通信制高校の情報提供があり平成 23 年 9 月から 1 年半はこの通信制高校に委託して事業を実施した。

平成 25 年度から、学校教員の関係者が市内で不登校の子どもの受け入れ等も行う学習塾を新たに開設したためこの個人経営の学習塾（法人格なし。平成 27 年度までに法人格取得予定）に随意契約で事業を委託することにした。

この委託先は、平日日中（10:00～15:00）は不登校の子どもの居場所、平日 16:00 以降は学習塾と学童保育を合わせたような形態で子どもを預かり、勉強も見ているので、こうした支援ノウハウを活用することができる。

❑ スタッフの確保・養成

学習塾スタッフ 2 人（うち 1 人は教員資格あり）、交通費等実費のみ支弁 1 人（資格なし）、無償ボランティア 1 人（教員資格あり）で運営しており、特別な研修は実施していない。

❑ 対象者への参加呼びかけ

生活保護ケースワーカーが対象世帯を訪問し、

保護者に対して、学習支援、高校進学はその後の子どもの自立にとって大切であることを説明し、参加を呼びかけている。また、学校のテスト機寒中や夏休み中などの時期は、ケースワーカーが子どもに直接面会して参加を呼びかけられるよう、訪問の時間帯や時期を工夫している。

また、子どもの参加意欲を高めるため、生活保護受給世帯の子どもの友人と一緒に利用したいという希望があれば、世帯要件を問わず受け入れている。

❑ 事業の実績

平成 25 年度の参加者数は、小学生 1 人、中学生 6 人（うち中 3　2 人)、高校生 1 人である。

❑ 事業の効果

（高校進学率の向上）

平成 25 年度にこの事業に参加した中 3 の 2 人中 2 人が高校に進学した。

（子どもの変化）

スタッフの主観的評価として、子どもの生活習慣・学習習慣が改善した、笑顔が増えたといった変化が出てきている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（フリースクールの活用）

不登校の生徒等を受け入れている通信制高校やフリースクールの人材を活用して事業展開してきた。

これらの学校等では、既に支援が必要な子どもとかかわる一定のノウハウを有しているため、生活困窮世帯の子どもへの学習支援について理念を共有し、これまでのノウハウを活用した事業実施が可能である。

❑ 事業を実施する上での課題

（参加の動機付け）

子どもの高校進学に対する意識、親の勉強に対する意識が十分でなく、参加の動機付けが難しい。学習支援事業に出てくる子どもは意欲が高いが、出てこられない子どものほうが支援が必要なケースが多い。

（広い市域をカバーする拠点設置）

市域が広いため、遠方の子どもは利用希望があっても通ってくるのが難しい。ただし、土曜限定であれば、将来的には委託先で遠方の送迎に対応できる可能性はある。

（小学校低学年からの早期の関わり）

学習習慣や生活習慣を身に付けるには、中学生になってから支援するのでは十分な効果が出にくい。できれば、小学校低学年からかかわりが持てるとよい。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

「学習会に参加したくても決められた時間だと参加できない」「子ども達にとって勉強だけの場ではないほうがよい」等といった、子ども達や支援者からの意見がきっかけとなり、居場所を提供したいと考えた。子ども達が継続して学習に取り組める環境を作ることが、この事業を実施する上で重要である。

14. 富山県富山市：中核市／直営／訪問型

✍この事例のポイント✍
・生活保護受給世帯の子どもに加え、児童養護施設入所者も対象。
・富山国際大学のスクールソーシャルワーク講座と連携。
・関係機関の連携のための学習支援プロジェクト実行委員会を開催。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	41.9 万人（15 歳未満：5.5 万人）、1,242 ㎢、4.19‰
事業名	学習支援事業
開始時期	平成 24 年 6 月～
対象年齢	中 1～中 3（不登校等の特別な事情がある場合には小学生・高校生も対象とする）
世帯要件	生活保護受給世帯・児童養護施設入所者
事業形態	訪問型（児童養護施設入所者に対しては施設で指導を実施）
事業内容	家庭相談員が高校生以下の子どものいる生活保護受給世帯及び児童養護施設入所者に対して、学習面での相談・アドバイス等を行っている。 また、学習支援員が、生活保護受給世帯の子どもや児童養護施設入所者を対象として、月数回、訪問して学習指導を行っている。
実施場所	対象者宅・児童養護施設
実施頻度	月数回、1 回当たり 2 時間（頻度・時間等は一人ひとりの状況に合わせて設定）
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	家庭相談員（市役所嘱託職員）、学習支援員・学習支援団体メンバー（報酬費を支給）
庁内連携	主管：社会福祉課、児童館と連携
関係機関連携	大学、児童養護施設、学校等
事業費（H26）	384 万円：嘱託職員人件費、学習支援員・学習支援団体メンバーの報酬費、教材費、保険
事業担当課（電話）	社会福祉課（076-443-2057）

❑ 事業立ち上げの経緯

本事業は、生活保護受給世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもたちが、高校等へ進学し充実した学校生活を送ることを通じて、将来への希望をもって就学･就労できるよう支援することを目的として、平成 24 年 6 月から開始した。

市長が公約として掲げた施策の一つである。

❑ 具体的な事業内容

（生活保護受給世帯に対する相談・アドバイス）

家庭相談員を配置し、高校生以下の子どものいる生活保護受給世帯及び児童養護施設入所者を訪問し、学習面での相談やアドバイス、進学プラン作成などの支援を行っている。また、不登校等の特別な事情がある場合には、中学生に限らず小学生・高校生とも面接し、学習支援の必要性を検討している。

（専門スタッフによる学習指導）

学習支援員（教員 OB 等 2 人）及び学生スタッフ（近隣大学の学生 6 人）を配置し、生活保護受給世帯の中学生及び特に支援が必要と認められる小学生・高校生を対象として、月数回、各家庭を訪問して学習指導を行っている。ただし、訪問が難しい場合には、近隣の児童館を活用する。また、児童養護施設に入所している中学生を対象として、月数回、施設を訪問して学習指導を実施している。これらの学習指導は個別指導の形態であり、子どもたち一人ひとりの習熟状況や学習ニーズに合わせて教材や内容を決めている。

なお、児童養護施設では当初対象者全員を一か所に集めて学習指導を行っていたが、中 3 の子どもたちは受験を控えていることもあり、個別指導する形にした。

1 回あたりの支援時間は、2 時間を基本とするが、家庭や子どもの状況に応じて、学習指導に充てる時間や具体的な内容を適宜調整している。例えば、支援対象世帯の中には、そもそも子どもが学習できる環境が整っていない場合も多いため、まずは学習支援員が家庭内の整理整頓を促すために時間を費やすこともある。

また、子どもに対する学習支援ではあるが、それを通して保護者の意識や行動を変えていくことも重視しており、子どもと支援員が一生懸命勉

強している姿を見て、保護者自身が「自分も頑張ろう」と考えるようになることを目指している。

（支援内容の報告・検討・改善）
家庭訪問や養護施設での支援について、学習支援員は市役所に対して報告書を随時提出している。具体的な報告事項としては、学習内容、現在の課題、今後の方針等が挙げられる。
スタッフとして参画している大学生は、本事業における活動が大学の授業（実習）の一部になっており、本事業における活動内容や自分自身の課題について、各自大学へ詳細に報告している。また、大学教員の指導の下、大学生同士で、週 1 回、報告書を持ち寄ってケース検討の会議も実施している。大学の授業としての実習が終わった後も、本事業の学習支援スタッフとして活動を継続する学生も多い。

（小学生への対応）
貧困の連鎖を解消するためには、早期から家庭の環境整備も含めて学習支援を行う必要があり、小学生についても、学校からの要請に応じ対応する。不登校の子どもに対しては、当該児童が通っている学校に配置されているスクールソーシャルワーカーから家庭相談員に連絡があり、本事業の関係者が支援を行うこととなった。

（学習支援プロジェクト実行委員会の設置）
福祉事務所、学校、家庭相談員、学習支援員等で学習支援プロジェクト実行委員会を組織しており、年 2 回程度、支援状況や子どもの就学・生活実態について関係者全員で共有し、今後の支援方針等を検討している。

❑ 事業実施体制

家庭相談員（1 人）と学習支援員（教員 OB 等 2 人）、学習支援団体メンバー（富山国際大学の学生 6 人）が中心となって本事業を進めている。
学習支援を行う際は、学習支援員と富山国際大学の学生が戸別訪問あるいは施設訪問している。大学生も、3 年生の時には児童養護施設での指導を経験し、その後、4 年生になってから 1 人で戸別訪問を担当することもある。

❑ スタッフの確保・養成

学習支援員については、子どもの学習支援や健全育成支援について理解と熱意があり、市長が適任と認め、市の登録を受けた者を採用することとし、独自に人材バンクを構築している学校教育課から紹介を受けた。なお、学習支援員は、直接的な学習指導だけではなく、生活支援や保護者の相談対応等も含めての活動が必要となるため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、スクールサポーター等の経験があり、福祉分野についても知見を有する人材を学校教育課から推薦してもらうようにしている。
現在の学習支援員 2 人のうち、1 人はスクールカウンセラーを兼ねており、もう 1 人はカウンセリング指導員の資格も保有している人材である。
大学生スタッフについては、富山国際大学の学生でありスクールソーシャルワークの講座を受講し、関連する研究会に参加している学生であり、本事業での活動が大学のカリキュラムである「スクールソーシャルワーク実習」も兼ねている。スクールソーシャルワークに関する講座を担当している富山国際大学の教員に依頼し、当該教員が主催している研究会に所属している学生たちが本事業のスタッフとして参加している。
学習支援員は時給 2,000 円、大学生スタッフについては時給 1,500 円を報酬として支給している。
大学生スタッフには特別な研修は行っていないが、家庭相談員が随時相談にのったり、支援方法等についてメールでアドバイスをしたりしており、大学生スタッフのスキルアップにつなげるよう配慮している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

支援対象者のいる全世帯（生活保護受給世帯）に対しては、家庭相談員やケースワーカーが訪問して、本事業を紹介するとともに、参加を呼びかけている。
児童養護施設については、市の職員が施設を訪問して施設長に事業趣旨を説明し、施設長から子どもたちに呼びかけている。
参加の呼びかけに際して、保護者が反発することは少ないが、部活動等を理由として子どもが参加を希望しない場合がある。

❑ 事業の実績

平成 25 年度は、支援対象となる約 15 人のうち 12 人の中学生に対して支援を行った。

❑ 事業の効果

学習支援を受けて、高校へ進学する生徒が増えており、生活保護受給世帯の中 3 で高校に進学した生徒は平成 23 年度が 3 人、平成 24 年度が 4 人、平成 25 年度が 5 人である。支援を受けると必ず高校に進学できるわけではないが、進路の幅が広がるのは間違いない。
また、学習の前提となる家庭環境や生活習慣を整備することで、不登校が解消したり、家庭における学習環境が整備されてきた例も見られる。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（学習支援プロジェクト実行委員会）
本事業の関係者（福祉事務所・教育委員会・学

校・家庭相談員・学習支援員等）が集まって年2回程度会議を開催しており、その中で個別ケースの検討等を行っている。問題のある事例については、関係者全員が情報共有して、今後の方針を検討している。

（学校との連携）
家庭相談員は、適宜学校に出向いて、個別ケースに関して担任の教員やスクールソーシャルワーカーと相談し、対応方針を検討している。

（教育委員会との連携）
特に不登校の生徒については、市の福祉部署と教育委員会（学校教育担当部署の職員）が、子どもの就学・生活状況について情報共有しながら対応を進めるようにしている。

（児童館との連携）
家庭への訪問が、保護者の反対等により難しい世帯については、近隣の児童館を学習支援会場として設定している。

（支援終了後の状況把握）
支援終了後の状況については、家庭相談員が訪問や電話により家庭や本人に直接連絡をとって、就学状況や普段の生活実態を把握している。

（富山国際大学との連携）
富山国際大学でスクールソーシャルワークの講座を担当している教員に依頼し、大学生スタッフの派遣を依頼している。本事業への参加は、スクールソーシャルワーク実習のカリキュラムに組み込まれており、大学生が実際に学習指導等に携わるだけでなく、本事業の関係者が大学で生活保護の制度概要や、学習支援内容・方法等について、講義・議論を行っている。

❑ 事業を実施する上での課題

（スタッフの確保）
学習支援員の安定的な確保は大きな課題である。本年度は大学生スタッフ等が少ない状況であり、対応を検討する必要があると考えている。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

生活保護受給世帯の子どもを対象とする以上、教育だけでなく福祉についても理解している人材が必要であり、福祉所管部署や教育委員会、学校等が連携しながら学習支援を行うことが求められる。
また、本事業が円滑に進んでおり効果もあげている要因としては、直営事業として市が中心になって進めている点が挙げられる。生活保護受給世帯へのアプローチは特殊・個別的な業務であり、仮に委託事業とする場合でも、市の担当窓口を明確化した上で、密に委託先と情報共有・連携しながら事業を展開していく必要がある。

15. 三重県名張市：小都市／直営／訪問型

✍この事例のポイント✍
・教員 OB である学習支援員 2 人が、対象者宅を訪問して学習支援を実施。
・学習支援員が学校を訪問し、対象者の学力状況等に関する聞き取り調査を行った上で、支援の必要度を勘案して学習支援の対象者を選定。

❑ 事業の概要

人口・面積・保護率	8.1 万人（18 歳未満：1.6 万人）、129.76 ㎢、7.3‰
事業名	学習支援事業
開始時期	平成 25 年 5 月～
対象年齢	中 1～中 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	訪問型
事業内容	学習支援員（教員 OB2 人）が対象者宅を訪問して、個別指導の形で学習支援を行っている。勉強を教えるだけでなく、その前提となる学習環境づくりや学習習慣の形成にも重点を置いている。
実施場所	対象者宅
実施頻度	原則として週 1 回　19:00～21:00 （対象者の状況に合わせて柔軟に設定している。また、夏季・冬季の休暇期間中は午前中に設定することもある）
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	学習支援員（市役所嘱託職員）
庁内連携	主管：生活支援室／教育センター／教育委員会と連携
関係機関連携	学校等 （子ども部が実施する予定の「母子家庭への学習支援」とも連携を検討している）
事業費（H26）	326 万円：嘱託職員人件費、交通費、教材費
事業担当課（電話）	生活支援室（0595-63-7582）

❑ 事業立ち上げの経緯

家庭が生活に困窮していることにより、子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけることを阻害されることがないよう、生活困窮世帯の子どもの学習を支援するために、平成 25 年度から事業を立ち上げている。

なお、生活保護受給世帯の子どもを 1 か所に集めて塾形式で実施することは、プライバシーの問題や、交通の問題もあり難しいため、対象者宅を訪問して個別指導する形とした。

❑ 具体的な事業内容

学習支援員 2 人で対象者を分担して、個別に訪問指導している。個別指導の初回には、ケースワーカーと一緒に各家庭を訪問するが、2 回目以降は全て学習支援員のみで訪問して支援する。

学習支援員が学校に出向いて、担任の教員から聞き取りを行い対象者を選定している。

特に学校の学習に遅れていると考えられる子どもを対象としている。

支援に際しては、子どもたちの学力レベルや生活環境が一人ひとり違うことを念頭に、本人が目標（例：テストで 50 点以上とる。家で毎日 1 時間以上勉強する）を設定し、その目標に到達するための学習方法を学習支援員が子どもと一緒に検討する。

英語・数学を中心に教えているが、子どものニーズによって、理科・社会も教えている。

原則として週 1 回 19:00～21:00 の訪問を基本としている。1 人の学習支援員が 1 日に対応できる人数は 1 人が限度であるため、支援できる人数は学習支援員 1 人につき合計 5～6 人までである。長期休暇中は時間帯が午前中になることも多い。通常、学習支援員は市の教育センターに勤務しており、そこから家庭訪問に出かける形をとる。

なお、個別支援の時間以外にも、自ら学習習慣を作っていけるように、毎日自分で勉強した内容や時間を記録し、それを学習支援員がチェックしてコメントを寄せたりシールを貼ったりして、子どもの意欲を高めるよう努めている。

高校進学後については、本事業の学習支援の対象外としているが、高校以後の進路等については、原則としてケースワーカーを通して市に相談が来るようになっている。

（活動拠点の位置関係・地図）

広域地図

周辺地図

❑ 事業実施体制

本事業の実施に当たり、教員 OB である学習支援員 2 人を配置しており、勤務時間は週 25 時間以内で設定している。

❑ スタッフの確保・養成

学習支援員は、教育委員会に勤務条件等を提示して推薦を依頼した。推薦のあった 2 人は、いずれも教員 OB であり、学校の実情を踏まえ、学校との連携を推進しやすい立場にある。

本事業の実施に必要なスキル・知見について、特別な研修は実施していない。実際に支援に当たりながら、2 人の学習支援員同士や市の担当者等と情報交換をする中でスキル・知見を身につけてもらうよう促している。教材についても、学習支援員同士が相談しながら作成している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

支援が必要と判断された子どもについては、ケースワーカーが事業案内リーフレットと同意書（申込書）を持って家庭を訪問し、事業の説明を行って参加を呼びかける。その結果、保護者及び子どもから同意の取れた家庭については、学校の了承も得た上で支援を開始する。

（事業案内チラシ）

名張市学習支援事業について

名張市では、平成２５年度より生活保護世帯の市立中学校１年生から３年生を対象に学習支援事業を行います。

この事業は学習支援を継続的に行うことによって、子どもたちが将来への希望を持って高等学校進学等の進路選択ができるようにすることを目標としています。

内容としましては教員ＯＢの学習支援員が週に１回程度ご家庭を訪問させていただき、１回につき１時間から１時間３０分程度の学習支援を予定しています。

事業へのお申込につきましては担当ケースワーカーにご相談ください。

名張市役所生活支援室
担当ＣＷ　〇〇

❑ 事業の実績

平成 25 年度は、支援対象者の学力や家庭環境等について、学習支援員が対象者の通っている学校を訪問して聞き取り調査を行い、学力面と生活面の状況から支援の必要度を勘案して、最終的に 10 人を対象として支援を行った。

❑ 事業の効果

平成 25 年度は支援対象者の中に中 3 が 1 人おり、高校に進学した。

現在支援している子どもたちも、高校進学を目指して学習しているが、個別支援を継続している中で、実際に成績が向上している。

また、宿題をほとんど出していなかった子どもが、宿題を自分で解いて提出できるようになったり、学習環境の整備につながった事例もあり、学習環境の改善につながっている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（学校との連携）

学習支援員が教員 OB であることもあり、学校とは緊密に情報共有し、子どもに対する支援のあり方について一緒に検討している。本事業の対象者の選定も学校と相談しながら実施している。

本事業は福祉の観点から学校外で実施する取組であり、同時に学校での教育活動を踏まえた学習内容としていることもあり、学校側としても受け入れやすく、積極的に連携しやすい事業であると考えられる。
また、市の教育長が、貧困の連鎖防止に着目していることもあり、学校との連携が取りやすい。

（庁内連携）
市の子ども部が母子家庭の子どもに対する学習支援を塾形式で始める予定であるため、本事業とも連携を図りたいと考えている。具体的には、本事業の学習支援員を、子ども部の事業における学習支援スタッフに対するスーパーバイザーとして活用することを想定している。

❑ 事業を実施する上での課題

（支援可能な人数）
家庭訪問形式は個別指導ができて、子どもの学力や生活状況を踏まえた指導ができるが、支援できる数に限界がある。より多くの子どもを支援するという観点からは、集合型の学習支援についても取り入れていく必要がある。

（訪問を受け入れる家庭の負担）
戸別訪問を継続的に行う場合には、家庭が必要以上に負担を感じなくて済むよう配慮するため、、保護者に対して、あまり身構えなくて良いことを伝える等必要がある。

（保護者との関係づくり）
保護者との関係づくりも重要な課題である。特に、支援対象となる世帯は母子家庭が圧倒的に多いため、母親からの相談事（特に学校に関する悩みや不安）に明確にこたえていくことが必要である。また、学習支援だけにこだわらず、世間話をして親しみやすさを見せることも求められる。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

費用対効果をどのように考えるかが難しいが、本事業のような学習支援は、生活困窮世帯の子どもにとっては必要な事業である。その前提を関係者間で共有した上で、他の世帯の子どもへの支援とのバランスにも配慮しながら事業を進めていくことが望まれる。
また、支援対象者の性格上、支援内容が勉強の支援だけにとどまらず、生活支援等にも及ぶ可能性が高い。その際、教育だけでなく、福祉分野の知見も踏まえて支援に当たることが重要であり、それらに対応可能な人材を早期に確保することも重要である。

16. 滋賀県彦根市：中都市／直営／訪問型

✍この事例のポイント✍
・訪問型を基本に、事務所への来所、通信添削等の柔軟な対応も実施。
・事業効果を確認しながら、徐々に対象年齢を拡大。
・外国人に対する支援も通訳を配置して実施。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	11.2 万人（18 歳未満：2 万人）、196.8 ㎢、8.31‰
事業名	彦根市学力向上サポーター事業
開始時期	平成 23 年 4 月～
対象年齢	小 5～高 1
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	訪問型（来所もあり）
事業内容	個別の学習指導（通信添削指導を含む）
実施場所	利用者宅、福祉事務所の会議室、利用者宅近隣の公民館等　※送迎なし
実施頻度	利用者の状況に合わせて設定。福祉事務所の会議室を利用する場合は、月～金曜の 8:30～18:45、土曜の 10:00～17:00 に対応。
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	嘱託職員（学力向上サポーター）
庁内連携	主管：社会福祉課／教育委員会と連携
関係機関連携	小学校、中学校、高校等
事業費(H26)	694 万円：学力向上サポーターの人件費、消耗品・郵送代、資料コピー・教材購入費
事業担当課(電話)	福祉保健部社会福祉課（074-23-9590）

❑ 事業立ち上げの経緯

生活保護受給世帯の子どもは、家庭での学習環境が整っていなかったり、保護者自身が中卒や高校中退等で子どもの学習への関心が低かったりして、小学校の低学年レベルの学力にとどまっていることがある。中学校進学後も学習の定着ができず、高校に進学できなかったり、引きこもりになったり、高校進学できても中退するという悪循環に陥っている場合が見られる。

そこで、生活保護受給者の増加が大きな社会問題になった平成 23 年度から、市内の生活保護受給世帯の中学生を対象に、基礎学力と学習習慣を身に付けさせ、学力向上を支援することにより、将来、生活保護を受給する貧困の連鎖を断つことを目指して事業を開始した。

平成 23 年度は、高校進学に向けて中学生を対象に事業を実施していたが、平成 24 年度からは高校中退を防ぐために、学校に慣れるまでのアフターケア期間として高 1 までを対象にすることにした。さらに、平成 25 年度からは、より早い時期から学力低下を防ぐため、低学力の小学生も対象としている。

❑ 具体的な事業内容

学力向上サポーターが、子どもの学習理解度に合わせて作成したプリント（国語、数学、英語）を、月 2 回程度自宅に送付し、返送のあった解答を添削した上で、対象者に送付する通信添削指導を計画したが、通信添削だけでやり取りできる子どもは少なかった。このため、アウトリーチを基本として、サポーターが電話をかけたり、家庭訪問して解答を回収したり、その場で勉強をみたり、保護者が福祉事務所に来所した際に声かけしたりして、学習意欲を持てるようにしている。

また、家庭訪問に拒否的な世帯、家庭では落ち着いた学習環境を整えられない世帯等の場合は、子どもの希望に応じて、自宅近くの公民館や福祉事務所の会議室に来所させて、個別指導する場合もある（1 時間程度／回）。なお、生活保護受給世帯であることを知られることがないよう、マンツーマン対応を徹底しており、同じ時間帯に複数の子どもが来ても、子ども同士が顔を合わせることがないよう配慮している。

なお、学力向上サポーターと子どもの組み合わせは固定せず、サポーターとの相性をうまく活用している。

事業の対象は中学生が基本だが、不登校が続いていた小 2・小 3 の 2 人の子どもがいる世帯に 3

週間、毎朝家庭訪問して登校の支援をしたり、日本語が十分でない外国籍の子どもがいる世帯に、市の通訳と一緒に週 2 回家庭訪問して日本語を教えるなどもしている（毎年 1～2 世帯）。

また、高校生については、きちんと通学できているか心配な場合は、本人と電話で話したり、保護者が福祉事務所に来所した時に子どもの様子を確認している。欠席が続いている場合は、高校の担任に連絡を取り、フォローを依頼する場合もある。

保護者から高校進学等について相談を受けることもあるが、学力向上サポーターは「今から頑張れば合格できる」等のアドバイスをしたり、志望校の試験内容の情報を提供するにとどめ、基本的には学校やケースワーカーに相談するよう助言している。

❑ 事業実施体制

学力向上サポーターを臨時的任用職員として 4 人雇用している（土曜を含む週 5 日勤務）。

サポーターの勤務時間は、8:30～17:15 を基本とするが、子どもに合わせて学習支援ができるよう、一番遅い時間で 10:00～18:45 まで変則勤務できるようにしている。

❑ スタッフの確保・養成

平成 23 年度はサポーター1 人、補助サポーター1 人の 2 人体制、24 年度はサポーター2 人、補助サポーター1 人の 3 人体制、25 年度以降はサポーター3 人、補助サポーター1 人の 4 人体制と順次増員してきている。

サポーター4 人は全員教員免許を持っており、うち中心となって事業を運営しているサポーターは、中学校長 OB で教育委員会にも嘱託職員として勤務経験がある。

その他のサポーターも小学校長 OB や他市の教育研究所で不登校の子どもの支援をしていた経験があったり、小学校教員 OB だったり、教員採用試験受験中だったりと、事業の対象となる子どもへの対応については十分な専門性を有している。

このため、特別な研修等は実施していない。

❑ 対象者への参加呼びかけ

事業開始時には、生活保護受給世帯の中学生の保護者全員に、事業への参加意向を聞くアンケート調査を郵送した。対象者の 1/3 から回答があり、回答があった世帯は大半が参加希望であった。参加を希望しないと回答した世帯、無回答の世帯には、ケースワーカーと学力向上サポーターが家庭訪問して事業趣旨の説明をし、参加を働きかけた。

保護者の勉強に対する理解・関心の低さや勉強できる環境がない家庭環境もあったが、子ども一人ひとりのレベルにあわせて勉強を教えることを丁寧に説明し、少しずつ同意書を得て、参加者数を増やしていった。

保護者自身が子どもの頃勉強していないという場合もあり、保護者の意識を変えるのは難しいが、家庭訪問して子どもを座らせて勉強している姿を見せることで、保護者の信頼を得られ参加するようになった場合もある。

❑ 事業の実績

平成 24 年度は、中 3 の 16 人中 15 人、平成 25 年度は、同 12 人中 11 人が高校に進学した。

❑ 事業の効果

（高校進学率の向上）

これまで、高校進学を希望したほぼすべての子どもが高校に進学できている。

（成績の向上）

基礎学力のある子どもを中心に、事業に参加する子どもは、おおむね成績が伸びている。

定時制高校等は丁寧に面倒を見てくれるので、高校入学後に成績が伸び、トップクラスの成績になった子どももいる。

（子どもの意欲の向上）

意欲的に勉強に取り組む子どもが多くなってきた。学習の習慣化に結びついたり、学習すること自体に意欲を持ち始めた場合もある。

ふだん学校で反抗的な子どもでも、学校とは違う意欲的な一面を見せることがある。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（中学校との連携）

学力向上サポーターは、市内の小中学校の校長・教頭研修会に参加し、事業の趣旨説明を行い、積極的な活用を呼び掛けている。

また、毎年 4 月には、支援対象となっている子どもが通っている中学校すべてを訪問し、子どもの様子について教頭を窓口に情報交換している。さらに、日常的に電話でも連絡を取っている。

サポーターの経歴と人脈を活用し円滑に連携できている。

（ケースワーカーとの連携）

ケースワーカーと学力向上サポーターは年度当初に学習支援に関する情報交換の会議を開催し、その後は個別に随時連携を図っている。執務スペースも同じ場所であり、連携は円滑である。

（生活保護脱却後のフォロー）

年度途中で世帯が生活保護から脱却した子どもについても、支援が必要な状況がなくなるわけではないので、年度末までは継続して事業を利用

できるよう配慮している。

❑ 事業を実施する上での課題

（子どもの意欲喚起と継続）
　意欲的な子どもと支援継続が難しい子どもの差が大きくなってきている。
　学習習慣を身に付けることを第一の目的としているが、物理的に学習環境がない、保護者の理解や協力が不足している、保護者が病気であるなどのため、支援が難しい場合がある。

（支援対象者の拡大への対応）
　事業開始から時間がたてばたつほど、フォローすべき子どもは増えていく。今のところは、学力向上サポーター4 人で個別対応できているが、今後は、集合型の支援も視野に入れる必要がある。また、臨時的任用職員だけでなく、大学生や主婦等のボランティアで学習支援してくれる人材の確保も検討する必要がある。

（高校進学後のフォロー）
　高校に進学した後も中退を防止し、卒業するまでフォローする体制が必要である。特に生活保護から脱却した世帯の子どもは、どの部署でも追跡できないので、高校にきちんと定着できるまで何らかのフォロー体制を作れないか検討している。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

　事業に関わるスタッフには、小・中・高の教員経験者と障害のある子どもに対応できる福祉的な専門性を有するスタッフがいることが望ましい。こうしたスタッフがそろっていると、学校、教育、福祉部署の連携が取りやすくなる。
　また、スタッフは、仕事はここまでと割り切るのではなく、その枠を超えて仕事するところに喜びを感じられる人に適性がある。
　学習支援に当たっては、子どもへの支援だけでなく、保護者・世帯への支援も重要なので、保護者・世帯への支援を行う様々な関連部署との連携体制を整えることも重要である。

17. 京都府長岡京市：小都市／委託／集合型

✍この事例のポイント✍
・市と協定締結している大学に委託し、学生ボランティアを確保。
・市の担当者もできるだけ学習会に出向き、実施状況をフォロー。
・対象年齢を幅広く設定し、学習習慣の定着から高校卒業までを継続的に支援。

❑ 事業の概要

人口・面積・保護率	8.0 万人（18 歳未満：1.5 万人）、19 ㎢、10.5‰
事業名	学習支援事業　学習会「たけのこルーム」
開始時期	平成 26 年 10 月～
対象年齢	小 1～高 3
世帯要件	生活保護受給世帯・生活困窮世帯
事業形態	集合型
事業内容	大学生ボランティアを中心としたマンツーマン形式の学習会の実施
実施場所	市内 NPO 法人の建物（有料）　※送迎なし
実施頻度	毎週木曜 17:00～20:00
利用料徴収	なし
実施体制	委託（市と連携協力包括協定を締結している大学・随意契約）
スタッフ	学習支援員（大学院生、報酬あり）、学生ボランティア
庁内連携	主管：社会福祉課／学校教育課、福祉なんでも相談室（生活困窮者の自立相談支援窓口）、と連携
関係機関連携	特になし。
事業費（H26）	140 万円：人件費、ボランティアの交通費、施設利用料
事業担当課（電話）	社会福祉課（075-955-9516）

❑ 事業立ち上げの経緯

以前から、生活保護のケースワーカーからの現場意見として、生活保護受給世帯の子どもは単位制・定時制高校へ進学する割合が高く、進学後に中退する割合も高いため、全日制高校への進学率を高めるための学習支援が必要ではないかとの課題提起がされていた。

これを受けて、平成 25 年度の冬休み 5 日間、試行的に、ボランティアの協力を得て、学習支援事業を実施した。平成 26 年度からは生活困窮者自立促進支援モデル事業予算を活用して本格的に事業を開始した。

❑ 具体的な事業内容

毎週木曜 17:00～18:00 に小 1～小 3、18:00～20:00 に小 4～高 3 の二部制で、学生ボランティアを中心としたマンツーマン形式の学習会を実施している（子どもと学生ボランティアの組み合わせは毎回異なる）。

学習支援は自習の延長と位置づけ、学校の宿題や子どもが持ってくる教材で勉強している。今後、学年別の教材を購入し、学年をさかのぼっての学び直しが必要な場合にも対応できるようにする予定である。

小学校高学年以上の子どもを中心に「勉強しに来る」という意識付けができている場合が多いが、集中力が続かない場合は、大学生と話したり、トランプゲームをしたりして、子どもにとって安心な居場所としての機能を果たすようにしている。

対象年齢は、当初、学校の勉強が難しくなり、つまづきやすくなる小学校高学年からを想定していたが、小学校低学年でも宿題をしていない、保護者が勉強を見る時間がない等で学習習慣が身についていないという課題がある子どもがいたため、小 1 からを対象とした。また、高校卒業までを継続的に支援するため、高 3 までを対象とした。

事業の実施場所は、市内 NPO 法人の事務所の空き時間を有償で借りている。

多くの子どもは自転車で通っており、送迎は実施していない。ただし、小学校低学年は行き帰りでの事故等を防止するため、保護者による送迎を義務付けている。

（活動風景）

❑ 事業実施体制

この事業は、子どもの学力向上だけでなく、健全な育成等も目的としているため、教育とともに福祉の知識も不可欠である。このため、市と連携協力包括協定を締結している京都府立大学に相談したところ、公共政策学部で教育・福祉の研究に取り組んでいる准教授の協力が得られることになった。そこで、協定に基づき、市と一体となって事業展開が行えること、事業に必要な教育・福祉の知識を有していることを理由に、随意契約で大学に事業を委託することとした。

❑ スタッフの確保・養成

学習会を統括し、学習支援のプランを検討する学習支援員として大学院生を 1 人配置し、子どもとマンツーマンで学習支援を実施する学生ボランティアが毎回 2，3 人参加している。学年ごとの 2 部制で、同時に対応すべき子どもは 4，5 人であるため、ほぼマンツーマン体制が取れている。

大学院生には、大学規定に基づいた非常勤職員としての報酬を支払い、学生ボランティアについては大学から長岡京市までの交通費実費のみ支払っている。

大学院生は元教員であり、学生ボランティアも教員を目指す学生が多い。大学卒業後に教育現場でいずれ直面する課題を今から考えるという視点で准教授から参加を働きかけてもらい、ボランティアを確保している。

委託先大学の准教授と市の担当者で学習会の内容・運営方法等を検討し、毎回、両者も学習会に出席している。学習会の最後の 10 分で、ボランティアからその日に実施した学習内容、子どもの様子等の報告を受け、関係者で情報を共有するとともに、必要に応じて准教授、学習支援員、市の担当者がボランティアに対し指導している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

生活保護受給世帯で小 1～高 3 の子どもがいる全世帯に対し、担当ケースワーカーがチラシを配布し保護者向けに説明している（平成 26 年度の対象者は 28 人）。保護者が利用を希望した場合は、ケースワーカー、学習支援員と三者面談を行い、学校や家庭での子どもの様子や保護者の課題を聞き取り、支援につなげている。

生活困窮者世帯については、自立相談支援窓口に相談に来た者に対して必要に応じて案内するよう依頼している。

（事業案内チラシ）

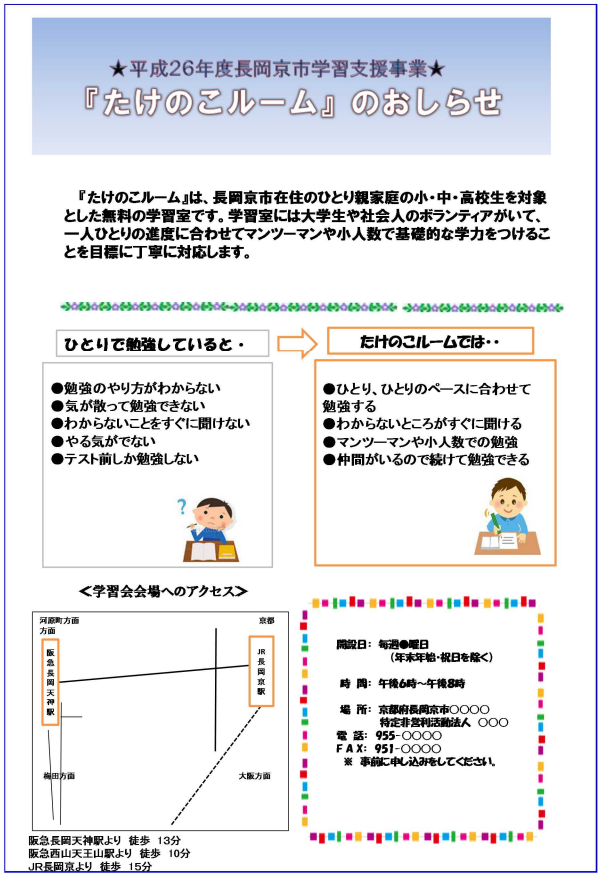

❑ 事業の実績

現在の登録者は 16 人で、小学生 7 人、中学生 5 人、高校生 3 人、高校入学していない社会人で高校入学を目指している者 1 人（20 歳）である。

❑ 事業の効果

（高校進学）

今年度、高校進学を目指していた中 3 生、社会人はいずれも志望校に合格できた。

特に中 3 生は、事業参加当初に比べて学習意欲が向上し、高校進学後の夢も語るようになった。

（子どもの居場所づくり）

子どもにとって居心地の良い場所になっているようで、「まだ帰りたくない」という声も聞かれる。

また、一人親や障害のあるきょうだいがいて保護者が十分に子どもと関わる時間が取れない世帯の保護者から「ここで一対一で丁寧に関わってもらえて嬉しい」という声が寄せられている。

（将来のロールモデル提示）
年齢の近い大学生と触れ合い、自身の体験として中学・高校での勉強の仕方等について話を聞くことで、将来を考える際なり、大学進学を考えるようになった例もある。

（学習成績の向上）
漢字テストの点数が上がった、欠かさず参加した子どもが期末テストで良い結果が出たといった例がある。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（学校との調整）
学校教育課を通じ、事業開始前に小中学校の校長に事業内容を周知した。
また、小学生のうち 2 人は特別支援学級に通っているので、対応における留意点等について、担任と情報交換している。

❑ 事業を実施する上での課題

（ボランティアの確保）
学生ボランティアを中心とした学習会であるため、一定数以上のボランティア確保が必要だが、試験や長期休暇等の時期には子どもへのマンツーマン対応が難しい場合がある。また、夏休み等に特別に学習会の頻度を上げることも難しい。安定的な運営のために、今後、より多くのボランティアを確保したい。

（事業の周知方法）
生活困窮世帯向けの学習会として幅広く広報すると、学習会に参加することで周囲に生活困窮世帯であることを気づかれてしまう可能性があり、慎重を期す必要がある。

（子どもの支援に必要な情報把握）
現在の登録者は生活保護受給世帯が大半であり、世帯の状況、保護者・子どものニーズ等についてケースワーカーを通じて詳細に把握することが可能である。
生活困窮世帯で他部署等から紹介される場合にも、生活保護受給世帯のケースワーカーが把握しているのと同様の十分な情報が引き継がれるよう、自立相談支援機関との密な連携が必要である。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

学力の向上を目指すのであれば、塾等のプロに任せる方が実績は上がると思われる。しかし、学生ボランティアの方が進学や学生生活等の相談が自然とできるため、子どもとの関係性を築きやすく、学びの場だけでない「安心できる居場所」として展開しやすい。
また、学生ボランティアの確保については、行政のみでは困難なので、学校や NPO 法人等に協力を得ることが望ましい。

18. 京都府京丹後市：小都市／直営／訪問型

✍この事例のポイント✍
・学習支援員および学習支援ボランティアが対象者宅を訪問支援。
・子どもの学習の前提となる家庭環境全体の整備を重視。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	5.7 万人（18 歳未満：0.9 万人）、501 ㎢、10.3‰
事業名	寄り添い支援事業
開始時期	平成 25 年 12 月～（実際に学習支援を始めたのは平成 26 年 1 月）
対象年齢	小 1～中 3
世帯要件	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯
事業形態	訪問型
事業内容	学習支援員および学習支援ボランティアが対象者宅を訪問して、進学や学習等の課題解決に向けた取り組みを実施している。
実施場所	対象者宅（必要に応じて対象者宅以外の場所を設定することもある）
実施頻度	訪問頻度は対象者の状況に合わせている（通常 1 回 2 時間を原則としている）
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	学習支援員（市役所臨時職員）、学習支援ボランティア
庁内連携	主管：寄り添い支援総合サポートセンター（消費生活や仕事等に関するワンストップ相談支援機関）
関係機関連携	小中学校等
事業費（H26）	326 万円：臨時職員人件費、交通費
事業担当課（電話）	寄り添い支援総合サポートチーム（0772-62-0032）

❑ 事業立ち上げの経緯

近年、「子どもの貧困」や「貧困の連鎖」が社会的な問題として指摘されている中、これらの問題を解決するため、平成 25 年度に厚生労働省の生活困窮者自立促進支援モデル事業の学習支援事業を実施し、生活保護受給世帯及びそれに準ずる生活困窮世帯の小学生・中学生に対して、学習支援事業を推進することとした。

❑ 具体的な事業内容

ケースワーカーや市の関係職員と学習支援員が対象者世帯を訪問し、保護者と子どもに学習支援事業の目的と内容等の説明を行い、同意を得られた対象者世帯について市の職員、ケースワーカー、学習支援員、教育委員会等による会議（支援調整会議）で協議し、より支援の必要性が高いと考えられる世帯・子どもを選定する。（選定の基準は細かく設定せず、総合的に判断）

支援調整会議で選定した対象世帯に対して学習支援員を派遣し、単独で子どもに対して学習指導や進学相談を行うほか、ケースワーカーと一緒に訪問して保護者の相談対応等を行う。

具体的な支援の方法及び支援効果・結果については、基本的に学習支援員及び各学習支援ボランティア、ケースワーカーに任されているが、必要に応じて支援調整会議を開催し、協議及び評価を行う。

支援は戸別訪問を原則とするが、保護者が自宅に入られるのを嫌がる場合など、施設での支援方法を採用することもある。

平成 25 年度までは、中学生のみを対象としていたが、平成 26 年度から小学生にも対象を拡大している。

基本的には、生活保護受給世帯を対象にしているが、生活困窮世帯に対する支援という観点から、要望があれば他の生活困窮世帯の子どもについても受け入れることを検討している。

場所は、対象者の家庭を基本とし、子ども一人ひとりの習熟状況や生活状況を勘案しながら、個別指導（学校で理解できていない事項の補習など）を行っている。具体的には、毎回原則として学習支援員 1 人あるいは、有償ボランティア 1 人（教員免許保有）が家庭訪問して、1 回 2 時間ほど勉強を教えている。個別訪問の形にした理由は、対象世帯が少ないこと、市の面積が広く対象者が散らばっているため 1 ヶ所に集めにくいこと、プライバシーへの配慮、等である。

なお、家庭の生活リズムがしっかりしており、家庭が落ち着いた環境であれば、子どもたちも自ずと勉強できるようになる場合が多いため、本事業では子どもに対する直接的な学習指導だけで

なく、家庭環境全体の整備・生活リズムの醸成も視野に、保護者の相談支援や生活指導等も実施している。さらに、地域社会から孤立して生活し、社会性を十分に身につけていない子どもや保護者が見られた場合には、学習支援員が話し相手・相談相手になるほか、新聞を提供して社会の情報を得るように促している。

高校進学後の状況把握も行っており、中退してしまった場合には、若者サポートステーション事業につなぐことがある。

時間帯は、18:00～20:00 が基本であるが、小学生の指導を行う際は、適宜時間をずらして実施することもあり得る。また、夏休み等の長期休暇期間は生活が崩れやすい時期であるため、訪問頻度を増やしている。

❑ 事業実施体制

本事業を実施するために、市の非常勤職員として平日 4 日間勤務の学習支援員 1 人を配置している。現在の学習支援員は、もともと学校の教員だったが、特別支援の業務にも携わった経験を有する。

学習支援員以外に、有償ボランティア 3 人も学習支援に当たっており、直接家庭を単独であるいは学習支援員と一緒に訪問して学習支援等を行っている。

平成 26 年度は、小学生からも参加希望が出ているため、さらに有償ボランティアを 2～3 人増やす予定。

❑ スタッフの確保・養成

有償ボランティアについては、募集要項に基づいて、寄り添い支援総合サポートセンターにて公募しているが、並行して、教育委員会 OB や学校の教員、市の職員等から候補者を募っている。

学習支援員や有償ボランティアに対する研修は特には実施していないが、両者ともに教員免許を保有している。

なお、学習支援員の時給は 1,210 円であり、有償ボランティアの時給は 860 円である。加えて、有償ボランティアには通勤手当として 1 回 330 円程度が支給されている。

❑ 対象者への参加呼びかけ

ケースワーカーと学習支援員が一緒に該当者の家庭を訪問してパンフレットを渡し、趣旨を説明する。

最初に本事業への参加を呼びかけた際、子どもの教育に全く関心を示さない保護者もいる。反対に、例えばそれまで自営業（商店など）を営んで一般的な生活をしていたが、経済状態の悪化によって一時的に生活保護を受けているような世帯等は、子どもの教育に関心が高く、本事業への参加意欲も強い傾向が見られる。

（事業のご案内）

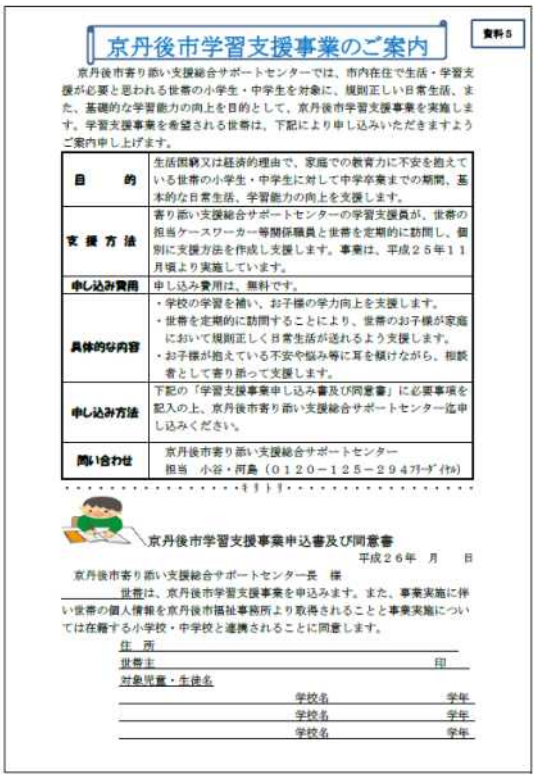

資料5

京丹後市学習支援事業のご案内

京丹後市寄り添い支援総合サポートセンターでは、市内在住で生活・学習支援が必要と思われる世帯の小学生・中学生を対象に、規則正しい日常生活、また、基礎的な学習能力の向上を目的として、京丹後市学習支援事業を実施します。学習支援事業を希望される世帯は、下記により申し込みいただきますようご案内申し上げます。

目　的	生活困窮又は経済的理由で、家庭での教育力に不安を抱えている世帯の小学生・中学生に対して中学卒業までの期間、基本的な日常生活、学習能力の向上を支援します。
支援方法	寄り添い支援総合サポートセンターの学習支援員が、世帯の担当ケースワーカー等関係職員と世帯を定期的に訪問し、個別に支援方法を作成し支援します。事業は、平成２５年１１月頃より実施しています。
申し込み費用	申し込み費用は、無料です。
具体的な内容	・学校の学習を補い、お子様の学力向上を支援します。 ・世帯を定期的に訪問することにより、世帯のお子様が家庭において規則正しく日常生活が送れるよう支援します。 ・お子様が抱えている不安や悩み等に耳を傾けながら、相談者として寄り添って支援します。
申し込み方法	下記の「学習支援事業申し込み書及び同意書」に必要事項を記入の上、京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター迄申し込みください。
問い合わせ	京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター 担当　小谷・河島（０１２０－１２５－２９４ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ）

京丹後市学習支援事業申込書及び同意書

平成２６年　月　日

京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター長　様

世帯は、京丹後市学習支援事業を申込みます。また、事業実施に伴い世帯の個人情報を京丹後市福祉事務所より取得されることと事業実施については在籍する小学校・中学校と連携されることに同意します。

住　所

世帯主　　印

対象児童・生徒名

学校名　　学年

学校名　　学年

学校名　　学年

❑ 事業の実績

平成 25 年度は中学生の居る世帯 3 世帯 3 人の子どもを対象として、支援を実施した。平成 26 年度は、小学生の居る 7 世帯１０人、中学生の居る 6 世帯 6 人を対象として実施している。

❑ 事業の効果

訪問型での支援を行うことにより、直接、学習支援員が対象世帯の生活空間を共有できるため、一人ひとりの置かれた状況を踏まえながら、家庭環境整備や家庭での学習を促すことができる。

また、子どもが落ち着いて学習に取り組むようになることで、家族の表情が明るくなる例や、子どもが学習している時間を家族全員が静かに過ごすことで、生活に落ち着きが見られるようになった例もある。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（学校との協力・連携）

学校（管理職）に対しては、学習支援員が本事業の趣旨や、どのような家庭を参加対象にするか等の説明をして、了解を得ている。

なお、本事業では確かに子どもたちに勉強を教えているが、まずは学校の授業を確実に受けるために家庭の環境整備や生活の支援を行っていくことが本事業の主目的の一つである。

（庁内連携）
学習支援事業の実施に当たって、支援対象者の選定や学習支援の実施方法及び期間等について、関係機関による支援調整会議を開催している。支援調整会議は、本事業の主担当である寄り添い支援総合サポートセンターと学習支援員の他に、ケースワーカー、生活福祉課、子ども未来課、学校教育課（指導主事）、中学校の関係者が構成員である。

（日報の作成）
学習支援の活動について日報（訪問記録）を作成し、1 世帯 1 ファイルにして、各支援対象者の学習状況や抱えている課題等を整理している。その内容は、市の職員が確認し、事業実施状況を適時把握する。

❑ 事業を実施する上での課題

（安定した生活環境の確保）
安定した生活環境が確保できていないことや生活リズムの乱れ、生活習慣の確立が不十分である世帯が多い。生活習慣は、同じ行動を毎日くり返すことで身につくものであり、長期的な支援・見守りを継続していくことが必要である。

（外国人の保護者を持つ児童に対する支援）
外国人の保護者を持つ児童に対する支援においては、保護者自身の日本語や日本文化の理解、生活リズム、就労等を支援することが、子どもの心の安定や生活の安定につながる。その際、平易な日本語で説明する等の工夫が必要となる。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

これまで、直営で学習支援を進めてきたところであるが、都市部の自治体であれば、委託や大学生ボランティアの活用も可能である。大学生ボランティアは対象者と年齢も近いので、関係も築きやすい。
子どもは家庭の状況によって変わり、逆に家庭も子どもの状況によって変わる。そのため、子どもと家庭の双方を意識して、単なる学習指導にとどまらず、生活支援や保護者に対する支援を実施することが必要である。

19. 兵庫県姫路市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型

✍この事例のポイント✍
・地域の状況や子どものニーズを踏まえ、訪問型から集合型へ順次事業を拡大。
・教員 OB の嘱託職員がきめ細かな学習指導、委託先法人へのスーパーバイズでノウハウを提供。
・訪問型は特に気になる子ども、集合型は全ての子どもに参加を呼びかけ。

❑ 事業の概要

人口・面積・保護率	53.5 万人（18 歳未満：9.4 万人）、534.4 ㎢、16.8‰（H26.6 末現在）
事業名	姫路市学習支援プログラム
開始時期	訪問型）平成 25 年 5 月～、集合型）平成 26 年 6 月～
対象年齢	訪問型）中学生を中心に、小 1～高 3 集合型）中 1～中 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	訪問型・集合型
事業内容	訪問型）個別の学習指導 集合型）学習教室
実施場所	訪問型）対象者の自宅 集合型）受託事業所が借り上げたビルの一室　※送迎なし
実施頻度	訪問型）子どもの都合に合わせて、平日の 1～2 時間程度。 中学生）毎週土曜 14:00～15:30、または、16:00～17:30
利用料徴収	なし
実施体制	訪問型）直営、集合型）委託（NPO 法人・プロポーザル方式）
スタッフ	訪問型）市の嘱託職員（学習支援員）、集合型）NPO 職員、アルバイトスタッフ
庁内連携	主管：生活援護室
関係機関連携	特になし
事業費（H26）	934 万円：人件費、委託費、
事業担当課（電話）	健康福祉局生活援護室相談支援担当（079-221-2338）

❑ 事業立ち上げの経緯

生活保護受給世帯の子どもは、高校進学率、特に全日制高校への進学率が低かった。また、生活保護の担当ケースワーカーは、不登校や高校中退した子どもがいるのは分かっていても、子どもの悩みにまで対応することが難しく、数年経って生活保護受給の相談に来るのを見て、貧困の連鎖を断ち切るために、早い段階で関わることのできる事業を立ち上げたいと考えていた。

そこで、子どもの健全育成支援事業を活用して、平成 25 年度から家庭訪問による学習支援事業を実施することにした。子どもの居場所づくりの重要性も感じていたが、旧 1 市 4 町が合併してできた広い市域（両端を移動するのに車で 2 時間）に子どもが通える拠点を複数設置するのは困難であったため、まずは訪問型から始めることにした。

訪問型により需要が増加する一方、個別訪問で対応できる件数には限界があったこと、自宅では勉強できる環境がないため外で勉強したいという声があったことから、必ずしも訪問型のマンツーマン対応でなくても良い子どもを主な対象として、平成 26 年度から学習教室（集合型）も実施することとした。

❑ 具体的な事業内容

（訪問型）

学習支援員が、平日に子どもの自宅を訪問し、子どもの学力に合わせて 1 時間～2 時間、学習支援を実施している。訪問頻度は子どもの状況に合わせて週 1 回、月 1 回等さまざまである。また、時間帯についても、学校に通っていない子どもは日中、学校に通っている子どもは放課後に訪問するなど、、柔軟に対応している。

学校の宿題を一緒にやる場合もあるが、小学校の教材や学習支援員が作成したプリント等を使って学び直しをすることが多い。学校の授業にどの程度ついていけているか等に配慮し、子どもごとに指導方法を変えている。また、高校受験間際には、過去の入試問題を使い、本人の得意な箇所は必ず回答できるようパターン練習等もしている。

なお、訪問時には、近隣に、生活保護受給世帯であることを知られないように、車は対象者宅から遠いところに駐車し、市職員の名札を外していく等の配慮している。

（集合型）
将来の自立につなぐための居場所として、基礎学力を上げ、一定の学力と社会性を習得して自立できる道筋をつけることを第一の目的としている。このため、学年・教科ごとに班わけして、学習塾スタイルで指導している。指導内容や教材は模索中だが、訪問型の学習支援員が教員 OB としての経験も踏まえて委託先に助言をしている。
平日夜間だと帰り時間が遅くなるため、毎週土曜の日中に 14:00～15:30、16:00～17:30 の 2 つの時間帯に分けて実施している。夏休み等の長期休暇は週 2 回に増やしている。
また、サンドイッチづくり等のイベントも開催し、人と話したり遊んだりという経験の場も設けている。

❑ 事業実施体制

（訪問型）
学習支援員については、公募により、中学校教員 OB1 人を市の嘱託職員として雇用している（週 4 日勤務）。

（集合型）
マンツーマン対応は必要なくても、学校を休みがちである子ども、家庭環境が整っていない子どもが多いので、公募プロポーザルで、通常の学習塾ではなく、学習塾スタイルで不登校や引きこもり支援を実施しており、勉強以外のアクティビティやイベントのノウハウも持っている NPO 法人に委託することとした。
実際に指導を担当しているのは、NPO 法人の正規職員 2 人、非正規の補助職員 2 人である。
活動内容や生徒の出欠状況、保護者とのやり取りについては、月 1 回書面で報告してもらい、担当ケースワーカーが内容を確認している。

❑ スタッフの確保・養成

（訪問型）
公募で教員免許保有者を 2 人採用する予定だったが、複合的な課題を抱えた子どもに対応できる専門性を有した人材でなければならず、今のところ 1 人しか採用できていない。
教員免許保有者なので、採用後は特別な研修は実施していない。

（集合型）
委託先法人においてスタッフを確保している。
研修については、今後検討する予定である。

❑ 対象者への参加呼びかけ

（訪問型）
担当ケースワーカーが中学生のいる世帯を対象に、学校に行きづらい、または、学校には行けているが学力に課題のある対象者、定時制・通信制高校への進学を希望している対象者をピックアップしている。
当該対象者について、来所時、または家庭訪問時に、担当ワーカーと学習支援員が、保護者と子ども本人に会って事業の紹介をしている。この初回面談時に、通知表や定期テストの答案を見せてもらいどのような学習支援が必要かアセスメントを行い、利用希望があった場合に子どものレベルに合わせてスムーズに支援が開始できるようにしている。
また、訪問型で兄弟に気になる子がいた場合は、小学生、高校生でも対応できるようにしている。

（集合型）
中学生のいる生活保護受給世帯すべてに申込用紙を配り、先着 30 人を対象としている。

❑ 事業の実績

（訪問型）
平成 25 年度の対象者 220 人のうち、支援が必要な可能性があるとして面談したのは 35 人程度、そのうち実際に利用につながったのは、15 人程度である。

（集合型）
平成26年度の利用者は定員30人いっぱいであり、待機者もいる。

❑ 事業の効果

（子どもの学力向上）
子どもの学力に応じてマンツーマンで丁寧に指導し、子どもが自分に力が付いたことを確認しながら自信を持って勉強できるようにしている。このため、指導している科目以外の成績も向上する場合がある。
また、学校からはフリースクールへの進学を勧められたが、諦めずに勉強し、定時制高校へ進学した対象者もいる。

（学習支援を通じた世帯とのつながり強化）
学習支援員は、「子どもの将来を一緒に考え、勉強を見てくれる人」ということで、ケースワーカーとは違う形で、保護者も受け入れやすいのではないか。
学習支援員を通じて、ライフラインが止まりそうになっているというリスク予兆がキャッチできたり、保護者とケースワーカーが子どもの進路について相談するなかで関係が良好になったりしている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（子どもも保護者も諦めないですむ仕組み）
訪問型と集合型の長所を組み合わせ、子どもが

「参加を続けられなかった」という挫折感を体験しなくて済むように、また、保護者も子どもの頑張りを応援し、諦めないで済むように工夫している。

例えば、訪問型で本人に進学意欲がわき、保護者も外に出かけてほしいと希望した場合には、同年代の子どもと関わりが持てるように集合型を併用する形に移行している。

また、集合型になじめず通ってこられなくなった場合は、委託先法人スタッフが保護者等と面談して対応を検討するが、どうしても難しい場合は、訪問型につないで支援が途切れないようにしている。

（アンケートで現行事業の課題を把握）

今後、生活困窮者に対象を拡大することを見据え、今年度集合型事業の案内を配布した世帯を対象にアンケート調査を実施し、事業を利用している場合の使いにくい点、事業に申し込まなかった場合の理由を把握する予定である。

これを踏まえて、開催場所、開催日時、事業の内容等を見直し、次年度以降の事業実施に活用する予定である。

❑ 事業を実施する上での課題

（意欲喚起）

訪問型の対象候補としてリストアップしたが、保護者自身の意識が低く子どもの進学に関心がない候補者や、子ども自身が将来について諦めており、事業説明に至らなかった候補者が半数程度いる。

こうした世帯に、進路についての関心や学習・就労意欲を持ってもらい、事業を利用してもらうことが課題である。

（高校入学後のフォロー）

現在は、高校進学率を向上させることに重点を置いているが、人員体制が確保できれば、中退率の高い定時制・通信制高校への進学者や不登校になった子どものフォローメニューを検討していきたい。

（教育委員会の事業との協働）

教育委員会では、平成 26 年度から、学校での放課後学習会を始めている。現在は一部地域での試行で、学校に通う子ども対象の授業ではあるが、今後市全域に広がった場合は、集合型事業と協働できる可能性がある。

（学校との連携）

学校の授業の進捗や進路指導のスケジュール、学校での子どもの様子を踏まえて支援することで事業効果が上がると考えられる。

また、保護者側が生活保護受給世帯であることを学校に知られたくないなど、保護者と学校がうまくいっていない場合もある。

さらに、親戚や近所との付き合いも切れていて、子どもが不登校になっていると、学校からの進路に関する情報等も適切な時期にきちんと届いていないことがあり、誰がどのように情報を届けるかが課題である。

（子どものアセスメント）

子どもの課題が、単に学校に行けないからなのか、問題行動を起こしているからなのか、発達障害等があり支援が必要だからなのか、家庭で生活環境が整っておらず学校に行けないからなのか、生活全体をみて対応を考える必要がある。しかし、今は、教員もスクールカウンセラーも生活保護ケースワーカーも部分的な関わりしかできていない。今後、学習支援員等の第三の目も入ることをきっかけに、子どもの悩みを総合的にアセスメントし、支援していく関係者の連携体制を確立する必要がある。

（集合型における送迎、拠点数の拡大）

集合型は、市の中心部 1 ヶ所でしか実施していないため、旧町エリアの子どもは通いにくく、通えて交通費がかかる。今後、子どもの生活圏内に複数の拠点を整備していきたいと考えている。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

この事業は、子どもたちが必ず何かを返してくれて、手ごたえが大きい。子どもの将来に関わり、役に立っていることが目に見えるという意味で、事務仕事に追われて疲弊しがちなケースワーカーの意欲も上がりやすい。1，2 年で、定量的な効果は出ないかもしれないが、必ずプラスになるので、実施するかしないか迷っているなら実施することを勧める。

地域の状況に応じて、事業実施体制や連携先は多様と思うが、低学力であることと障害のあることは関連している場合が多いので、福祉的な視点からアセスメントできる人材は、ボランティアでも良いので確保したほうが良い。

高校進学率の向上が事業の出発点ではあるが、子どもは、今いる場所（家庭や学校等）が苦しいと思っていることが多いので、子どもにとって、「ここにいて良い」と思える場所を適切に用意するという視点も重要である。その一端として学習があるとよい。保護者や学校の先生に話せないことも、利害関係がない第三者的な関わりをしてくれる大人であれば安心して話せる。

20. 広島県広島市:政令市／直営／集合型

✍この事例のポイント✍
・学力向上だけでなく、家庭での学習支援の延長で子どものニーズに合わせたきめ細かな支援を実施。
・ボランティアは、学生だけでなく、おじいちゃん・おばあちゃん世代を中心とした一般市民も参加

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	118.8 万人（18 歳未満：20.6 万人）、905 ㎢、23.3‰
事業名	広島市生活保護受給世帯学習支援事業
開始時期	平成 23 年 8 月～
対象年齢	小 4～中 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型
事業内容	学校での学習事項の予習、復習、補習、進学のための受験指導、進路相談、居場所作り、保護者に対する支援（相談対応等）
実施場所	市内中心部の公共施設　※送迎なし
実施頻度	毎週木曜 16：00～19：00、土曜 9：30～12：30（どちらかを選択して参加）
利用料徴収	特になし
実施体制	直営
スタッフ	市正職員 1 人、嘱託職員 2 人、ボランティア（交通費実費支弁）20 人程度／回
庁内連携	主管：地域福祉課／教育委員会と連携
関係機関連携	近隣の大学、児童相談所等
事業費（H26）	7,520,000 円（全て国補助金）：学習支援員の報酬、ボランティアへの交通費実費支給金、教材等の物品購入費
事業担当課（電話）	健康福祉局地域福祉課　保護係　082-504-2138（内 3828）

❑ 事業立ち上げの経緯

平成 21 年度の市内の中学卒業生の全日制高校への進学率は 90%を超えているが、生活保護受給世帯に限ると 60%台であった。また、定時制・通信制高校への進学をあわせると 80%以上が高校に進学しているが、基礎学力の定着が図られていないこと、不登校状態にあったこと、問題行動があること等の結果として、進学しても中退することが多い状況もあった。

これらの状況の原因として以下のようなことが考えられたため、全日制高校への進学率を上げ、卒業まで至ることを目標に平成 23 年度から学習支援事業を実施することにした。

・幼少期にきちんと保育所・幼稚園に通っていないため、集団生活の習慣が身についていない。
・親の病気・貧困等により、家庭で子どもの宿題を見たり、学習用具・学習環境を揃えることができない
・同年代の子どもとの会話不足などでコミュニケーション能力が低い
・高校進学に対する目的意識が低く、卒業後の将来展望が不足している

なお、当時の健康福祉局長は、生活保護受給世帯の子どもの進学状況の改善に関心が高かったことも事業立ち上げの推進力となった。

❑ 具体的な事業内容

毎週木曜 16：00～19：00、土曜 9：30～12：30 のいずれかを選んで、大学生やおじいちゃん、おばあちゃん世代のボランティアが、家で宿題を見るようなスタイルで学習会を実施している。なお、木曜については終了時間が遅くなるため、小学生は原則 18:00 までとしている。

基本的には、学校の宿題や子どもが持ってくる教材で勉強する。不登校で学校の宿題がない場合や集中力が続かない場合、学習支援員が用意した手作りのプリントや学習会として購入している市販の教材を利用している。また、受験が近づくと過去問を解くこともある。

対象年齢は小 4～中 3 としている。中 3 の 1 年間だけの支援では希望する進路につなぎにくいこと、学童保育は小 3 で終わり、その後の支援の枠組みがなかったこと、小 4 は学校の勉強が分からなくなってきたり、問題行動が起こり始める年齢であること等から、この設定とした。ただし、対象者の弟妹であれば、小 1～小 3 でも一緒に来て良いことにしている。また、高校進学後もフォローの必要があり、本人の希望があれば、継続参加が可能である。高 1 の夏休み頃を過ぎると、学校にもなじんで来なくなる子が多い。

木曜は 10 人程度の子どもに対しておじいちゃん･おばあちゃん世代を中心としたボランティア

が 5〜7 人程度、土曜は 20 人程度の子どもに対して大学生や市職員を中心としたボランティアが 20 人程度である。市の事業担当者が、事前調査結果を基に、子どもとボランティアの相性を見ながらマッチングし、できるだけ毎回同じ組み合わせになるようにしている。

実施場所は市内中心部の公共施設 1 ヶ所であり、送迎はしていない。

❑ 事業実施体制

市の事業担当者 1 人（正規職員）、学習支援員 2 人（市嘱託職員、5 日勤務）、ボランティア 20 人程度／回（交通費実費を支払い）で事業を運営している。

学習支援員は、週 2 回の学習支援に加えて、学校の宿題等を持ってこない子ども等の能力・興味にあわせたプリント・教材の作成、子どもの進路指導状況等に関する学校への確認、ボランティア募集に関する大学等との調整を実施している。

❑ スタッフの確保・養成

（学習支援員）

学習支援においては、学校との連携が最も重要なので、教育委員会に依頼して、小中学校の校長 OB2 人を推薦してもらい、学習支援員（市嘱託）として雇用した。

（ボランティア）

ボランティアについては、事業開始年度に広報紙で大規模に募集し、多くのボランティアを集めた。広報紙での募集はこの 1 回だけで、それ以降は、口コミ等で紹介があった場合に個別に対応している。

また、毎年春に、近隣の大学 7，8 校を回り、ポスター掲示やサークル説明会での説明を行っている。

次年度、生活困窮世帯まで対象を拡大した場合、ボランティアが不足する可能性があるので、社協ボランティアセンター等と連携することを検討している。

ボランティアは、事前研修で事業の趣旨・内容やプライバシー保護の重要性を理解した上で、登録し、市担当者が適性を見て協力依頼した際に参加する形としている。さらに、月 1 回程度、実践的な研修を実施している。具体的には、教育委員会やスクールソーシャルワーカーから現在の学校の様子、特別支援学校の教員から障害のある子どもへの対応方法、児童相談所勤務経験のある行政職員から虐待を受けた子どもへの配慮等について講義している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

事業対象年齢の子どもがいる生活保護受給世帯への家庭訪問時に、ケースワーカーが保護者にチラシを渡して事業の説明をしている。子どもに会える場合には、子どもにも説明している。

事業対象者であれば、前年度断られた世帯であっても年度が替わるごとに改めて事業案内をしている。

チラシを作成する際には、学習塾ではなく保護者の代わりに勉強を見る家庭学習の支援であることを強調している。また、「生活保護」「貧困」といった言葉は使わないよう配慮している。

❑ 事業の実績

事業登録者は現時点で 108 人、継続的に参加しているのは 30 人程度である。

❑ 事業の効果

（高校への進学）

平成 23 年度は中 3 参加者 13 人中 11 人が全日制高校に進学した。平成 25 年度は参加者 26 人中 17 人が全日制高校に進学した。それ以外の子どもは定時制・通信制高校等に進学している。

（子どもの変化）

継続的に参加している子どもは、必ず何らかの状況改善が見られる（例：不登校の子どもが登校できるようになる、学習習慣が身につく等）。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（事業担当者による事前アセスメント）

保護者から参加申し込みが届くと、市の事業担当者が当該世帯の担当ケースワーカーに聞き取りを行い、世帯の状況や子どものニーズを把握する。また、児童相談所等が関わっている世帯であれば、虐待通報の内容等も状況調査する。その後、事業担当者は、学習支援員と共に子どもが通う学校を訪問し、担任等から学校での様子や成績についても把握する。

これらの情報を踏まえて、子どもの状況に応じたきめ細かな支援を実施している。

こうした情報収集・アセスメントは、嘱託の学習支援員や委託民間事業者には限界がある。このため、市直営で事業を実施し、事業担当者が各領域の関係機関と連携して進めることの意義が大きい。

（関係機関との連携）

毎年度当初の小中学校の校長会・教頭会やスクールソーシャルワーカーの会議で事業内容を説明し、協力を依頼している。学習会を利用している子どもの様子については、必要に応じて学習支援員から学校に伝えている。学習支援員が校長 OB であることもあり、教育委員会、学校の協力は得やすい。

毎月 1 回、事業担当者が担当ケースワーカーと打合せをし、子どもの学習会への出欠状況や様子を伝え、担当ケースワーカーからも世帯状況を聞き取り、情報交換している。

❑ 事業を実施する上での課題

（生活保護世帯以外の子どもへの参加呼びかけ）
来年度からは生活困窮世帯の子どもに対象を拡大するため、
生活困窮者自立相談支援窓口（委託先事業者）、学校、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等とこれまで以上に密接に情報交換を行うことで対象者を見つけ、参加を呼びかける計画である。

（ボランティアの確保、受け皿の拡大）
現在は広い市域で 1 ヶ所、週 2 日の実施であるが、ニーズに対応するには事業規模を拡大することが望ましい。しかし、担い手の確保の問題から拡大は難しい。
特に、子どもは年齢の近い大学生ボランティアと過ごすと楽しそうなので、大学生を増やしたいが、授業やアルバイト等と両立した継続的な活動を求めると、協力してくれる人数には限界がある。また、事業の実施経過を把握し、全体調整する市の事業担当者を増員することも難しい。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

（福祉的視点からの支援）
福祉部署で学習支援事業を実施することの意義としては、事業担当者が様々な関係機関を通じて把握した子どもや世帯の状況に応じて、学習だけでない支援を行うこと、ケースワーカーが進学に必要な費用等について前広に情報提供して一緒に考えること等が、福祉ならではの支援といえる。

（教育と福祉の連携）
教育委員会・学校と連携し事業を実施することが重要である。教員 OB の学習支援員を配置することに加え、事業担当者も児童相談所等の児童福祉や教育分野に従事した経験があると良い。

21. 広島県福山市：中核市／直営・委託／集合型・訪問型

✍この事例のポイント✍
・アウトリーチ、居場所づくりを重視。
・年 1 回ケースワーカーが小中学生全員の状況を確認するとともに、医療扶助のレセプト確認から要支援状態の子どもを発見。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	47.1 万人（18 歳未満：8 万人）、518 ㎢、16.2‰
事業名	子どもの健全育成支援事業、子どもの居場所
開始時期	訪問型）平成 22 年 1 月～　　集合型）平成 22 年 7 月～
対象年齢	訪問型）小 1～中 3　　集合型）小 1～高 3
世帯要件	生活保護受給世帯、その他支援が必要と認められる者
事業形態	訪問型・集合型
事業内容	訪問型）不登校の子ども、保護者の相談対応、個々の課題解決に必要な助言 集合型）不登校の子ども、高校進学を目指した個別の学習指導、居場所
実施場所	訪問型）対象者の自宅、学校等 集合型）市の複合施設
実施頻度	訪問型）対象者の自宅、学校等 集合型）通常期間：毎週土曜　14:00～16:00 夏休み期間：毎週水、土曜 14:00～16:00
利用料徴収	なし
実施体制	訪問型）直営　　集合型）委託（市社会福祉協議会・随意契約）
スタッフ	市の嘱託職員、社協に登録したボランティア
庁内連携	主管：生活福祉課／子育て支援課、教育委員会と連携
関係機関連携	こども家庭センター（児相）、各小・中学校
事業費(H26)	900 万円：人件費、ボランティアの交通費
事業担当課(電話)	保健福祉局福祉部生活福祉課（084-928-1263）

❑ 事業立ち上げの経緯

これまで、長年の経験を有するケースワーカーは、生活保護受給世帯の子どもが成人して再び生活保護受給申請に来る事例から、貧困の連鎖が起こっていることを実感していた。また、地域で活動する民生・児童委員からは、地域では色々と子どもの課題を抱えて困っているので福祉部門でも具体的な対応してほしいとの声が寄せられていた。

また、リーマンショックの影響で生活保護受給世帯数が増えてきたこと、国から生活保護受給世帯の課題別解決プログラム作成の推進が提起されたことを踏まえ、まず、平成 21 年度に、子どものいる生活保護受給世帯を対象にケースワーカーが聞き取り等、実態調査を実施した。その結果、小中学生の中に不登校の子どもが約 1 割になり、保護者の最終学歴は中卒が約 4 割（一般は 9 割超が高卒以上）で、子どもの進学への動機付けやその後の就労にも影響を与える可能性があることが明らかになった。

そこで、まずは、高校進学に向けての支援。しかし、小学校から不登校である子どもは、引きこもってしまう中で、今後進路についても学校からの進路に関する情報やアドバイスを受けられないまま進路決定時期を迎えてしまうため、小学校時代からの早急な取り組みの必要性もあり、高校進学前の中 2，3 年と義務教育時期での不登校児童生徒を主な対象として、貧困の連鎖を止める意欲を喚起する事業を実施することに至った。

❑ 具体的な事業内容

（訪問型）
平成 22 年度から、ケースワーカーが子どものいる世帯を訪問し、通学状況を確認するとともに、特に中 2、3 年生に対しては高校進学についての制度説明と共に、子ども、保護者に向けて高校進学啓発を行った。また、確認した通学状況によって家庭・教育支援員（以下、「支援員」という）と連携し、当面、対象年齢を義務教育の小 1～中 3 とし、家庭訪問等、子どもや保護者の相談を中心に不登校支援として対応している。さらに、必要に応じて学校との連携の下での登校支援や家庭での学習支援もしている。

（集合型：子どもの居場所）
平成 22 年 7 月の夏休みから、毎週土曜の 14

時～16 時まで（夏休み中は水・土曜の週 2 回）、中 2、3 の高校進学支援と不登校の児童、生徒の支援を目的として、子どもとチューター（社協に登録したボランティア）でのマンツーマンの学習支援等を実施している。

参加してきた子どもたちは、まず、チューターと最近の様子などの会話から始める。日頃、自尊感情を持ちにくい子どもたちは、チューターとの関係性の中で「居場所」を実感していく。気持ちが落ち着いた子どもたちは、個々のつまずいているところや苦手なところから学習を進める。本人がやりたい課題を持ってきて勉強することが基本だが、中学の教科書は事業費で一通り会場に用意している。また、子どもの学力に応じてチューターが教材を作ることもある。

会場は、市中心部の複合施設を利用している。この施設を利用している理由は、複合施設であるため利用目的が特定されず通い易いこと、近隣の学校に課題を抱えた子どもが多かったことである。

（活動風景）

❑ 事業実施体制

ケースワーカーは教育分野の専門性は有していないため、教育相談に対応できる専門性を有する人材を支援員として市が雇用している（嘱託職員、週 30 時間勤務、平成 26 年度は男性 1 人・女性 2 人）。

また、支援員とある程度関係ができた世帯を訪問して生活の様子を報告する家庭訪問員（以下、「訪問員」という）も配置している（市への登録制で訪問件数に応じた交通費・報償費を支払い、平成 26 年度は 4 人）。

子どもの居場所の運営は、市社会福祉協議会に委託しており、学習支援をするチューターは社協のボランティアセンターに登録して活動している（交通費実費を支払い）。社協に委託したのは、ボランティアの募集・安定的な確保に関するノウハウを有していること、学習支援に限らない様々なイベントを企画・実施しており、子どものニーズに応じてそこにも参加できるためである。また、運営は委託しているが、毎回市の担当者と支援員も出席して、子どもとチューターのマッチング等をしている。

❑ スタッフの確保・養成

支援員のうち 2 人は教員 OB で、事業開始当初から配置されている者は小学校での 30 年近い勤務経験を有している。また、もう 1 人は市でひとり親家庭支援をしていた。

訪問員は、教員 OB、臨床心理士、大学で心理学を専攻していた人等に依頼している。

チューターは、社協を通じて募集し、近隣大学の学生、社会人（塾講師、学校の臨時教員、医師、新聞記者、僧侶等）が 40 人程度登録している。

支援員、訪問員、チューターに対しては、年 1 回、子どもの居場所づくり等を実施している外部講師による子どもへの関わり方等に関する研修を実施している。研修による質の確保の重要性は認識しているが、支援員については、支援ニーズが多数あるため、研修時間の確保が困難な実態がある。

❑ 対象者への参加呼びかけ

ケースワーカーが世帯の状況を踏まえて随時支援が必要な場合を抽出し、支援員につないでいる。

また、年 1 回、小中学生で不登校気味や学習・生活の課題がある子どもを調査の上でリスト化し、支援の網から漏れることがないようにしている。

また、医療扶助のレセプトからの情報で保護者の治療状況を確認したり、子どもが短期間で怪我を繰り返している等、虐待のおそれがある場合が発覚し、訪問対象に加えることもある。

対象世帯には、ケースワーカーと支援員が訪問して、保護者と子どもに事業内容を説明し、同意を得た上で支援を開始する。

❑ 事業の実績

平成 25 年度の支援員 2 人、訪問員 6 人による訪問実績は 122 人である。

また、子どもの居場所の開催回数は 55 回、延べ参加者数は 586 人である。

❑ 事業の効果

（高校進学率の向上）

平成 25 年度は中 3 が 12 人参加していて、全員が高校に合格した。

（子どもの社会性の習得、居場所づくり）

学力をつけるということより、子どもたちにボランティアとの出会いを提供することを第一の目的にしていたが、学習が始まる時間より早くやって来て、ボランティアの学生との会話やゲー

ム・バドミントンなどを楽しむ姿が見られ、目的は十分に達せられた。
当初は、「このボランティアでないと嫌だ」という子どももいたが、この場に来ている大人なら誰でも頼っても良いという安心感が生まれ、人から場所の安心に移行してきている。子どもが友だちを連れてくるようになったのも、この場所が安心できる居心地の良い場所になってきた成果と評価している。
子どもも保護者も今の閉塞的な状況を何とかしたいという思いを持っており、この事業ではその思いが拒否されないということ、話ができる相手や人とのつながりができたことは非常に大きな効果である。

（子どもの変化）
分からない問題を説明を受けながら解いていていく中で、「分かる実感」を体験し、学習会を終えた時、「頭が疲れた…」と満足気な顔をしながら目を輝かせる姿も見られるようになった。
開設当初、集中力が 5 分と続かなかった子どもも、マンツーマン指導により、学習に集中して取り組める時間が延びてきた。
高校のことや将来の仕事について、相談したり話題にする子どもも出てきた。
主に不登校状態や不登校気味の子どもたちが参加しているが、学校への登校を考えたり、登校に努力する子どもも出てきた。

（ケースワーカーの負担軽減、資質向上）
ケースワーカーは担当ケース数が多いため、一人ひとりの子どもの支援まで対応できない実態があったが、支援員の活動を通じて世帯全体の様子が把握でき、指示的な助言から本人と共通認識のもとで支援できるようになってきた。
また、これまではこどもの進路を保護者が届出をしてくるまで把握できていなかったが、最近は、ケースワーカーのほうから中学卒業後の進路について希望を聞くようになり、子どもがどうしたいのかきちんと把握して、必要な支援・助言ができるようになってきた。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（学校とのネットワークづくり）
不登校の子どもへの支援については、学校、教育委員会との連携が必須と考え、小中学校の校長会で事業内容や支援員の活動について説明したり、支援員が教員 OB であることを活かし、学校を個別訪問して、事業への理解を求めた結果、少しずつ学校の理解を得られるようになり、今は色々な情報共有や連携した対応がとれるようになってきている。

（生活保護受給世帯以外の要支援世帯のフォロー）
学校との関係ができてくると、生活保護受給世帯ではないが生活困窮と思われる世帯等への対応等についても支援員に相談が寄せられるようになってきている。この場合は、子育て支援課や子ども家庭センターに過去の相談履歴を確認したり、生活保護の制度利用等を含めた情報提供について介入してもらうようにしている。

❑ 事業を実施する上での課題

（関係機関との連携）
関係機関とは組織的な連携には至っておらず、情報共有に止まっている。
今後は、関係機関で情報を出し合い、一人ひとりの子どもと世帯にどう対応していくか協議する場が必要である。

（高校進学後の支援）
高校には合格したものの家庭の事情で入学には至らなかった子ども、入学はしたが学校へ通えない子ども、退学を考えている子どもが出てきている。こうした課題解決のために高校とも連携をとるなど、進学後の支援も継続的に進めていく必要がある。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

事業開始前に、基本方針、何を目指すかを関係部署、関係機関で確認したほうが良い。
本当に支援を必要としている層は、保護者や子どもの意識格差もあって、塾や一般の低学力支援の場には参加してこない。そこにアプローチし、社会性や生活力、進学意欲を上げていく方法として、アウトリーチと居場所作りを組み合わせたことがこの事業の意義といえる。直接の学力向上の成果が出なくても、将来子どもが生活に困窮して困った時に学校以外にも「市役所に行けば相談にのってもらえる」、「世の中には、相談できる大人もいる」と知ってもらうことだけでも、大きな意義がある。

22. 山口県宇部市：中都市／委託／集合型・訪問型

✍この事例のポイント✍
・子どもに対する学習支援に加え、保護者の相談対応等を複合的に実施。
・在学生だけでなく、中卒者や高校中退者も対象として支援を展開。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	170,845 人（18 歳未満：26,009 人）、287.71 ㎢、17.6‰
事業名	就学生活支援事業
開始時期	平成 21 年 10 月～
対象年齢	小 1～高 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型・訪問型
事業内容	新入学児童・生徒のいる家庭への訪問（状況把握）、中学生・高校生の進路希望の把握及び相談、中卒者・高校中退者の進路相談及び就労支援への引き継ぎ、不登校児童生徒への相談対応、個別学習支援、保護者の相談対応等を複合的に実施している。
実施場所	家庭、委託先の所有スペース　※送迎なし
実施頻度	週 1 回 17:30～19:30（夏季・冬季休暇、高校受験直前は週 2 回）
利用料徴収	なし
実施体制	委託
スタッフ	委託先職員、ボランティア（大学生、主婦等）、市嘱託職員
庁内連携	主管：生活支援課
関係機関連携	学校
事業費(H26)	300 万円：委託先の人件費・運営費
事業担当課(電話)	生活支援課（0836-34-8312）

❑ 事業立ち上げの経緯

生活保護受給世帯において保護の連鎖が生じているとの問題意識から、平成 21 年度より「社会的居場所づくり支援事業(子どもの健全育成支援事業)」として、就学前・就学中の子どもを抱えるひとり親等世帯の就労阻害要因(とりわけ育児・教育面の不安）を解消し、生活全般にわたって支援を行うため、就学生活支援員を嘱託採用し取り組みを開始した。平成 24 年度からは、貧困の連鎖防止を目的とした学習支援にも取り組んでいる。

❑ 具体的な事業内容

（新入学児童・生徒のいる家庭への支援）
支援対象となる児童･生徒が入学予定である学校の仮入学・入学式・主な行事予定・入学時の資金などを委託先職員が確認し、箇条書きにまとめた資料を用意して、各家庭の保護者へ就学までの流れ、教育の意義などを指導する。

（高校進学支援（高校進学プログラム））
進路希望調査を年 3 回実施し、就職希望の生徒については本人とも面談・意思確認を行い、進学を含む進路相談支援を行う。また、保護者に対して進学の重要性を説明し、進学後に必要となる費用（概算）について情報提供を行う。必要に応じて、貸付（母子寡婦福祉資金、生活福祉資金）の紹介及び手続き支援を行い、希望に基づき返済計画の相談にものっている。さらに、高校進学に伴う合格後の生活保護との関わりについても説明する。

（中卒者･高校中退者の進路相談及び就労支援への引継ぎ）
ケースワーカーからの紹介があった場合に、中卒者・高校中退者に対して社会人としての役割、生活保護との関わりについて個別に説明し、進路相談を行った上で、訓練校・就労希望の人については就労支援を専門とする市嘱託職員へ引き継ぐ。

（不登校児童・生徒に対しての支援）
ケースワーカーと一緒に家庭及び学校を訪問し、現在不登校で高校中退のおそれのある子どもに対して学校･教育委員会と連携して相談にのり、必要に応じて転学支援を行う。

（学習支援）
高校進学支援及び社会的居場所づくりの支援を目的として、委託先の所有スペースにおいて集

合型の個別学習支援を実施している。基本的には、支援対象者が自ら教材を持ち込み、委託先職員等が個別に指導する形態をとっている。

（活動場所の地図）

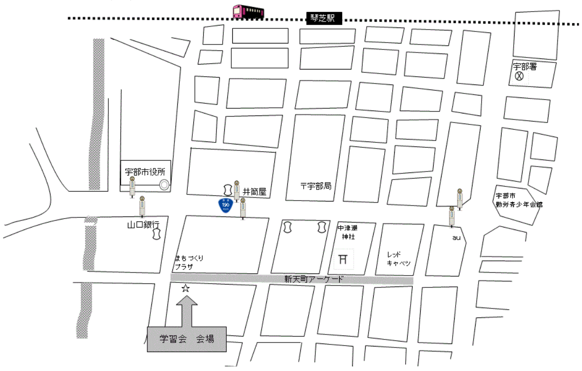

❑ 事業実施体制

生活支援課において、就学生活支援の中核的存在として各家庭の相談対応を担う就学生活支援員 1 人を市の嘱託職員として配置するほか、委託先の NPO が本事業担当職員 3 人を配置し、大学生や主婦のボランティアを束ねて活動している。

また、経済的・社会的に困難な環境下にある家庭や子どもと面談し、子どもの非行や保護者による虐待等の疑いがある場合には必要に応じて警察署との連絡を担う自立支援員 1 人、支援対象者の就労促進を担う就労支援員 2 人、健康・生活面等に着目した支援を行う健康管理支援員 2 人を嘱託職員として生活支援課に配置している。

❑ スタッフの確保・養成

公募により支援員及び委託先を選定し、委託先において学習支援ボランティアを確保している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

ケースワーカーと支援員が共同で、進学希望の生徒や学力に不安のある生徒の家庭に対してアドバイスを行うとともに、学習会の説明を行っている。

（学習会参加募集チラシ）

高校進学を目指す中学生へ！

「まずは学校の勉強がわかるようになりたい」
「でも、ひとりで勉強するのは難しい」
「高校に進学したい」
そんなあなたのための学習会を開催し、自主的に勉強できるところを提供します。

1．開催日時・場所（予定）
日時：平成２６年８月初旬～平成２７年３月下旬（週１回）
場所：別添 地図参照
時間：午後５：３０～午後７：３０
※　夏休み、冬休み、高校受験直前には集中講座もあります。
（この期間は、通常の学習会とあわせて、週２回となります。）
※　農業体験等の体験型学習会も予定しています。
※　参加できる日のみの出席でもかまいません。

2．参加できる人
中学１～３年生で、みんなで勉強したい、教えてほしいと思っている人

3．費用
かかりません。（無料です。）

4．学習のしかた
学校の教科書や問題集を持参してもらい使用します。
学習塾ではありませんので、自主的に勉強します。
宇部市が委託するＮＰＯ法人とボランティアが支援します。

不明なことは、担当ケースワーカーにおたずねください。
担当ケースワーカーは＿＿＿＿＿＿＿です。　℡：３４－８３＿＿＿
３４－８７＿＿＿

（参加を希望される方は、切り取ってかならず返信してください。）

年　月　日

住所	℡
保護者氏名	生徒氏名

❑ 事業の実績

学習会参加の中 3 の高校進学状況は、平成 24 年度が参加者 9 人中 9 人進学（進学率 100%）、平成 25 年度が参加者 8 人中 8 人進学（進学率 100%）である。

❑ 事業の効果

生活保護受給世帯全体について、事業実施前の平成 20 年度は高校受験率 80.0%、高校進学率 70.9%であったが、平成 25 年度には高校受験率 88.9%、高校進学率 88.9%まで高まった。

また、就学に関する相談の結果として、就学資金を計画的に貯蓄しようとする保護者が増加した。また、進学後の金銭的なトラブルの件数も減少した。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（早期の進路指導）

中学校が進路指導を行う時期（6 月頃）より先に、1 回目の進路調査を行う中で、就職の現状を知らせることで、進学に向けた意識を早くから高めるよう促している。

（中卒者に対する支援）

在学生だけでなく、中卒者に対しても、年間を通じて生活指導や進路・就職に関する助言を行っている。

（就学資金に関する情報の提供）

保護者に対して、子どもが進学する場合の就学資金について、利用可能な奨学金制度等を数回にわたって情報提供することで、計画的に資金を貯めて慎重に使うためのアドバイスなどを行っている。

（学校関係者からの相談対応）

本事業担当者（市職員、NPO 職員）が、子どもの生活実態等について学校関係者から相談を受け、学校関係者の中で生活保護に対する理解を促進し、それに伴ってより有効な進路・生徒指導をしてもらうよう促している。

❑ 事業を実施する上での課題

（中卒者へのアプローチ）

中卒者に対する支援をしてはいるものの、在学生に比べて学校との関わりが薄いことが多く、対象者を特定し、支援を働きかけるきっかけづくりが難しい。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

不登校であった子どもが、学習会に参加することによって、学校へ通学し始めた等、学習面の効果だけでなく、社会的な居場所づくりとしての効果も表れている。

また、学習会に参加した子どもの様子が保護者にも影響を与え、世帯全体に生活向上への意欲が生まれた事例もある。

このような効果を、ケースワーカーと就学生活支援員が意識しながら学習支援を展開することで、生活困窮にある子どもや世帯全体の自立へ結びつけることができる。

23. 香川県観音寺市：小都市／直営／訪問型

✍この事例のポイント✍
・子どもの対象年齢に下限設定なし、保護者への相談支援にも重点。
・学校の担任、生徒指導の教員と対面で情報交換。
・対象者数が少ないため相談員は就労支援員を兼務し、就労後の支援の継続性も担保。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	6.0 万人（18 歳未満：0.46 万人）、117.4 ㎢、4.13‰
事業名	高等学校進学支援プログラム、子どもの健全育成支援プログラム
開始時期	平成 18 年 4 月～（高校進学支援プログラム） 平成 22 年 5 月～（子どもの健全育成支援プログラム）
対象年齢	（高校進学支援）中 3 （子どもの健全育成支援）0 歳から 18 歳に達する年の 3 月 31 日
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	訪問型
事業内容	小学校までは世帯の生活習慣・住環境に対して、中学校からは高校進学を念頭に置いた情報提供、アドバイス
実施場所	対象者宅
実施頻度	随時
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	市の嘱託職員
庁内連携	主管：社会福祉課／子育て支援課等と連携
関係機関連携	学校
事業費(H26)	145 万円：人件費
事業担当課(電話)	健康福祉部社会福祉課生活福祉係（0875-23-3900）

❑ 事業立ち上げの経緯

観音寺市は県内でも保護率の低い地域で、生活保護受給世帯の中では高齢者世帯が半分以上を占めており、現在の被保護者のうち子ども（0 歳～高校生）は 20 人である。

高齢者世帯は、無年金で、稼働能力がないため就労活動も行っておらず、生活保護からの自立は困難である一方、子どもは貧困の連鎖を断ち切ることで将来的な生活保護からの脱却が期待できる。

しかし、保護世帯の子どもは中学卒業時に就職することが多く、中卒の求人は低収入、悪条件の仕事が多く、長続きせず離職し生活保護に逆戻りするパターンもあった。

こうした状況を解決するために、平成 18 年度から中 3 対象に高校進学支援プログラムを開始した。

このプログラムで一定の成果は上がったものの、支援期間が中 3 から高校進学までの 1 年弱では、子どもや世帯がこれまでの生活習慣を改善し学力向上に至るには時間的限界があった。また、世帯の生活環境は良いとは言えず、保護者の進学等に対する意識も高くないため、状況にあわせた支援は難しかった。

そこで、世帯の生活環境を整え、高校に進学・卒業して安定した職業に就き、将来的な自立を図っていくためには、できるだけ子どもが低年齢の時期から支援開始するのがよいと考え、平成 22 年度から、対象年齢の下限を設けず、また高校卒業までを支援できるよう、0～18 歳を対象とした「子どもの健全育成支援プログラム」を実施することとした。

❑ 具体的な事業内容

（高校進学支援プログラム）

中 3 の子どもを持つ保護者に、子どもの高校進学に対する動機付けを行い、親子の進学意識を高め、貸付金・生業（就学）扶助の情報提供を行う等、高校入学までを支援して子どもの社会的自立を促す。

具体的には、担当ケースワーカーが、中学校の進路指導日程に合わせて、貸付金・生業（就学）扶助の申請方法･時期等の情報提供を行うとともに、高校進学支援プログラム検討票を使って子どもの志望校や貸付金・生業（就学）扶助等について整理・調整し、高校入学まで継続的に支援を行う。また必要に応じて、通学先の中学校と情報を共有する。

（子どもの健全育成支援プログラム）
子どもの健全育成支援専門相談員（以下、「専門相談員」という）が、ケースワーカー、査察指導員が選定した子どもとその保護者に対して健全な育成に関する相談・指導等を行う。
具体的には、乳幼児期は主に保護者に対して、生活環境を確認したり、日常的な生活習慣が身につけられるように相談にのったりしている。小学校に入学したら、子ども本人と顔を合わせて、将来なりたい職業等について話し、口に出すことで具体的な将来の目標を持たせるような関わりをする。中学校に入学してからは高校進学を念頭に置いた情報提供やアドバイスを行い、苦手科目があれば、簡単な学習支援も実施する。高校生になると、きちんと学校に行けているかを確認したり、高校の担任と一緒に就職先を考えたりしている。

❑ 事業実施体制

担当ケースワーカーの業務負担を軽減するため、健全育成と就労支援を行う専門相談員 1 人を嘱託職員として雇用している（週 5 日勤務）。
担当ケース数が少ないので、就労支援と兼務でちょうど良い業務量である（就労支援と合わせて 50 ケース程度を担当）。

❑ スタッフの確保・養成

ハローワークに求人を出して公募した。教員 OB なので、学校との連携は取りやすい。

❑ 対象者への参加呼びかけ

担当ケースワーカーが、年度初めに対象世帯の一覧を作成し、家庭訪問時に事業について保護者に説明する。
保護者から利用希望が出た場合は、ケースワーカーと専門相談員で訪問するとともに、学校等との情報共有について同意を得る。

❑ 事業の実績

平成 25 年度の支援対象者は 10 人程度である。このうち中 3 は 3 人で、高校進学したのは 1 人である。

❑ 事業の効果

（子どもの自尊感情の向上）
これまで褒められた経験の少ない子どもが多いので、専門相談員やケースワーカーに学校での話をして、例えば、運動会で 2 番になったときに「すごい」とたくさん褒められることで、自尊感情が高まり、そのことをきっかけに専門相談員やワーカーとの信頼関係もできていく。そこから少しずつ、将来の夢や思いを言葉にできるようになり、これを受けて具体的な支援を用意できる環境が整った効果は大きい。

（高校中退の予防）
この事業を利用して高校に進学したのは一部ではあるが、進学後に中退した例はない。高校入学までに将来について具体的に考え、目的意識を持って進学していることの効果ではないか。

（早期対応による保護者の意識の変化）
乳幼児期から訪問している世帯では、保護者の意識に変化が出始めている。今までは、子どもの将来に無頓着で「中学を出たら働いたらよい」と話していたが、「子どもは生活保護を受けずに日常的な社会生活を営んでほしい」という意識が芽生えてきた世帯もある。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（学校との連携）
保護者から学校との情報共有について同意が得られると、専門相談員が子どもの学校に出向き、担任、生活指導の教員に対面で事業の内容を説明し、情報提供を依頼する。
すでに事業が始まって 8 年経っており、学校にも事業は認知されつつあり、学校でも何とか支援したいと思いながら具体的に動けなかった例も多いので、情報共有等には協力的である。

（就労支援員との兼務）
就労支援と兼務しているため、中卒で就職した子どものフォローにも関わりやすい。

（検討会の開催）
子どもの支援に当たって関係機関の調整が必要な場合、社会福祉課、保健師、医師、支援対象者が通う保育所、幼稚園、小・中・高の担任等に意見・情報提供を頂いて所内検討会を開催し、支援方針の統一を図っている。

❑ 事業を実施する上での課題

（参加の呼びかけ）
本人も保護者も、高校進学して就職の選択肢を広げることを諦めがちで、事業趣旨を説明してもなかなか理解を得られず、参加を呼び掛けても半数程度は関心を示さない。継続的に声かけはしているが、利用につながらない状況がある。

（多様な支援の必要性）
支援が入っても、子ども本人の危機感が不足していたり、周辺環境や交友関係に影響されて支援を放棄したり、劣悪な住環境の改善が進まない等の課題が山積している。今後は、高校進学一辺倒ではなく、色々な機関から情報を得ながら、様々な角度から世帯の実情に合った支援を展開していく必要がある。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

現行の職員体制で取り組むには業務負荷が高く、実効性ある事業になりにくいため、何らかの形で専従スタッフを確保する必要がある。

24. 沖縄県那覇市：中核市／委託／集合型

✍この事例のポイント✍
・家庭訪問等を通じて支援対象者の生活環境も把握した上で、一人ひとりの状況に応じて支援を実施。
・学習支援と不登校児童の居場所づくり事業を、それぞれ専門性の高い NPO 法人に委託。

❑ 事業の概要

人口・面積・保護率	32.2 万人（15 歳未満：5.2 万人）、39 ㎢、36.55‰
事業名	学習支援事業、不登校児童の居場所づくり支援事業
開始時期	平成 22 年 4 月～（児童自立支援員の配置）、平成 23 年 10 月～（学習支援事業）、平成 25 年 7 月～（不登校児童の居場所づくり支援事業）
対象年齢	中 1～中 3（小学生、高校生も希望があれば可）
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型（児童自立支援員による訪問も実施）
事業内容	児童自立支援員が対象者の家庭訪問をしたり、学校等関係機関と連携しながら、生活保護受給世帯の子どもの高校進学に向けての教室を市内2か所で展開している。また、不登校児童の居場所づくり事業も実施している。
実施場所	学習支援は委託先が用意した教室（2 か所）　※送迎なし 不登校児童の居場所づくり事業は委託先が用意した教室　※送迎あり
実施頻度	学習支援は、原則として月曜～金曜の 14:00～21:30 に開いており、参加者が時間帯の枠内で自由に参加できる。 不登校児童の居場所づくり事業は、原則として月曜～金曜の 9:00～17:00 だが、参加者の状況に合わせて頻度・時間帯を適宜設定している。
利用料徴収	なし
実施体制	委託（NPO 法人・企画公募プロポーザルにより選定）
スタッフ	児童自立支援員（市役所嘱託職員）、委託先職員、委託先のボランティア（交通費を支給）
庁内連携	主管：保護管理課、子育て応援課・障害福祉課・福祉政策課・教育委員会と連携
関係機関連携	大学、児童相談所、学校等
事業費（H26）	1,847 万円：人件費、交通費、教材費
事業担当課（電話）	保護管理課（098-867-0111）

❑ 事業立ち上げの経緯

那覇市福祉事務所では、「貧困の連鎖」を断ち切るために、生活保護受給世帯の子どもが能力に応じた適切な進路に向かえるよう、平成 22 年度より児童自立支援員を配置して生活支援や学習支援などを行っている。平成 23 年度からは、学習支援教室を NPO 法人に委託して実施し、平成 25 年度からは不登校児童のための居場所づくりも他の NPO 法人に委託して開始した。

❑ 具体的な事業内容

（学習支援教室）
NPO 法人に委託して、学習支援教室を実施している。主に中 1～中 3 を対象とするが、小学生や高校生も希望があれば受け入れている。

支援方法は、基本的には個別支援を採用している。一人ひとりの状況に合わせて講師（NPO 法人の職員）が教材・課題を用意し、指導している。講師が子どもたちの席を回りながら、考え込んでいたり、手が止まっている子どもについて勉強を教えていく、というスタイルである。また、日常の生活習慣の改善や相談対応等も、学習支援と併せて行っている。

支援に当たっては、最初に NPO 法人の職員が保護者・本人と面談して支援内容を説明した上で、両者の同意が得られれば通塾開始となる。その際、個別のアセスメントシートを作成して、一人ひとりに合わせた支援計画を作成する。

実施日時は、対人関係が苦手な子どもや不登校で参加している子どももいることを勘案し、月曜～金曜の 14:00～21:30 としている。各生徒は 1 回 2 時間くらい勉強しており、加えて夏休みは夏期講習、受験前には冬期講習（受験対策）や土日講習も実施している。

教室の場所は、市役所から歩いて 2～3 分のところにあり、バスターミナルやモノレールの駅も近く、多くの子どもたちはバスやモノレールで通うことが可能。

高校進学後も、中退の問題が発生すると委託先職員が支援対象者に若者サポートステーション

を紹介しているほか、パーソナルサポートセンターと連携して相談対応等を行っている。また、高校に進学後も、教室に勉強を教えに来る子どももいる。卒業生に教室でパーティーを企画してもらい、高校生と中学生との交流会を実施することもある。

個別の学習支援とは別に、イベント等を通したキャリア教育として、大人に仕事の内容や体験を語ってもらったり、演劇や映画鑑賞を通じて職業、進路を考える機会を設けたりしている。

（活動風景）

（不登校児童の居場所づくり事業）

平成 25 年 7 月から、不登校児童の居場所づくり事業も実施している。これは、学習支援とは別の NPO 法人に委託して実施している。

❑ 事業実施体制

（児童自立支援員）

公募で採用した児童自立支援員 6 人を市の嘱託職員として配置し、学習支援教室と居場所づくりの実施のため、家庭訪問により子どもの生活状況を把握するとともに、委託先やケースワーカー、教育委員会・学校、関係する他の支援機関（発達障害連絡会など）と子どもに関する情報を適宜共有している。

（学習支援教室）

委託先は、企画コンペで選定している。毎年委託先が変更すると、子どもへの影響があるので、2～3 年に 1 回を目安に企画コンペを実施する形にしている。なお、委託先は学習支援教室に、教室長 2 人と講師（大学生ボランティア）約 10 人を配置している。

（不登校児童の居場所づくり）

不登校児童の居場所づくりについても、企画コンペを実施して委託先を選定した。委託先のスタッフは、前年度から常勤職員 2 人と非常勤職員約 3 人の体制である。また、大学の教員が非常勤で参加することもある。

❑ スタッフの確保・養成

（児童自立支援員）

児童自立支援員は、公募で採用している。資格要件として、教員免許や社会福祉士等の資格を持っていること、もしくはそれと同等の経験を有していることを条件に公募している。

応募者は多く、公募すると 1 人の採用枠に 15 人ほどの応募がある。応募者に対しては面談を実施し、事業に対する考え方や意欲、業務に関連する能力等を勘案して採用者を決定している。

（学習支援教室）

人員の確保は委託先に委ねている。ボランティアの待遇は、交通費のみ支給としており、加えて那覇市では駐車場の確保が難しいため、コインパーキングを利用する際には、その費用も出している。

市としてスタッフに研修は実施していない。

また、教室内の交流や講師同士の交流もあり、発達障害に対する支援の検討も適宜行っている。

（不登校児童の居場所づくり）

人員の確保は委託先に委ねている。待遇は、常勤 2 人の職員は月給制（原則として 15 万円）、それ以外のスタッフは時給制（700～1,500 円）としている。

❑ 対象者への参加呼びかけ

児童自立支援員と生活保護ケースワーカーが一人ひとりの対象者実態把握を行うところから事業が始まる。具体的には、毎年 4 月になると中 1～中 3 の対象者のリストを作成して、市内 17 中学校に調査票を送付し、子どもの就学状況や問題行動の有無、病気の有無、部活への参加活動、勉強についていけているか、校納金が納められているか等について、一人ひとりの回答を記入・返送してもらっている。

その回答を基に、児童自立支援員が戸別に家庭訪問して、具体的な家庭環境・生活状況、保護者と子どもの関係、保護者が子どものことを把握しているか、保護者の言うことと学校の回答でギャップがないか、虐待がなされていないか、等も含めて確認している。

この家庭訪問で収集した情報に基づいて、一人ひとりの支援方針を定めていく。なお、児童自立支援員は家庭訪問に加えて、学校訪問も月 1 回行っており、学校での様子も把握している。

不登校の生徒については、学校生活や家庭に問題を抱えていることが多く、いきなり居場所づくり事業につなぐことが難しい場合も多いため、最初に児童自立支援員が家庭訪問して状況を把握した上で、保護者や子どもとの関係作りを行うところから始めている。

❑ 事業の実績

学習支援教室の対象となり得る中学生は、平成 25 年度では 1 年生が 107 人、2 年生が 100 人、3 年生が 106 人の合計 313 人であるが、このうち 89 人が実際に参加した。89 人のうち中 3 の 40 人が今年の春に高校に進学した。

不登校児童の居場所づくりについては、平成 25 年度は 16 人が通い、そのうち中 3 の 9 人が高校に進学した。

❑ 事業の効果

学習支援教室の活動もあって、生活保護受給世帯の高校進学率が上昇しており、特に男子生徒の高校進学率が向上している。また、委託先が子どもの様子を見ている中で、教室への参加を通して表情が明るくなった、他人とコミュニケーションが取れるようになった、友達ができた、自分に自信を持つことができるようになった、等の変化も出ている。

不登校児童の居場所づくり事業については、小学校時代に不登校で全く自宅から外出できなかった子どもが、週 1 回だが事業に参加できるようになってきている例もある。また、学習意欲が改善して高校進学を目指すようになった、社会との交流ができるようになった、人前でマスクが取れるようになった、外出ができるようになった、等の効果も出ている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（庁内の連携）

庁内で福祉に関する部署、子どもに関する部署に加えて、教育委員会と合同で、公式な報告会・意見交換会の場を設定して、本事業をはじめとして、子どもや保護者・家庭の状況、学校での状況について担当者間で随時情報共有をしている。また、児童自立支援員が問題を察知した際には、速やかに市の関係者に報告するようにしている。

（学校との連携）

学校とも情報交換を密にしており、校長連絡会・教頭連絡会・生徒指導連絡会には、教育委員会と調整した上で本事業担当者も参加し、事業の趣旨を学校に理解してもらっている。

また、毎月、本事業における支援の内容等について、児童自立支援員が整理して学校に報告し、学校からも保護者に対する気遣いをしてもらうように促している。

なお、当市では、学校や教育委員会と福祉所管部局が情報交換を行い、信頼関係を構築していることもあり、学校に登校しなくても、不登校児童の居場所づくり事業に通えば学校の出席扱いになる仕組みとなっている（学校長権限による「みなし措置」）。

（ケースワーカーとの連携）

児童自立支援員は、事業全体をコーディネートしているが、ケースワーカーとの連携を重視している。例えば、支援対象者の支援方針の決定について、児童自立支援員が単独で行うのではなく、ケースワーカー等と相談・協議した上で決定している。件数が多いため、相当の労力を必要とするが、一緒に検討することによって、その後の支援業務が円滑に回るようになる。

❑ 事業を実施する上での課題

（高校生に対する支援）

現状では、支援員のマンパワーが不足しているため中学生のみを支援対象としているが、事業趣旨に照らすと、高校生に対する支援を一層拡充していく必要がある。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

有意義な学習支援を行うためには、対象者一人ひとりの就学状況や生活環境を丁寧に把握した上で、個別に支援を展開していくことが必要である。また、一般的な学習支援に加えて、不登校等の課題を抱えている子どもに対する支援も並行して実施することで、より大きな効果を創出することが可能になる。

25. 沖縄県糸満市：小都市／委託／集合型・訪問型

✍この事例のポイント✍
・一斉授業ではなく、参加者一人ひとりの状況に合わせて、個別支援の学習支援を実施。
・学習支援と併せて、就学支援員を配置し、対象者宅を訪問しての支援も実施。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	6.0 万人（15 歳未満：1.1 万人）、46 ㎢、18.67‰
事業名	子どもの健全育成事業
開始時期	平成 23 年 5 月～
対象年齢	中 1～中 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型・訪問型
事業内容	集合型）学習支援では、市内在住の生活保護受給世帯の中学生を対象に、専任スタッフ 1 人と講師 3 人が勉強を教えている。 訪問型）集合型の学習支援に加えて、就学支援員が世帯を訪問して生活支援を実施している。
実施場所	集合型）委託先の教室　※送迎あり 訪問型）就学支援員による訪問は対象者宅
実施頻度	平日の 15:00～21:00
利用料徴収	なし
実施体制	委託（NPO 法人・随意契約）
スタッフ	委託先の専任スタッフ・ボランティア講師、就学支援員（市役所嘱託職員）
庁内連携	主管：社会福祉課
関係機関連携	児童相談所、小中学校等
事業費(H26)	1,167 万円：委託先の人件費・運営費、嘱託職員人件費
事業担当課(電話)	社会福祉課（098-840-8111）

❑ 事業立ち上げの経緯

糸満市では厚生労働省「子どもの健全育成事業」により、平成 23 年度から就学支援員を配置し、生活保護受給世帯の児童生徒への学習支援を行ってきた。しかし、各世帯への訪問等での学習支援には限界があり、集合型で学習指導を行う場の設定も必要であると判断し、平成 24 年 5 月から学習支援を開始することとした。

❑ 具体的な事業内容

（学習支援の実施）
学習支援においては、市内在住の生活保護受給世帯の中学生を対象として、専任スタッフ 1 人と講師 3 人が勉強を教えている。学校からの宿題対応や提出物の作成を中心に学習支援を行っている。また、さらに学力を高めるために、塾の中でパソコンを活用し、委託先が作成した問題を回答させる学習トレーニングを行うこともある。
平成 24 年度当初は、一斉授業形式で塾を運営しようとしたが、個別の学力の差が大きすぎて、対応が難しかった。そこで、平成 24 年度後半からは、一人ひとりの学力に対応する形で、個別支援を行うようになった。
平成 24 年度は、中 3 のみを対象にしていたが、平成 25 年度からは中 1 まで拡大し、早くから高校進学に向けて対応している。
場所は、アクセスの良さを考慮し、糸満市役所から 500 メートル以内にある委託先の施設を使用。
時間帯は、平日 15～21 時までであるが、22 時頃まで対応している場合もあり、また土･日でも、テスト期間前等に学習支援を行うこともある
原則として無料であるが、塾独自で開催するイベント等については、少額であるが一部自己負担としている。塾の独自イベントとしては、マグロの解体、クリスマス会、誕生日会等があり、3 月には塾の卒業式も開催している。卒業式は、参加者が通学している中学校の校長先生や担任の教員、保護者も招いて開催している。
また、学力の向上はもちろん、引きこもり、不登校の子どもに対しても支援が必要になるため、誰でも気軽に来られる場として、キャリア教育を含めて様々な体験ができる居場所の機能も重視している。
高校進学後の学生についても継続的なフォローを行っており、ボランティアで指導スタッフとして授業に参加する場合もある。

（就学支援員の活動）
就学支援員を配置し、家庭を訪問して引きこもりや不登校の子どもの勉強を見るほか、生活支援や保護者の相談に応じたりしている。保護者に問題のある世帯では、就学支援員と担当ケースワーカーが同行訪問して問題を把握して対応するようにしている。それでも問題が解決しない場合には、さらに他の専門機関（児童相談所など）につないで対応するようにしている。

❑ 事業実施体制

（学習支援の運営）
学習支援の運営は NPO 法人に委託している。専任スタッフ 1 人、講師 3 人（大学生および大学卒業生）で運営している。
委託先の選定について、平成 24 年度に契約を結んだ際には、糸満市で就学支援を実施している団体が 1 つであり、県内の他自治体で同種の事業を手がけており、実績もあるため随意契約した。以来、継続して契約している。
委託先について、企画公募等を実施することも検討の余地はあるが、本事業は中 1 からの継続的な対応が必要となるので、中 2・中 3 と参加者の学年が上がる途中で委託先を変更するのが良いか難しい面がある。高校進学後も同じ委託先であれば、来てもらいやすいというメリットがある。

（就学支援員）
就学支援員 1 人を市の嘱託職員として雇用している。就学支援員は、家庭訪問や学校訪問等を通じて子どもの学習状況や生活状況に対する理解を深めた上で、事業全体のコーディネートを図っている。

❑ スタッフの確保・養成

（学習支援）
学習支援の責任者は、委託先が選定しており、資格要件も委託先が基準を定めている。採用後、委託先が独自に実施する研修を 1 か月程度受講した上で、塾の責任者として赴任することになる。
アルバイト講師も委託先が独自の基準で選定している。講師に対する研修については、活動を開始する前に、委託先において実施している。また、研修と合わせて、生徒一人ひとりに合った学習方法やカリキュラムの作り方を、委託先の職員と講師が共同で検討している。

（就学支援員）
就学支援員 1 人を市の臨時職員として雇用している。公募する際は、意欲があることを基本的な条件とした。
就学支援員に対する体系的な研修は実施していないが、スキルアップの機会として、関係団体との会合や勉強会への参加を促し、研修の代わりとしている。
なお、現在の就学支援員は、市の福祉部署で非嘱託職員として勤務しており、生活保護の面接相談員も 1 年半務めた経験を持つ。

❑ 対象者への参加呼びかけ

保護者の理解を得るため、ケースワーカーと就学支援員が年度当初に対象者を訪問し、塾作成のパンフレットや市の広報資料を使って、塾の有効性について説明をして参加を呼びかけている。
11 月頃になって、受験に対する意識が高まってから参加する場合もあるが、できるだけ早い段階で参加してもらえるよう働きかけている。

❑ 事業の実績

平成 26 年度については、支援対象者数 27 人のうち、参加している子どもの人数は 11 人である。

❑ 事業の効果

支援した子どものうち、昨年度の中 3 の 5 人は全員が高校に進学している。
高校進学後、5 人のうち 1 人の状況を高校の教頭先生に聞いたが、通学状況はよく、部活にも参加しているとのことであった。それ以外の 4 人の高校生については、保護者が市の窓口に来た際に確認している。
また、通常の学校に通うことが難しく適応教室でしか対応できなかった子どもでも、成績が向上して学校での勉強についていけるようになり、復帰できた例もある。
これまでのところ、塾に通った参加者の学力等は必ず向上している。特に学習習慣を早期から持っている子どもは学力が大きく伸びるようである。できるだけ早く、学習の習慣作りを保護者・家庭全体で構築していくことが求められている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（送迎）
学習支援の講師が送迎も実施しており、車両、ガソリン代等は、事業費で支弁している。対象者が引きこもり児童である場合もあるため、塾に来るよう促す工夫が必要なこともあり、車による送迎を採用している。塾に通う子どもも増えてきており、送迎の効果はあると考えられる。

（県内他自治体の就学支援員との交流）
県内 8 市の就学支援員が年 4 回集まって勉強会を実施している。各支援員が、事業の実施状況を報告、学習支援事業の課題を提示し、討議・検討したり、情報交換したりしている討議のテーマとしては、引きこもりへの対応、不登校への対応、塾につなげてもつながらない子どもへのアプロ

ーチ、保護者への説明の仕方、子どもについての理解が欠けている保護者への対応、等が主なものである。

（学校との連携）
本事業を始めるに当たって、塾の趣旨や体制・活動内容を学校側に説明した。また、年度当初には市内の校長先生が集まる校長会で、改めて事業の趣旨・概要を説明している。参加対象者についても校長に説明し、担任の教員へ事業趣旨・内容と併せて周知するよう依頼している。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

平成 24 年度から事業を開始して 3 年目になるが、最も難しかったのは、子どもが参加しやすい塾にすることであり、そのためには単に学力向上を目指すだけでなく、居場所としての機能をどのように構築するか、という視点が重要である。その意味でも、可能であれば送迎を取り入れた事業形態にできると良い。

26. 栃木県：都道府県／委託／集合型
（対象エリア：壬生町、高根沢町、那珂川町、那須町）

✍この事例のポイント✍
・公的施設を利用して、参加者一人ひとりの習熟状況や学習習慣に合わせた個別支援を実施。
・地域若者サポートステーションを受託している委託先が、多彩な人材を活用して実施。
・町の福祉部署や教育委員会に対して丁寧に事業を説明し、学校も含む協力体制を構築。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	198.1 万人（18 歳未満：31.3 万人）、6,408 ㎢、10.8‰
事業名	学習支援等モデル事業
開始時期	平成 26 年 8 月
対象年齢	小 4～中 3
世帯要件	生活保護受給世帯、就学援助受給世帯
事業形態	集合型
事業内容	平日の夜または土曜午後に公民館等を利用して、個別指導を実施。教科学習だけでなく、進学のための相談等にも対応。
実施場所	4 町の公的施設 6 か所で実施（4 町のうち、2 町は 1 か所、他の 2 町は 2 か所） ※送迎なし
実施頻度	週 1 回（会場によって実施曜日・時間帯が異なる）
利用料徴収	なし
実施体制	委託（一般社団法人・企画公募プロポーザルにより選定）
スタッフ	各町につき責任者 1 人、勉強を教える支援員 2 人
庁内連携	主管：保健福祉部保健福祉課
関係機関連携	町の福祉部署や教育委員会
事業費（H26）	300 万円：主に人件費、他に教材費等
事業担当課（電話）	保健福祉部保健福祉課（028-623-3043）

❑ 事業立ち上げの経緯

平成 26 年度からモデル事業を実施するため準備を進めていたところ、平成 26 年 1 月から、地元紙において子どもの貧困に関する記事が連載されたことで、県内においても貧困の連鎖を防止するための有効な手段として、学習支援事業に対する関心が高まった。

並行して、県議会でも当該テーマについて質問が出されるなど、学習支援に対する社会的気運が醸成された。

7 月に公募プロポーザルにより委託先を選定し、8 月から実際に学習支援を開始した。地域若者サポートステーションを受託している一般社団法人を選定した。

なお県内には 11 の町があるが、そのうち希望のあった 4 町を対象としてモデル事業を実施している。

❑ 具体的な事業内容

参加者一人ひとりのレベルに応じて個別指導を行っている。教材は、委託先でも用意しているが、基本的には参加者が教科書や宿題を持参して自主学習し、わからない箇所をスタッフに質問して教えてもらう形式である。

同時に、教科学習の支援だけでなく、進学のための相談や日常生活上の相談についても、参加者からの要望があれば対応している。

会場は、4 町で合計 6 か所（4 町のうち、2 町は 1 か所、他の 2 町は 2 か所）を用意しているが、いずれの町も公民館等の公的施設を借りており、賃借料は発生しない。また、実施頻度は各会場週 1 回であり、会場ごとに曜日が設定されている。なお安全性を重視し、できるだけ移動時間が短くなるよう、原則として参加者は居住している町内の会場に通うこととしている。

対象年齢は、小 4～中 3 に設定している。あくまで中学生（特に 3 年生）が主なターゲットではあるが、小学校高学年から成績の差が拡大していく傾向があるのではないかと考えたため、小 4 の段階から支援することとした。なお、対象地域が町になるため、中学生だけに限定すると対象者数が少なくなる可能性があったことも、対象者を小 4 まで広げた要因である。

なお平成 27 年度からは、県内の全 11 町で実施することを予定しており、自立相談支援機関である健康福祉センター単位（3 ヶ所）で事業者を選定し、学習支援を展開することになる。

（活動風景）

❑ 事業実施体制

委託先は地域若者サポートステーションを受託している一般社団法人であり、不登校や引きこもりの子どもたちに対する学習支援等を行っている団体である。

委託先は、事業を実施している各町において、責任者 1 人と支援員 2 人を配置している。このうち責任者は、委託先本部との連絡や学習支援の会場における監督、町との連携・調整等を行っており、支援員は参加者に対する学習指導に専念している。

❑ スタッフの確保・養成

県としてスタッフに関する要件等は設けていないが、委託先はもともと、困難な状況下にある人に対する学習支援や就労支援を手がけてきたこともあり、豊富な人的ネットワークを有し、本事業においても教員 OB や教員免許保有者、学習塾の元経営者等に声をかけて協力を取り付けている。

スタッフは経歴も多彩で年配の人が多いが、20 代・30 代のスタッフもいる。このうち約半数は教員免許を保有しており、学習指導経験も有しているため、特段の研修等を県として実施することもない。

❑ 対象者への参加呼びかけ

生活保護受給世帯については、委託先の作成したチラシを持ってケースワーカーが戸別訪問し、参加を呼びかけている。

就学援助受給世帯については、県保健福祉課から町の福祉部局を通じて教育委員会へ依頼し、教育委員会から準要保護世帯宛てに本事業の趣旨や内容に関する通知を出している。また、教育長が特に熱心な町においては、教育長の指示の下、対象生徒の担任をしている教員が家庭訪問を行い、その場で本事業について説明し、参加を促している。

なお、実際に参加の呼びかけを行う際には、定員を大幅に超える参加希望者がいても対応が難しいため、まず中学生から先に呼びかけた。その結果、中学生のみで定員が充足された町もあれば、中学生だけでは定員に達せず小学生に呼びかけた町もある。(4 町のうち 1 町が前者、3 町が後者)

また、対象世帯についても、生活保護受給世帯を優先して先に参加を呼びかけ、その後、定員の空き状況を踏まえて準要保護世帯に声をかけている。

❑ 事業の実績

本事業の定員は 60 人（10 人×6 会場）で設定しているが、平成 26 年度の参加者は、4 町合計で中学生 42 人（中 1 が 11 人、中 2 が 9 人、中 3 が 22 人）、小学生 9 人（小 4 が 5 人、小 5 が 1 人、小 6 が 3 人）である。

❑ 事業の効果

事業の効果は、発現するまでに時間がかかるため、すぐに具体的な説明をするのは難しいが、現在は事業参加者数、年度末には高校進学率等の数値を整理・検証することを想定している。また、これまで学習習慣がまったくなかった子供も、本事業を通じて定期的に学習する習慣が身に付き始めている。

学校の成績向上等の効果については、委託先でアンケート調査を行い、その結果を評価していく予定である。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（教育委員会との連携）

町教育委員会とは緊密に連携をとっている。まず県の担当職員は、町の福祉課に本事業の趣旨・内容周知した上で教育委員会を何度も訪問し、事業内容等を改めて丁寧に説明している。これらの結果として、上述のように参加者呼びかけの際、町教育委員会や所管する学校が全面的に協力してくれる。

（参加しやすい雰囲気づくりと会場の拡大）

本事業が居場所としての機能を強め、事業対象者が敷居を感じずに参加できるようにするため、教科学習だけでなく、参加者の進路相談等に当たることもある。なお、少しでも多くの人に参加してもらうため、現在会場としている公民館に加え、社会福祉施設等の実施も検討していく予定である。

❑ 事業を実施する上での課題

（交通の便）

県内（特に町部）は交通機関が発達していないため、会場への交通手段の確保が大きな課題である。平成 27 年度以降は、送迎も含めて委託することを検討している。これにより、本当に支援が

必要であっても地理的な制約で事業への参加を断念せざるを得ない人を、本事業の対象者として支援できるようになると理想的である。

（スタッフの確保）
平成 27 年度以降、県内の全 11 町で本事業を展開する予定であり、参加者数が急増することが予想される。これに伴い、指導に当たるスタッフを確保することが必要となるため、当県においては大学生ボランティア等の積極的な活用を検討している。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

都道府県が実施する場合には、町村の福祉部局や教育委員会との連携を緊密に行っていくことが必要不可欠である。相互の信頼・協力関係を構築するまでは労力が必要であるが、一度良好な関係性を構築できると、事業を展開していく上で有益な支援を受けることが可能となる。

27. 静岡県：都道府県／委託／集合型・訪問型
（対象エリア：沼津市、富士市、伊東市、藤枝市、磐田市）

✍この事例のポイント✍
- 人材派遣会社へ事業を委託し、集合型の個別指導・家庭訪問による保護者への生活指導を実施。
- 福祉担当部署と県教育委員会が連名で市町教育委員会及び県内の中学校へ本事業を周知し、学校の理解と協力を促進。

❑ 事業の概要

人口・面積・保護率	371.6 万人（18 歳未満：60 万人）、7,780 ㎢、8.2‰（県内のモデル地域 5 市）
事業名	静岡県学習チャレンジ支援モデル事業
開始時期	平成 24 年 10 月～
対象年齢	中 1～中 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型、一部訪問型
事業内容	教育支援員がボランティアと一緒に個別の学習指導を実施。併せて、教育支援員は個別に家庭訪問を行い、学習支援教室における子どもの様子について保護者へ伝えると同時に、家庭環境について実態を把握しながら、保護者からの教育・進学相談に対応。
実施場所	モデル地域（5 市）ごとに定めた会場（貸し会議室。いずれも主要駅近辺）※送迎なし
実施頻度	月曜～金曜のうち週 2 回、18:00～21:00 に実施
利用料徴収	なし
実施体制	委託（株式会社等・企画公募プロポーザルにより選定）
スタッフ	教育支援員（福祉関係あるいは教育関係の資格や実務経験を有する人材：各地域 2 人以上）、有償ボランティア（大学生、一般人）
庁内連携	主管：地域福祉課／教育委員会と連携
関係機関連携	各市の福祉事務所（健康福祉センター）、退職校長会
事業費（H25）	5,200 万円：事業委託費（主に人件費、会議室賃料）。1 地域当たり約 1,000 万円
事業担当課（電話）	地域福祉課（054-221-3501）

❑ 事業立ち上げの経緯

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援を行い、高校進学（とりわけ全日制への進学）を促進することが必要であるとの考えから、平成 24 年度より集合型で個別指導を行う学習支援教室を開始。

本来、このような学習支援事業は、生活保護受給世帯や小中学校との距離が県よりも近い市町が主導的に実施すべきものと考えるが、まずは県がモデルとして事業を実施する中で、実施体制や運営上のノウハウ等を整理することによって、それを参考にしながら市町が独自に取り組めるようになると考えた。

❑ 具体的な事業内容

（学習支援教室）

県内の 5 市（沼津市（含む田方郡、駿東郡）、富士市、伊東市、藤枝市、磐田市）をモデル地域として、生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援教室を実施。事業の委託先である人材派遣会社が、各市の主要駅付近（各 1 か所）で会議室を借り受け、1 週間のうち 2 日（主に月曜と水曜）、18～21 時（伊東市は 17～20 時）に集合型で個別指導を行う形態である。

毎回、参加生徒とボランティア講師の顔ぶれを見た上で、学習支援教室を取り仕切る教育支援員が各人のニーズや得意分野、相性等を考慮して、生徒それぞれに対してボランティア講師をマッチングする。

具体的には、学校の宿題を教えることを基本とし、教育支援員が生徒の習熟状況を踏まえて個別に教材を作成し、問題を解かせることとしている。

また、受験や定期試験等が近づくと教室の開催頻度を増やし、長期休暇中などに課外授業としてキャンプや博物館訪問を行う。さらに、各生徒が進路について考えるためのキャリア教育として、教育支援員と生徒が進路・将来について議論する機会も設けている。

（家庭訪問・教育相談）

教育支援員が、月 1 回を目途に学習支援教室に参加している全生徒の家庭を訪問して保護者と面談し、学習支援教室での生徒の様子を保護者に伝えるとともに、家庭の生活状況を確認している。

また、この中で保護者からの要望がある場合には、子どもの学習方法や進路形成について教育支援員が相談を受け、対応についてアドバイスをしている。

（活動風景）

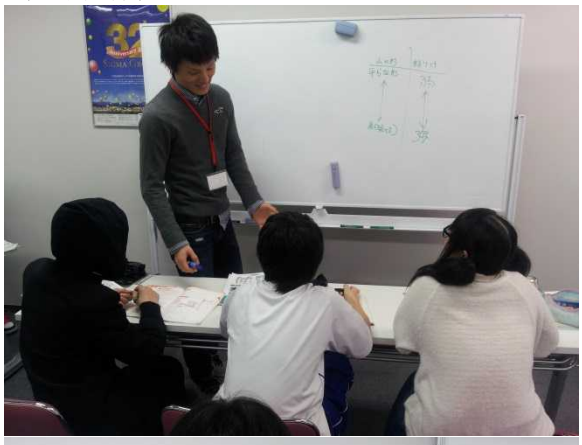

❑ 事業実施体制

毎年、モデル市ごとに事業の実施者を公募プロポーザル方式で決定し、委託している。受託者は、本事業の実施を担当する教育支援員を各市 2 人以上配置し、併せて学習支援に必要なボランティアを確保する。

教育支援員の主な役割は、学習支援教室の運営や教材の作成、保護者や生徒からの相談事項への対応等であり、ボランティアの主な役割は実際に個別の学習指導を行うことである（ボランティアについては、大学生と一般人の比率が 1:2 程度）。

❑ スタッフの確保・養成

基本的には、教育支援員は資格等の要件（社会福祉士や教員等、福祉関係あるいは教育関係の資格や実務経験（年数不問）を有すること）を示した上で公募している。　ボランティアについては、委託先が独自に確保するのに加え、退職校長会の場を借りて県職員が本事業の趣旨や内容について説明し、ボランティアとしての参加希望者を募っている。

スタッフの養成は、教育支援員に対しては、事業開始時、県で事業の目的や生活保護制度についての研修を実施したが、ボランティアに対しては、特別な研修は行っていない。なお、ボランティアには謝礼として 1 回当たり 2,000 円（交通費を含む）が支給される。

❑ 対象者への参加呼びかけ

生活保護ケースワーカーが、対象家庭を訪問する際に本事業の趣旨や内容について案内チラシを見せながら説明し、参加を呼びかける。その結果、参加の意思が確認された場合、保護者からは同意書に署名を得る。

❑ 事業の実績

平成 24 年度は、沼津市、伊東市、富士市の 3 市みが事業対象地域であったが、3 市合計で学習支援教室の対象者 142 人のうち 46 人が実際に教室へ参加した。また、教育支援員による家庭訪問・教育相談の回数は、延べ 152 回であった。

平成 25 年度は、5 市合計で学習支援教室の対象者 167 人のうち 70 人が実際に教室へ参加し、教育支援員による家庭訪問・教育相談の回数は、延べ 681 回であった。

（事業案内チラシ）

❑ 事業の効果

事業の効果としては、高校進学（とりわけ全日制への進学）さらには大学進学や就労確保が促されること、保護者の日常生活が改善すること、ボランティアによる生活保護受給世帯に対する理解が深まること等を想定している。

一方で、教室参加者へのアンケートからは、本事業を通じて学習習慣が身についた、分からないことが分かるようになった、等の肯定的な評価が寄せられている。また、ボランティアは大学生だけでなく高齢者も含まれるため、多様な世代間の交流が促された。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（教育委員会との連携）

委託先業者を選定するための委員会メンバーとして、教育委員会から中学校教育担当の管理職が就任しているほか、健康福祉部と県教育委員会が連名で市町教育委員会及び県内の中学校へ本事業を周知し、学校の理解と協力を呼び掛けている。その際、本事業が何よりも子どものためになるということを明確に説明することで、教育委員会や学校からの反発も特に受けることなく、円滑に事業を進めることができている。

（市の福祉事務所との連携）

ケースワーカーが主となり、支援対象世帯に対する本事業の趣旨・内容説明を行うほか、教育支援員が家庭訪問・教育相談を実施する際、教育支援員や保護者からの要請があればケースワーカーも同行し、一緒に相談対応等を行っている。また、現時点では実現できていないものの、福祉事務所が所管する施設（公民館等）を本事業の会場として使用させてもらうよう調整している。

（自律的な学習支援のためのマニュアル作成）

本事業のこれまでの活動内容や効果、課題等を踏まえて、今後、仮に事業としての予算がない場合であっても、各自治体が現在の制度・体制下でも自律的に学習支援を展開することができるよう、学習支援の方法やノウハウ等を整理したマニュアルを作成している。平成 26 年 7 月時点ではまだ作成中の段階であるが、次年度以降、ケースワーカーを中心として活用してもらうことを想定している。

❑ 事業を実施する上での課題

（低年齢層及び高校進学後の支援）

適切な生活習慣・学習習慣を身につけるためには、より早期から支援する必要があるため、小学生も対象者に含めることを検討している。 併せて、高校進学後も中退せずに学習できるようにするため、現時点でも教育支援員が適宜相談に乗っているが、支援体制を充実させられると理想的である。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

テーマが「子どもの学習」である以上、事業効果を高めるためには福祉担当部署だけでなく、教育委員会と連携することが不可欠である。具体的には、当県で実施しているように、委託先選定時の委員として教育委員会の職員が参加する、福祉担当部署と教育委員会が連名で各市町教育委員会や学校へ事業趣旨・内容を周知するための文書を発行することが考えられる。

また、各市町が本事業を主体的に実施したいと考えた場合に、実施方法や体制（委託先の候補も含む）について参照し得るモデルを提示することが、都道府県の役割の一つと考えられる。本県のように、事業の実施主体として知見を整理し、マニュアルを作成することも有効であると考えられる。

28. 大阪府：都道府県／委託／集合型（対象エリア：忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）

✍この事例のポイント✍
・岸和田子ども家庭センター管内の 4 町で学習会を開催。
・NPO 法人等に学習指導、居場所づくり、就労支援（キャリア教育）等を委託。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	8.7 万人（18 歳未満：1.5 万人）、75 ㎢、17.65‰（岸和田子ども家庭センター管内）
事業名	学生生活アシスト事業
開始時期	平成 23 年 6 月～
対象年齢	中１～高３
世帯要件	生活保護受給世帯（原則）
事業形態	集合型
事業内容	岸和田子ども家庭センター管内 4 町（忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）の生活保護受給世帯の中 3 を中心とした中高生を対象にして、集合型の学習支援及びキャリア教育を行っている。
実施場所	4 町それぞれにおける公共の施設　※送迎なし
実施頻度	週 1 回（各会場によって時間帯は異なる）
利用料徴収	なし
実施体制	委託（NPO 法人・民間教育事業者・一般社団法人、1 年ごとに公募型企画プロポーザルで選定。平成 26 年度は一般競争入札による選定を行った）
スタッフ	NPO 法人・民間教育事業者・一般社団法人の職員及び、NPO 法人・民間教育事業者・一般社団法人が募集した大学生ボランティア
庁内連携	主管：岸和田子ども家庭センター
関係機関連携	4 町内の中学校等
事業費(H25)	約 400 万円：委託先職員人件費、大学生ボランティアの交通費、事務費等
事業担当課(電話)	社会援護課（06-6941-0351）

❑ 事業立ち上げの経緯

大阪府内の郡部（福祉事務所設置町を除く）の生活保護業務を担当する 3 つの子ども家庭センターのうち、富田林子ども家庭センターが教員 OB（1 人）に委託して、学習支援事業（「高校進学支援プログラム」）を行っていたところ、学力向上や高校進学の面で効果があったため、平成 23 年度から岸和田子ども家庭センターでも学習支援に関する事業を行うことになった（対象地域は管内の忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）。

❑ 具体的な事業内容

岸和田子ども家庭センター管内の 4 町それぞれにおいて、学習支援等を実施している。

具体的な内容は、集合型ではあるが習熟度にあわせた個別指導的な教科学習のほか、仕事について考えたり、社会人から話を聞くキャリア教育も実施してきた。

平成 23 年度の委託先は、発達障害の支援を主に行っている NPO 法人だったため、子ども一人ひとりの特性に応じて指導を展開していた。

平成 24 年度の委託先は民間教育事業者であり、学習教室への出席促進や高校への進学に向けて、懇談会を開催するなど、子どもや保護者と積極的にコミュニケーションをとっていた。また、事業開始から数か月後には、ドッジボール大会や授業参観の機会を設けたり、オリジナルの参考書を用意して配布したりしていた。体制は、講元塾講師と元学校教員の講師 2 人で、他にボランティアスタッフもいた。

平成 25 年度の委託先は、青少年育成に取り組む一般社団法人で、平成 23 年度と平成 24 年度は、1 回あたりの時間が 1.5 時間であったが、短いという声が参加者から出ていたため、1 回の時間を延長して 2 時間にした。毎回、最初の 30 分はカードゲーム等を行って、参加者とのコミュニケーションをとり、その後、1.5 時間の勉強（途中 10 分間の休憩）をする形であった。

平成 26 年度は、クラブ活動と重ならないように、かつ、平日の夜だと帰り道の危険があるため、土曜・日曜の日中を中心に、これまで実施してきたような教科指導やキャリア教育等を展開する予定。

場所は、いずれにおいても公共的な施設を活用しており、町内の教室であれば、概ね子どもの足（徒歩もしくは自転車）で通える範囲内である。子どもの交通費が必要な場合は自立支援プログラムの参加として補助されるため、基本的に自己

負担は発生しない。
対象者は原則生活保護受給世帯の中高生であるが、対象者が友達を連れて参加することも認める場合がある。また、高校生についても、中退防止の観点から、プログラムへの参加を促している。なお、小学生については、学習支援の希望があれば子ども家庭センターの子育て支援員が家庭訪問により個別に学習指導を実施している。

❑ 事業実施体制

平成 23 年度は、NPO 法人に随意契約で委託したが、平成 24 年度、平成 25 年度はプロポーザル方式委託先を選定しており、平成 24 年度は民間教育事業者、平成 25 年度は一般社団法人を含む共同企業体に委託している。

❑ スタッフの確保・養成

講師やボランティアスタッフの確保も含めて委託先が実施している。
ボランティアに対する研修等について、これまでは特に実施していないが、平成 26 年度は、事業を開始するまでに生活保護・貧困・発達障害等について委託先が勉強会を開催し、事業開始後も年度末までに 2 回はスタッフに対する研修を実施してもらうように定めている。また、事業の質を担保するため、平成 26 年度は、事業を実施するスタッフのうち少なくとも 1 人は、教員免許・社会福祉士・精神保健福祉士・臨床心理士等の資格を持っていることを条件にしている。

❑ 対象者への参加呼びかけ

対象者については、生活保護ケースワーカーが、通常の業務を通じて把握している子どもや家庭の情報に基づき、支援が必要と考えられる子どもを選定している。その際の基準は子ども家庭センターとして厳密には定めていない。
ただし、事業を始める際には、子ども家庭センターのケースワーカーが中学校の教員等に内容を説明して、対象者について情報共有し、事業に協力（対象者の学校生活等に関する情報提供等）してもらうよう依頼している。その結果、学校の教員から、「この子に学習支援をしてほしい」「この子も対象者になるのではないか」等の情報が提供される場合もある。
以上のプロセスを通じて選定された中高生の家庭を担当のケースワーカーが家庭訪問し、保護者と子どもに参加を呼びかけている。
保護者へ働きかける際、本事業への参加が無料であるという点をしっかり伝えている。これまで、大きなトラブルや個人情報に関わる問題も発生していないこともあり、参加することに対して拒否反応はあまり見られない。
ケースワーカーが各家庭に配布するための広報チラシも委託先が作成しており、事業に参加することで得られる効果をアピールし、参加意欲を高めるよう工夫している。

❑ 事業の実績

平成 24 年度は 17 人、平成 25 年度は 24 人が本事業に参加し、学習支援を受けた。

❑ 事業の効果

進学を希望した中 3 の参加者全員（平成 25 年度は 23 人）が高校に進学した。また、不登校だった子どもで登校できるようになった事例もある。さらに、家庭ではなく、教室に行って勉強できるので集中できて楽しい、という子どもの声も上がっている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（学校・教育委員会との連携）
平成 23 年度の事業開始当初から、子ども家庭センターの事業担当職員が各町の教育委員会を訪問して事業を周知していた。平成 24 年度からは、教育委員会の口添えも得ながら、個別の子どもについて子ども家庭センターの職員と学校との間で情報交換するようになった。

（委託先の質の確保）
毎年委託先が変わったため、事業の質の確保が重要であった。そのため、平成 26 年度の公募時の仕様書では、必ず個別支援を行うこと、1 人の講師が担当する子どもの人数は最大 4 人とすること等を要件としている。さらに、事業の実施内容や当日の状況については委託先が「日報」を作成の上、子ども家庭センターへ報告することとしている。

❑ 事業を実施する上での課題

（子どもたちの継続的な参加促進）
子どもたちの継続的な参加が困難。委託先から「無料なので意欲が低いのかもしれない」という意見があったこともある。このような状況に対し、単に参加登録者数を増加させるだけでなく、意欲を高め、継続的な参加に結び付ける努力が必要である。

（保護者の意欲）
保護者自身が高校に進学することを重視していない場合も見られ、結果として子どもの継続的な学習が妨げられていることが考えられるため、保護者の意欲を高める必要がある。そこで平成 26 年度は、保護者の参観の機会や、保護者との懇談会を重視したいと考えている。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

生活困窮世帯を対象とした事業であるという性質上、教育委員会との連携に配慮する必要があり、丁寧に事業の趣旨を説明する必要がある。また、生活保護受給世帯以外の多様な属性の子どもの状況について把握するための組織体制の構築も必要である。

29. 奈良県：都道府県／直営／集合型・訪問型（対象エリア：中和福祉事務所管内）

✍この事例のポイント✍
・県の福祉事務所管内の 11 町をモデル地域として実施。
・県内複数の大学から学生ボランティアスタッフが参加。
・就学支援員が学校と連携し、世帯全体への相談支援を展開。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	140.4 万人（15 歳未満：17.9 万人）、3691 ㎢、14.7‰
事業名	中和はばたき教室
開始時期	平成 23 年 4 月～（就学支援員の配置）、 平成 24 年 8 月～（学習支援を中心とする「中和はばたき教室」開講） ※実施対象地域は中和福祉事務所管内の 11 町である
対象年齢	中 3（中 1～中 2 も希望があれば可）
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型・訪問型
事業内容	会場 1 か所において、学習支援教室を開催している。集合型ではあるが、参加者一人ひとりの学力に大きな差があるため、個別指導を採用している。集合型の学習支援以外に、必要に応じて就学支援員が各家庭を訪問して生活全般に関する相談・アドバイスを行っている。
実施場所	王寺町やわらぎ会館・研修室（年間を通して同じ場所を設定）　※送迎なし
実施頻度	週 1 回金曜　4～9 月：18:30～20:30／10～3 月：18:00～20:00
利用料徴収	なし
実施体制	直営
スタッフ	就学支援員（県嘱託職員）、学習支援員・大学生有償ボランティアスタッフ（謝金・交通費を支給）
庁内連携	主管：地域福祉課／中和福祉事務所と連携 （学習教室の運営等、具体的な事業実施は中和福祉事務所が主に担当）
関係機関連携	大学、学校等
事業費（H26）	418 万円：学習支援員・大学生有償ボランティアの報償費、交通費、教材費
事業担当課（電話）	地域福祉課（0742-27-8548）

❑ 事業立ち上げの経緯

平成 23 年度に就学支援員（1 人）を県の嘱託職員として雇用し、生活保護受給世帯の子どもの「進学意欲の喚起」や高校中退防止を目標に、保護者に対する相談対応等を開始した。しかし、貧困の連鎖を解消するためには、保護者への働きかけだけでは不十分であり、直接的に子どもへの学習支援を行う必要があるとの考えから、平成 24 年 8 月より学習支援を中心とした「中和はばたき教室」を開講した。本事業では、学力向上以外にも、子どもの社会性や他者とのコミュニケーション力を育むことも目的としている。

❑ 具体的な事業内容

毎週金曜に、王寺町やわらぎ会館の研修室において学習教室を開催している。場所は王寺駅から徒歩 10 分ほどの所であり、交通の便は良い。

時間帯は、4～9 月は 18:30～20:30、10～3 月は 18:00～20:00 であり、いずれも週 1 回（金曜）の頻度である。

参加に際して、利用料は徴収していない。交通費も生活保護費の中から支給しており、送迎はしていない（公共交通機関の移送費申請書を毎回提出してもらい、交通費を支給している）。なお、毎回の教室が終了すると、県職員・大学生ボランティアが、子どもたちが電車やバスに乗るまで見送りを行っている。

対象者は、中和福祉事務所管内の都市部地域の中学生であり、中 3 が中心であるが、中 1、中 2 にも対応している。

基本的には、子どもが持参する教材や教科書を使い、教員 OB で学習指導を統括する学習支援員 2 人の指導のもとで、大学生ボランティアが個別指導を行っている。大学生ボランティアは、奈良教育大学・奈良女子大学・奈良大学・天理大学等に依頼して公募しており、53 人が登録している。

支援する科目は、原則として英語･数学であり、各回の前半と後半に各教科を学習する。ただし、定期試験前の時期等には、適宜、それ以外の教科に対応することもある。

毎回、学習支援員が、大学生ボランティアの得意科目等を勘案して、支援対象者と指導する大学生ボランティアをマッチングし、席順を決めている。各回の冒頭には、必ず基礎基本を確認するため、学習支援員が作成した「10 分間テスト」を行い、子どもの習熟度を把握した上で実際の学習指導を開始する。

各回終了後は、参加者一人ひとりに関する支援個票を作成しており、大学生が担当した子どもの状況や指導内容等を記入している。毎回同じ学生が同じ子どもを担当するとは限らないため、支援個票を引き継ぎのツールとして活用している。あわせて「学習進度状況票」を作成し、子どもが自分の習熟状況を客観的に理解できるようにするため、学習の進度状況（学習した内容、そのうち理解できなかった問題等）について毎回整理している。

さらに、各回の終了時間前に、大学生ボランティアと子どもとで学習内容等の振り返りを行い、「学習日記」を記入している。学習日記は子どもが家庭に持ち帰り、保護者に毎回確認してもらうよう促している。この学習日記は、子どもと大学生が記入しているが、できるだけ子どもの意欲を上げるために、大学生ボランティアの記入欄はなるべく褒めて書くようにしている。

なお、これらの集合型支援に加えて、就学支援員は家庭訪問を行って家庭の状況を把握し、必要があれば学校に子どもや家庭についての情報を共有している。

（活動風景）

❑ 事業実施体制

就学支援員は、教室と子ども・家庭のつなぎや、学校をはじめとする関係機関との連携を主に担当している。

学習支援員 2 人は、教室の進行や大学生ボランティアの指導等を行っており、実際に子どもたちに勉強を教えるのは大学生ボランティアである。

中和福祉事務所・地域福祉課からの職員 1 人も、管理責任者として毎回参加しており、会場管理や参加者の出欠確認等を行っている。

❑ スタッフの確保・養成

就学支援員は、県の嘱託職員として公募により採用している。

学習支援員（元校長・元教頭）は、県の教育委員会に本事業の趣旨を説明のうえ、教員 OB の推薦を依頼し、その紹介により採用している。

大学生ボランティアスタッフについては、県内の大学に確保を依頼している。奈良教育大学と奈良大学は、教員やボランティアサポートオフィス（学生のボランティア活動等を支援する学内組織）と協力しており、特に、奈良大学は教職課程の授業の中で本事業を紹介するだけでなく、事業紹介のチラシも独自に作成・配布している。

（学習ボランティア募集チラシ）

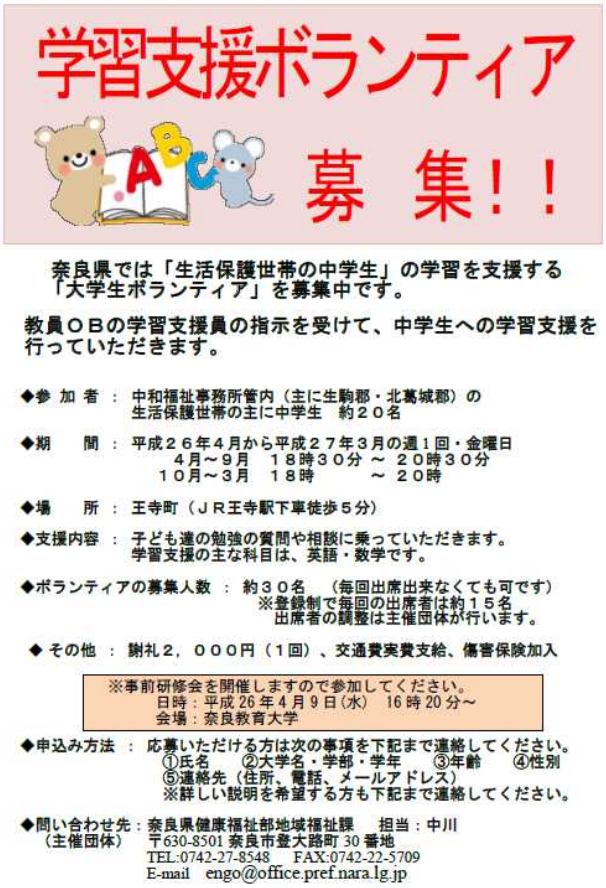
学習支援ボランティア
募 集!!

奈良県では「生活保護世帯の中学生」の学習を支援する「大学生ボランティア」を募集中です。

教員ＯＢの学習支援員の指示を受けて、中学生への学習支援を行っていただきます。

◆参 加 者 ： 中和福祉事務所管内（主に生駒郡・北葛城郡）の生活保護世帯の主に中学生　約２０名

◆期　　間 ： 平成２６年４月から平成２７年３月の週１回・金曜日
４月～９月　１８時３０分 ～ ２０時３０分
１０月～３月　１８時　　～ ２０時

◆場　　所 ： 王寺町（ＪＲ王寺駅下車徒歩５分）

◆支援内容 ： 子ども達の勉強の質問や相談に乗っていただきます。
学習支援の主な科目は、英語・数学です。

◆ボランティアの募集人数 ： 約３０名　（毎回出席出来なくても可です）
※登録制で毎回の出席者は約１５名
出席者の調整は主催団体が行います。

◆ その他 ： 謝礼２，０００円（１回）、交通費実費支給、傷害保険加入

※事前研修会を開催しますので参加してください。
日時：平成 26 年 4 月 9 日(水)　16 時 20 分～
会場：奈良教育大学

◆申込み方法 ： 応募いただける方は次の事項を下記まで連絡してください。
①氏名　②大学名・学部・学年　③年齢　④性別
⑤連絡先（住所、電話、メールアドレス）
※詳しい説明を希望する方も下記まで連絡してください。

◆問い合わせ先：奈良県健康福祉部地域福祉課　担当：中川
（主催団体）　〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
TEL:0742-27-8548　FAX:0742-22-5709
E-mail　engo@office.pref.nara.lg.jp

県の担当者も各大学を訪問して説明会を実施しており、希望する大学生には個別の説明会も開催している。その際、本事業の対象者が生活保護受給世帯の子どもであり、特別の配慮や守秘義務も発生するため、丁寧に説明を行うようにしている。

大学生スタッフは教員志望者が多いが、心理専攻（臨床心理士志望）の学生もいる。

研修は、大学生ボランティアを対象に実施している。具体的には、奈良教育大学で、様々な課題を抱えた子どもへの教育・指導方法を研究しており、ボランティアサポートオフィスの所長もしている教官に、無料で講義（学習支援に携わる上での心構え等について）をお願いしている。平成 25 年度は 2 回実施し、平成 26 年度も既に 4 月に

実施した。
毎回、大学生有償ボランティアは 20 人程参加しており、1 回 2,000 円の謝金と別途交通費を支給している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

事業内容や趣旨について記載した案内チラシを対象世帯に配布・説明し、事業への参加を呼びかけている。就学支援員が担当ケースワーカーと一緒に訪問して、保護者に手渡しすることが原則であるが、ケースワーカーだけで訪問する際に渡すこともある。
事業に対して保護者から反発を受けるようなことはないが、部活で忙しいと言われることや、保護者が無関心なため、子どもを参加させようとしないことはある。

❑ 事業の実績

平成 26 年 7 月現在、中 1：6 人、中 2：10 人、中 3:8 人の計 24 人が登録して支援を受けている。

❑ 事業の効果

学習支援教室の参加者で高校受験した子どもは、これまで全員が高校に進学できており、大きな成果と考えている。
個別の事例では、掛け算ができなかった子どもでも、学習習慣が身に付き、基本的な計算ができるようになってきている。また、不登校で学校には通えないものの、本事業に参加している子どももおり、居場所としての機能を果たしていると考えられる。
他方、子どもだけでなく、支援に携わる大学生ボランティアにとっても、困難を抱える子どもたちの実態や教育方法等について学ぶことができる貴重な機会となっている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（学校との連携）
対象地域内の中学校とは緊密に連携している。町の教育委員会を通じて各中学校と連携し、年 1 回、本事業の県担当者や就学支援員等と意見交換会を開催している。意見交換会は、管内の町一括で実施しており、学校からは校長・教頭が出席している。会では、本事業の現状を報告するとともに、来年度以降の方針も伝えているほか、事業参加者の呼びかけ及び選定についても協力を依頼している。
現在は学校の教員にも本事業は浸透しており、これまでの実績が肯定的に評価されるようになってきている。なお、本教室の状況については、学校にも随時情報提供しており、個別ケースの相談事項が発生した場合には、就学支援員が学校を訪問して対応方針を協議するようにしている。

（挨拶の徹底）
基本的な生活態度を身につけるために、10 分間テストが終わった時や終了時に、子どもたちがきちんと挨拶するよう指導している。

（高校進学後の状況把握）
高校進学後も、就学支援員が家庭訪問したり、電話連絡を行っている。子どもが高校を中退したいと考えているような場合には、ケースワーカーと一緒に家庭を訪問し、相談にのっている。

❑ 事業を実施する上での課題

（参加者の定着）
現在、参加者として 24 人の登録者がいるが、遅刻・欠席が多い点は課題である。背景としては、部活に参加していること、無料なので継続参加の意欲が薄いこと等が挙げられ、今後これらに対応することが求められる。

（低学力・不登校の生徒への対応）
対象者の中には、低学力の子どもが多い。また、学校に行っても勉強についていけず、結果として不登校になってしまうサイクルに陥っている子どももいる。こうした子どもについては、まず、学習への習慣づけ・勉強への意欲喚起が求められるため、現状、就学支援員が中学校・家庭とも連絡を取りつつ、教室への参加を促し、家庭訪問の回数を増やすなどして対応している。また、教室開催数を増やす方法もあり得るが、予算面や人的面で難しいのが現状である。

（事業実施体制）
実施体制について、事業規模を拡大しながら効率的に展開していくためには、NPO 法人等の外部機関に委託していく形も考えられる。一方で、直営にすることで県が事業の実施状況を正確に把握できている面もあり、今後の体制については検討の余地がある。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

学力向上のための指導と居場所づくりの機能を両立させるのは難しいが、生活困窮世帯の子どもに対する支援としては、いずれも必要である。福祉分野としてどのような支援を行うことが求められているのか、各地域の実態に即して検討する必要がある。
また、事故が発生しないように、安全面への配慮は欠かせない。

30. 熊本県：都道府県／委託／集合型・訪問型（対象エリア：県内全域（熊本市以外））

✍この事例のポイント✍
・複数の法人で共同事業体（ジョイント・ベンチャー）を形成し、県全域で学習支援を実施。
・公民館や地域若者サポートステーション等を活用した集合型に加え、遠隔地居住の家庭には戸別訪問で対応。
・教員や社会福祉士等の資格・勤務経験を有する人材が責任者となり学習支援を展開。

❑ 事業の概要

人口・面積・保護率	105 万人（18 歳未満：17 万人）、6,878.39 ㎢、9.05‰（数値は全て熊本市を除く）
事業名	子どもの健全育成支援事業
開始時期	平成 23 年 10 月～
対象年齢	小 1～高 3
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型・訪問型
事業内容	委託先職員等が支援対象者（子ども及び保護者）に対して面接及びアセスメントを行った後、子どもの自立支援プログラムを作成し、子どもの進学等に関する相談支援（保護者対象）に当たるとともに、学習教室を開催して個別指導（子ども対象）を実施している。（遠隔地に居住している家庭の子どもに対しては戸別訪問による学習支援を実施）
実施場所	公民館、学校　※送迎あり
実施頻度	週 1 回 15: 30～20: 30（1 時間半～2 時間半程度） （※学習教室は週 1 回、県内約 26 ヶ所で実施されている。）
利用料徴収	なし
実施体制	委託（社会福祉法人、学校法人の計 2 法人による共同事業体）
スタッフ	委託先職員（教育支援員、教室運営責任者）、ボランティア（大学生、高齢者等）
庁内連携	主管：社会福祉課
関係機関連携	福祉事務所、学校、要保護児童対策地域協議会、公民館
事業費（H26）	3,900 万円：委託先の人件費・運営費
事業担当課（電話）	社会福祉課（096－333-2198）

❑ 事業立ち上げの経緯

生活保護受給世帯は、貧困の連鎖をはじめとして多様な課題を抱え、深刻な状況に置かれていることが多い。こうした状況を脱却するためには、子どもの健全育成支援（保護者の意識改善・生活力向上も含む）を複合的に展開することが重要である。

以上の意識から、県では生活保護受給世帯を対象とした自立支援活動（学習支援）を福祉事務所が実施していたが、それを県全域に拡大させる形で、平成 23 年 10 月より「子どもの健全育成支援事業」を委託事業として開始した。

❑ 具体的な事業内容

主に４つの取組を展開している。第一に「支援に向けた面接及びアセスメント」であり、まず委託先職員がケースワーカーと一緒に家庭訪問を行い、支援対象世帯の生活実態や子どもの学習支援に関するニーズ等を詳細に把握する。（２回目以降の訪問時は、福祉事務所からの同行はしない）

第二に「自立支援プログラムの作成」であり、福祉事務所の職員からアドバイスをもらいつつ、支援対象者の経済的自立まで見据えながら、委託先職員が支援対象者の生活歴・保護歴・年齢・学習の進度・日常の生活習慣の定着度等を勘案した自立支援プログラムを作成する。その際、予め県庁において策定したフォーマットを活用しながら、支援対象者等の細かな課題分析とその対応策の整理、及び１～数ヶ月単位の目標設定を行い、支援プロセスと到達度の可視化・明確化に努める。基本的なプログラム期間は 1 年間である。

第三に「相談支援」であり、委託先職員が支援対象世帯へ定期的に家庭訪問又は面接を行い、継続的に子どもや親が日常的な生活習慣を身につけるための支援（基礎的な知識や具体的な見本の提示）、子どもの進学や引きこもり・不登校に関する相談対応等を行っている。

第四に「学習支援」であり、支援対象者に対して学習教室を開催する。学習教室は、公民館、学校等、特定の拠点で実施することを基本とし、参加者が少なく当該拠点を準備できない地域の対象者については、戸別訪問を実施することもある。

学習教室では、基本的に子どもが教材を持ちこんで学習し、ボランティアがそれを補助する形態をとっているが、中 3 については受験を控えているため、委託先が独自に教材を用意するケースもある。

❑ 事業実施体制

社会福祉法人、学校法人がジョイント・ベンチャー（共同事業体）を形成して本事業を受託しており、各法人が県内の異なる地域をそれぞれ担当し、各地域において学習支援を展開している。具体的には、社会福祉法人が代表者、学校法人が構成員となり、各法人の役割や責任の所在を両者間で取り交わす協定書において定めている。

いずれの法人（地域）においても、「支援に向けた面接及びアセスメント」「自立支援プログラムの作成」「相談支援」を主に担当する「教育支援員」、学習教室の運営や学習支援ボランティアの統括を主に担当する「教室運営責任者」を置き、学習支援については教育や福祉分野を専攻する大学生ボランティアによる協力を得ながら個別指導を実施している。

なお各法人が個別に事業を受託するのではなく、共同事業体を形成している背景としては、個別の法人のみでは活動可能な地域に限界があり、本事業が対象とする熊本県全域（熊本市を除く）に対応することができないためである。また、共同事業体を構成する各法人は学習支援等に関する事業のノウハウを有しているため、県として当該共同事業体への委託は事業効果を担保する観点からも適切であると判断している。

❑ スタッフの確保・養成

教育支援員及び教室運営責任者については、委託先がこれまで構築してきた人的ネットワークを活用して特定している。ボランティアについては、各活動地域に所在する大学に対して委託先が広報チラシを配布したり、教育系サークルに呼びかけたりしている。

なおボランティアに対しては、有識者による講和（困難な環境下にある子どもに対する学習支援の方法や考え方等について）やボランティアによる事例発表等を行う研修会を提供している。

❑ 対象者への参加呼びかけ

各地域の福祉事務所職員が、学校や民生委員からの聞き取り等により生活保護受給世帯の保護者や子どもの生活実態等を客観的に把握した上で、学習支援が必要と判断された場合には、当該世帯を訪問して本事業の目的や内容・方法について保護者及び子どもに説明し、参加意思を確認している。

❑ 事業の実績

平成 25 年度の支援対象者数は、高 3 が 1 人、高 2 が 1 人、高 1 が 19 人、中 3 が 22 人、中 2 が 11 人、中 1 が 9 人、小 6 が 6 人、小 5 が 8 人、小 4 が 11 人、小 3 が 8 人、小 2 が 4 人、小 1 が 5 人の合計 105 人である。

❑ 事業の効果

平成 25 年度は、支援対象の中 3 の 22 人中、進学希望の 21 人が高校へ進学し、他の 1 人は就職した。

また保護者から寄せられる声として、「子どもの学習意欲が高まっているのを目の当たりにして、自分自身も頑張る気持が湧いてきた」といった肯定的な評価が聞かれる。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（関係組織間の連携）

月に 1 度は各法人の担当者が集まって連絡会を実施し、情報共有しながら各地域のノウハウや課題を共有・検討するとともに、活動内容・活動量等を調整して地域間の格差が生じないよう留意している。また不定期で、法人だけでなく、福祉事務所や学校、要保護児童対策地域協議会等と共同でケース会議も実施し、各世帯・子どもへの対応方針について検討している。このような関係組織間の連携は、個別の法人がそれぞれ異なる事業を受託するよりも、共同事業体を形成して受託することで、より円滑に展開することができる。

（専門性の高い人材の活用）

教育支援員や教室運営責任者は、教員や社会福祉士等の専門的な資格や勤務経験を有する人材を委託先が選定している。また、専門性に加えて、親や教員以外の大人との接点が少ない支援対象者から見て、ロールモデルとなり得るような人材、コミュニケーションを上手にとって子どもが信頼感を抱けるような人材を重視している。

（教科指導以外の活動）

学習教室の中では、教科指導だけでなく、レクリエーションや社会科見学、地域行事へ参加する時間を取り入れて、子どもが参画するモチベーションを高めるよう工夫している。

❑ 事業を実施する上での課題

（参加者数の確保）

学習教室を開催する際、都市部は一定数の参加者を得やすいが、地方部では十分な規模を確保できないことも多い。このような場合には、公民館等を活用した学習教室の形態はとらず、戸別訪問をすることで対応することもある。

（参加し続けられない子どものフォロー）
　支援対象者の中には、学習教室に来なくなる子どもも見られるが、このような子どもに対しては、委託先職員が子どもや保護者に連絡して状況を確認したり、子どもに対して手紙を送ったりして参加を促している。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

　事業効果を高めるためには、受託先事業者と福祉事務所・学校等の関係機関とが連携し、支援対象者に関する情報を相互に共有し合うことが重要である。

III.　参考資料：事業実施要綱・様式サンプル

ここでは、ヒアリング先自治体から提供いただいた事業実施要綱等の事例を参考資料として掲載する。なお、平成 26 年度までは、生活保護世帯のみを対象とした事業として実施されている場合があるので留意する必要がある。

1. 事業実施要綱（直営・訪問型）

●●市学習支援事業実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、生活保護世帯等の子どもたちが、高等学校等へ進学し充実した学校生活を送ることを通じて、将来への希望を持って就学・就労できるよう支援することを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 支援対象者　●●市学習支援事業により学習支援等を受けることができる者

(2) 学習支援員等　学習支援員及び学習支援団体の構成員で支援対象者の学習指導を行う者

(3) 学習支援員　子どもの学習支援や健全育成支援について理解と熱意がある者で、市長が適任と認め、市の登録を受けたもの

(4) 学習支援団体　専門的教育を受けた学生等で構成される子どもの学習支援に取り組む大学の認可サークル等の団体で、市長が適任と認め、市の登録を受けたもの

（支援対象者）

第3条　本事業の対象者は、被保護世帯の子どもとその保護者とする。

（事業の内容）

第4条　本事業の内容は、次のとおりとする。

(1)　家庭相談員の配置

・高校生以下の子の属する世帯について、相談・アドバイスなどの支援

・中学生と面接し、学習支援の必要性を検討

・不登校等の特別な事情がある場合は、小学生・高校生と面接し、学習支援の必要性を検討

・各種制度を利用した資格取得のための進学プラン作成等のアドバイス

(2)　学習支援員等の配置

・中学生を対象とし、月数回、訪問し学習指導

・特に支援が必要と認められる小学生・高校生を対象とし、月数回、訪問し学習指導

（事業の実施方法）

第5条　本事業の実施に当たっては、目的を保護者、子どもに説明し、同意を得て取り組む。

2　本事業への参加に同意する者は、同意書を福祉事務所長に提出するものとする。

（家庭相談員）

第6条　家庭相談員は、支援対象者について、個別アセスメントシートを作成し、支援を検討す

るものとする。

（学習支援員の登録等）

第7条　学習支援員の登録を受けようとする者にあっては、●●市学習支援事業学習支援員登録申請書を、学習支援団体の登録を受けようとする団体にあっては、●●市学習支援事業学習支援団体登録申請書を市長に提出するものとする。

2　学習支援員及び学習支援団体は、登録事項に変更があった場合は、速やかに●●市学習支援事業学習支援員・団体登録事項（変更・抹消）届を提出しなければならない。

3　学習支援員及び学習支援団体は、市長が指示する期日までに活動報告書を提出しなければならない。

（プロジェクトチーム）

第8条　本事業の実施について、関係機関が連携して取り組むことを目的に学習サポートプロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2　チームの事務は、●●課において行う。

（報償金）

第9条　学習支援員が行う支援対象者への学習指導に対し、報償金として当該学習指導の活動時間１時間につき●●円を支払う。

2　学習支援団体が行う支援対象者への学習指導に対し、報償金として当該学習指導の活動時間１時間につき●●円を支払う。

3　前２項の報償金の額には、交通費及び事務経費等の実費を含むものとする。

4　学習支援員等の活動時間の月ごとの合計時間に端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げるものとする。ただし、移動にかかる時間は活動時間に含まない。

5　報償金の支払いは、月ごとに口座振替の方法により行う。

（秘密を守る義務）

第10条　家庭相談員、学習支援員及び学習支援団体の構成員は、学習支援事業により知り得た秘密を漏らしてはならない。また、家庭相談員、学習支援員及び学習支援団体の構成員でなくなった後も、同様とする。

（細則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成●年●月●日から施行する。

2. 事業実施要綱（委託・集合型）

●●市学習支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、●●市学習支援事業（以下「本事業」という。）について、円滑な実施を図るために、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　本事業は、健全な育成環境を維持することが困難な被保護世帯等の子ども及び保護者に対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施するとともに、子どもの居場所を創出することにより、対象者にあった高等学校進学及びその後の円滑な学生生活を実現し、もって対象者及び出身世帯の経済的・社会的自立を促すことを目的とする。

（対象者）

第3条　本事業の対象者は、●●市在住の被保護世帯等の保護者及びその子どもとする。

（事業内容）

第4条　本事業は、第 2 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる支援を行う。

(1) 高等学校進学等を目的とした被保護世帯等の子どもの個別学習支援
(2) 被保護世帯等の子どもを持つ保護者に対する教育支援・生活支援
(3) 被保護世帯等における中学校卒業者、高等学校等通学者に対する教育支援
(4) その他、被保護世帯等に対する学習・健全育成等教育支援

（実施主体）

第5条　本事業の実施主体は、●●市とする。ただし、適切な運営を確保することができる法人等（以下「法人」という。）に委託できるものとする。

（事業の実施場所、実施日、実施時間）

第6条　本事業の実施場所は、市内の施設であって、第 2 条の目的を達成するために適切な場所とし、●●市と法人が協議して定めるものとする。

2　事業の実施は、年末年始及び祝日を除く毎週特定の曜日とし、●●市と法人が協議して定めるものとする。

3　実施時間は、17：00 から 21：00 までの間で設定し、そのうち学習支援は 18：00 から 20：00 までの時間帯を中心に 2 時間程度を設定するものとする。また、実施時間内に支援状況の引継ぎ、支援方法の検討等を行うことができるものとする。

4　法人は、前各号の規定にかかわらず、●●市と協議の上、必要に応じて事業を追加して実施することができるものとする。

（事業の利用）

第7条　本事業を利用しようとする被保護世帯等の保護者（以下「保護者」という。）と子どもは、

事前相談、実施場所の見学を行い、「●●市学習支援事業参加申込書兼同意書」を市長に提出するものとする。

2　市長は、参加申込書兼同意書を受け、本要綱等に基づき審査をし、利用の承認・不承認を決定し、「●●市学習支援事業利用承認・不承認通知書」により、保護者に通知する。

3　利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更、または中止をする場合は、「●●市学習支援事業変更・中止申込書兼同意書」を市長に提出するものとする。

4　利用者は、転居等により福祉事務所間で移管された場合は、前３項の「●●市学習支援事業変更・中止申込書兼同意書」を、移管先の福祉事務所に提出するものとする。なお、その場合は、利用者は移管元・移管先の福祉事務所と相談することとし、第７条第２項の規定に準じて決定するものとする。

5　利用者は、年度の途中で生活保護が停止または廃止になった場合であっても、当該年度が終了するまでの間は、本事業の利用ができるものとする

6　市長は、利用者が本事業の目的を阻害する行動をとるなど、事業の適正な実施に支障が生じると判断したときは、当該利用者の利用を取り消すことができる。この場合、「●●市学習支援事業利用取消通知書」をもって、利用者に通知するものとする。

（事業の実施体制）

第8条　法人は、本事業の主旨を十分理解し、次のとおり従事者を選任し配置するものとし、従事者及び利用者の安全確保に十分配慮しなければならない。

(1) 本事業に関する責任者１名

(2) 学習・生活支援コーディネーター（教室開設時は、現場に常駐すること。）１名以上

(3) 学習支援専門員（教員免許若しくは、それと同等の経験を有する者）１名以上

(4) 学習サポーター必要数

（事業の利用料）

第9条　利用料は、無料とする。ただし、本事業において提供されるプログラムのうち、食材料費等の実費相当額を負担するものとする。

（学習サポーターの選定及び登録）

第10条　法人は学習サポーターを希望する者のうち、適任者を選任し登録管理するものとする。

（事業実績報告）

第11条　法人は、毎月 10 日までに●●課に、前月の事業報告を、書面をもって報告するものとする。

（関連機関との連絡）

第12条　法人は、●●課と協議し、定期的または臨時的な連絡会を開催するものとする。

2　●●課は、事業実績報告書または連絡会で得た情報等を、必要に応じて生徒が通う学校長あてに情報提供を行い、関連機関と連携を密にするものとする。

（事故・苦情・緊急時対応）

第13条　法人は、事故・苦情・緊急事態等が発生した場合は、速やかに保護者、健康福祉局生活保護・自立支援室及び各区役所へ連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

（実施上の留意事項）

第14条　法人は、本事業を遂行する上で知り得た事項について、「●●市個人情報保護条例」の規定を遵守し、個人情報の保護及び漏えい防止に関して周知徹底を図らなければならない。なお、守秘義務については委託業務が終了した場合においても同様とする。

2　法人は、事業を遂行する上で知り得た事項を電子データ管理する場合は、厳重に管理、保管しなければならない。また、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても、必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関しては委託業務が終了した場合でも責任を負うものとする。

3　●●市は、法人が契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。

4　法人は、事業実施上の瑕疵により本事業の対象となる子どもその他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。また、このため必要な範囲内で傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。

（その他の事項）

第15条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、●●局長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成●年●月●日から施行する。

3. プロポーザル募集要項（集合型）

平成●年度学習支援事業業務委託　企画提案（プロポーザル）募集要項

●●市●●部●●課

●●市では、生活保護世帯の様々な課題を抱える子ども（中学生）に対し、できるだけ本人が希望する高校に進学できるように学習支援を行う事業を実施する法人・団体を募集します。

第 1　事業の趣旨、事業概要について

1　事業の目的

本事業は、様々な要因で学習する環境が整っていない生活保護世帯の中学生を対象に、安心して過ごし、学ぶことのできる場の提供を行う。学習の遅れだけではなく、学習の方法がわからない、将来の目標等を持てない児童に対し、相談・面談等を通して、自立に向けた意欲喚起や学習意欲等の向上を図ると共に、学習態度の改善を図るための支援に努め、できるだけ本人が希望する高校に進学できるように支援することを目的とする。

2　事業の概要

(1) 名称：学習支援事業

(2) 内容：別紙「学習支援事業業務委託業務内容」による。

3　業務委託

(1) 予算額

予算額は、●●円（消費税を含む）とする

事業費算出にあたっては、下記の事項に注意すること。

※本事業にかかる予算が成立しなかった場合は、額の変更または事業を中止することもある。

① ●●市内に場所を確保するための事務所借り上げにかかる費用（敷金・礼金・家賃等）を含む。

② 人件費には、賃金のほか、社会保険料（雇用保険料、労働保険料等）に係る事業主負担分を含む。

③ 本事業により必要となる機械・器具等については、リース又はレンタル料で積算する。（基本的に 1 万円以上の物品の購入は不可）

(2) 委託期間：平成●●年 4 月 1 日～平成●●年 3 月 31 日

(3) その他：業務の実施にあたっては法令を遵守してください。

4　その他

(1) 広報印刷物等について、著作権等は●●市に帰属するものとし、●●市の許可なく他の使用あるいは公表してはならない。

(2) 本事業の遂行にあたっては、委託者である●●市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

(3) 著作権、肖像権、第三者・団体等の権利を侵害しないように十分留意すること。
(4) 本事業の遂行にあたり知り得た情報について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である●●市が提供する資料等を許可なく第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
(5) 本事業の履行にあたって、クレーム等が生じた場合、速やかに●●市に報告するとともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。

第 2　企画提案（プロポーザル）への応募について

1　応募資格

本事業を効果的かつ効率的に実施することができる法人・団体で学習支援について、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

① 市内に本社、又は事業所がある法人・団体であること（NPO、社会福祉法人、学校法人、会社等も含む）。
② 定款又は設立趣意書等において事業目的及び事業活動に学習支援の趣旨が盛り込まれていること。
③ 実施できる規模のスタッフを確保し、事業を的確に遂行できること。
④ 本事業の趣旨を十分に理解したうえで本市と目的を共有し、互いに尊重して連携・役割分担を行いながら委託業務を実施できること。
⑤ 収支決算書及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
⑥ 雇用契約書、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
⑦ 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、「個人情報保護法」「各省庁が作成した個人情報保護法に関するガイドライン」「●●市個人情報保護条例」を遵守することができること。
⑧ 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを目的とするものでないこと。
⑨ 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、反対することを目的とするものでないこと。
⑩ 暴力団でないこと、または暴力団もしくは暴力団の構成員の統制の下にあるものではないこと。
⑪ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定する者に該当しないこと。
⑫ 市税及び消費税を滞納していないこと

2　企画提案書等の受付期間：

平成●年●月●日（●）～平成●年●月●日（●）午後 5 時まで【1 ヶ月間】

3　事業説明会

(1) 日時：平成●年●月●日（●）午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分
(2) 場所：●●市役所●階●●会議室
(3) 参加申し込み

「平成●年度学習支援事業委託業務」企画提案（プロポーザル）説明会参加申込書により FAX

または郵送で平成●年●月●日（●）午前 10 時までにお申し込みください。

【申込特記事項】

・件名「平成 26 年度学習支援事業委託業務説明会」

・参加団体名、参加人数（1 団体 2 名までとする）

・担当者名/連絡先

【申し込み先：事務局】

・●●市●●部●●課

・FAX　●-●-●（担当：●●）　E-MAIL: ●●

※説明会への参加は、応募に必要な条件ではありません。

(4) 質問事項の受付

① 質問期間及び方法

平成●年●月●日（●）から●月●日（●）17：00 まで

質問票により事務局宛てに電子メールで提出すること。

② 質問回答方法及び回答日

回答については、業務説明会参加者全員にメールにて行う。

回答は平成●年●月●日（●）午後 5 時までに行う。

4 提出書類

次のア～カについて、各 8 部を提出してください。

ア 「平成 26 年度学習支援事業委託業務」企画提案（プロポーザル） 応募申請書

イ 企画提案書

自由様式、A4 片面、15 ページ以内で作成してください。

上記第 1-2（2）の業務内容等を実施するための企画について、次の事項をご提案ください。

① 企画提案を行う事業名

② 事業内容及び企画提案内容

支援目的、手法等具体的に記載して下さい。

③ 支援体制と人員配置

人員、資格、研修等目標達成に向けた体制や取組み等も含めて記載下さい。

④ 他機関（団体）との連携の有無

他の社会資源と連携する計画があれば、何を連携していくのかなど記載下さい。

⑤ ●●市●●部●●課との連携

●●市●●部●●課と連携して事業を進めることに関しての考え方や提案等について記載して下さい。

ウ 「団体の概要」

エ 積算書（自由様式、Ａ４片面）

下記の事項や積算根拠が分かるように記載してください。

・人件費（保険料などの法定福利費を含む）

・事業費

・諸経費（ただし、土地建物を取得する経費、施設や設備を設置するまたは改修するための経費、事業と関連性が認められない経費は計上できません。）

一般管理費を計上する際は、必ず、経理や労務管理費などに関わる人件費やその他予算を具体的に見積もるようにしてください。

・消費税の額を記載してください。

オ　定款又は設立趣意書

カ　団体の直近の事業計画書及び直近１年間の事業報告書

キ　団体の直近の収支決算書

ク　個人情報保護に関する社内での取組み状況が分かるもの

ケ　税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
（納税義務がなければ提出不要）

コ　最近２カ年分の市町村民税ならびに固定資産税
（納税義務がなければ提出不要）

サ　会報など活動内容のわかるもの（なければ提出不要）

5　提出方法

下記提出先まで、持参してください。（郵送不可）

※提出期限：平成 26 年 3 月 12 日（水）午後 5 時まで【必着】

6　提出先

●●市●●部●●課　担当　●●

住所　●●市●●

※市役所の駐車場は有料になります。ご了承下さい。
（60 分以内 100 円、以降 30 分毎に 300 円）

7　その他

・提出された書類等は返却いたしませんのでご了承ください。

・企画提案にかかる経費については、応募者の負担といたします。

8　プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

①　日　時　平成●年●月●日（●）　16 時 00 分から

②　場　所　●●市役所●階●●会議室

(2) プレゼンテーションの実施方法

①　1 事業者あたりの時間
概ね 30 分とする。（説明 20 分、質疑 10 分）

②　プレゼンテーションの方法

ア　プレゼンテーションに参加できる人数は、１事業者あたり２人以下とする。

イ　プレゼンテーションは、提案書に基づき行うものとし、パソコンやプロジェクター・スクリーン等の持込み機器の使用は可とする。
（プロジェクター・スクリーンはこちらで準備します。）

9　業務受託予定者の選定方法

(1) 審査

①「委託予定者選定委員会」による審査により業務委託予定者を決定します。

(2)

① 委員ごとに選定基準表（採点表）に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第1位とした委員の数が最も多い団体を予定候補者に選定する。

② 上記①において、順位を第1位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第2位とした委員の数が最も多い団体を予定候補者とする。

③ 上記②において、順位を第2位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第1位とした委員の当該団体に係る採点の合計点が最も高い団体を予定候補者とする。

④ 公募結果として応募が1団体の場合は、各委員の合意をもって予定候補者とする。

⑤ 上記①から④にかかわらず､各委員の採点結果が満点の6割に満たない場合は選外とする。

(3) 審査及び配点

審査項目及び配点は下記表のとおりとする。

番号	全体項目	審査項目
①	全体構成	【基本姿勢】（5点） ・福祉行政に対する理解があり、事業参入に対する熱意・意欲が感じられるか。（特に保護行政の趣旨、生活保護受給者への支援方針など）
②	企画内容	【実施方針】（5点） ・事業の目的を理解し、実施方針が立てられているか。
③		【実施方法】（5点）×3 ・基本方針に則り、かつ事業目的が達成できると見込まれるより有効性が高い実施方法が提案されているか。
④		【見積内容】（5点） ・費目ごとの積算根拠がキチンとなされているか。
⑤	実施体制	【実施体制】（5点）×3 ・責任者のもと必要な人員が確保され、●●市●●課や関係機関及び関連する関係者等と連携した実施体制となっているか。 ・類似業務の実績はあるか。 ・業務品質を管理し､改善ができる体制となっているか。（ISO9001やPDCAサイクル等のマネジメントシステムの活用や利用者のアンケートを取るなど） ・事業従事者への研修プログラムが組まれているか。
⑥		【安全管理】（5点） ・安全管理や周辺環境への配慮がなされた提案となっているか。 ・個人情報保護に関する取組みについて適切な措置が図られているか。
⑦		【全体スケジュールと進捗管理】（5点） ・計画的な実施スケジュールで、かつ進捗管理ができる体制となっているか。

(4) 審査結果

応募者全員にそれぞれの結果を通知します。

10　契約

委託予定者決定会議において決定された委託予定者と提案内容を基に別添業務内容や契約条件等の詳細について別途協議のうえ決定します。

11　その他

事業の実施状況を把握するために、受託者に資料等の提出を求めたり、団体の事務所へ検査に伺うことがあります。

この事業は平成●年度●●市予算の成立を前提とするため、当初予算案の修正等により、事業の委託が不可能になった場合などには、実施しない場合がありますので、ご了承ください。

12　問い合わせ先

●●市●●部●●課　担当●●

Tel：●-●-●（内線●）

Fax：●-●-●

E-MAIL: ●●

4. 委託契約書（集合型･訪問型）

●●市学習支援事業　運営業務委託契約書

委託者●●市（以下「甲」という。）と受託者●●（以下「乙」という。）とは、●●市学習支援事業運営業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条　甲は、●●市学習支援事業に係る運営業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条　委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金●円（うち消費税及び地方消費税の額●円）とする。ただし、委託業務処理後、収支精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

（委託期間）

第3条　委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成●年 4 月 1 日から平成●年 3 月 31 日までとする。

（契約保証金）

第4条　契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条　乙は、甲の指示並びに別に定める「●●市学習支援事業実施要綱」及び「●●市学習支援事業業務運営要領」により本旨に従って委託業務を処理しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条　乙は、この委託業務によって生じる一切の権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条　乙は、委託業務の全部を第三者に一括して委託し、又は請け負わせてはならない。

（報告、調査等）

第8条　乙は、次の各号に掲げる報告書等を当該各号に定める期限までに甲に提出しなければならない。

(1) 着手（変更）届　この契約の締結後速やかに（変更の場合は、その都度）

(2) 実施状況及び経理状況報告書　次のア又はイに掲げる報告対象時期の区分に応じ、それぞ

れア又はイに定める期限

ア　毎月末日までの分　当該末日の属する月の翌月の 10 日まで

イ　委託期間末日までの分　平成●年 3 月 31 日まで

2　甲は、委託業務の処理状況について、随時実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（委託料の支払方法）

第9条　乙は、委託業務の処理を完了したときは、遅滞なく委託料の支払請求書（以下「支払請求書」という。）を甲に提出しなければならない。

2　甲は、支払請求書が正当であると認めたときは、その書類を受理した日から 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。ただし、乙の請求により甲が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

（残額等の返還）

第10条　乙は、委託業務の完了後において、交付を受けた委託料に剰余金が生じたときは、その剰余金を甲に返納しなければならない。

（帳簿等の保管）

第11条　乙は、委託業務に係る収入及び支出を明らかにする帳簿並びにその証拠書類を整備のうえ、これらの書類を 5 年間保存しなければならない。

（損害の負担）

第12条　委託業務の処理について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2　乙は、委託業務の処理に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第13条　この契約の履行に当たり乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対し当該損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他の不可抗力による損害と認められるときは、この限りでない。

2　甲は、甲の責めに帰すべき理由により委託料の支払が遅延した場合は、委託料に、その延滞した日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の財務大臣の決定する率で計算した延滞金を乙に支払うものとする。

（甲の解除権）

第14条　甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除し、又は変更し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 乙がこの契約に違反し、又は違反するおそれがあることが明らかであると認めるとき。

(2) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア　乙が●●市暴力団排除条例（平成 22 年●●市条例第 52 号。以下この号において「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ　乙の役員又は使用人（条例第 2 条第 4 号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ　乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第２条第６号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2　乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

（甲による乙の委託業務処理の確認）

第15条　甲は、第 8 条第 2 項に規定する委託業務の処理状況に関するものを除き、委託期間中及び委託期間の終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2　乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

（個人情報の保護）

第16条　乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第17条　この契約で定めのない事項が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成●年●月●日

甲　●●市
代表者　●●市長　●●　●●

乙　●●法人●●
代表者　●●　●●

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2　乙は、委託業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第 3　乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第 4　乙は、委託業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 5　乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、委託業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 6　乙は、委託業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（第三者への委託業務依頼の禁止）

第 7　乙は、委託業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を依頼してはならない。

（資料等の返還等）

第 8　乙は、委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（調査）

第 9　甲は、必要があると認めるときは、乙が委託業務の処理に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時調査することができる。

（事故報告）

第 10　乙は、この要項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

5. 委託仕様書（訪問型）

●●市学習支援業務仕様書

1　業務の目的

生活保護法で定める保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）で子どものいる世帯に対し、日常生活・養育・教育に関する相談・援助及び高校修学支援等を行い、被保護世帯の子どもの健全育成を図る。

2　契約期間

契約締結日から平成●年 3 月 31 日までの長期継続契約とする。

※長期継続契約は、2 年度目以降についても契約金額の保証をするものではなく、この契約に係る市の予算額が契約金額を下回った場合は、契約を解除することとなるもの。

3　業務内容

(1) 支援業務

ア　支援内容

子どものいる被保護世帯を訪問し、その世帯の状況に応じて次の業務（以下「支援」という。）を行うこと。

（ア）世帯の生活状況等の把握

（イ）子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援

（ウ）子どもが学習習慣を身につけるための支援

（エ）引きこもりや不登校の子どもに関する支援

（オ）子どもの進学に関する支援

（カ）子どもの高校中退の防止に関する支援

（キ）その他、世帯が抱える問題への支援

イ　福祉事務所との連携

支援は、福祉事務所の職員と常に連携して行い、職員の指示に従い実施すること。

ウ　支援世帯の決定

支援する被保護世帯の決定については、原則として、事前に福祉事務所が支援対象とする被保護世帯の世帯員に同意を得た上で、福祉事務所職員と直接支援世帯の支援を行う者（以下「支援員」という。）がその世帯員と面接行った上で決定することから、その面接に支援員を派遣すること。

エ　支援の実施

支援は、福祉事務所が支援を行うことを決定した世帯（以下「支援世帯」という。）に対し行うこと。

支援は、支援世帯又は福祉事務所からの要請があった場合に行うこと。

なお、支援世帯からの要請を受けて支援を行う場合は、事前に福祉事務所職員の承諾を得ること。

オ　支援計画

支援世帯ごとに、事前に子どもの健全育成を図るための具体的な支援計画を作成し、「支援計画・報告書」の 1. 対象世帯、2. 支援計画及び 5. 支援員の欄を記入し提出すること。

なお、支援計画の作成にあっては、福祉事務所で定める援助方針に基づくとともに、福祉事務所の承認を得ること。

カ　支援報告

支援実施後は、すみやかに「支援計画・報告書」の 3. 支援報告及び 4. 世帯の状況の欄を記入し福祉事務所に提出すること。

キ　支援員

支援は支援員を選任して行うものとし、支援員は概ね次の要件を備えている者のうちから、業務にふさわしい者を選任すること。

なお、事前に福祉事務所に履歴書及び身分証明書用の写真を提出し承認を得ること。

（ア）子どもの教育や児童福祉に関する知識を有する者

（イ）子どものいる被保護世帯の支援について、理解と熱意を有する者

（ウ）支援世帯の支援を継続して行える者

ク　身分証明書

支援員には、福祉事務所より身分証明書を発行することとし、受託者は、次の項目を遵守すること。

（ア）支援員は、支援を行う際に福祉事務所で発行する身分証明書を常に携帯し、求めに応じて提示できるようにすること。

（イ）身分証明書は、貸与、譲渡、複製をしてはならない。

（ウ）支援員でなくなった者は、身分証明書を速やかに福祉事務所に返還すること。

（エ）身分証明書を紛失した場合は、速やかに福祉事務所に連絡すること。

(2) 管理業務

ア　月別報告書及び業務委託料の請求

支援の実施状況を月ごとにまとめて翌月 10 日までに「支援実施報告書（月報）」を提出し、併せて当該月の業務委託料の請求をすること。

イ　業務責任者の選任

各支援員、市（福祉事務所を含む。）及び支援世帯の連絡調整等を行い、業務を統括する業務責任者を選任し、報告すること。

ウ　個人情報等の保護

別記「●●市個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

エ　事故解決

業務に伴い発生した市、支援世帯及び第三者への損害等の事故について、その損害を賠償し、責任を持って解決に努めること。

4　その他

(1) 市の調査への協力

業務に関し、市が実態調査等を行う場合はその調査に協力し、報告書等を提出すること。

(2) 業務費用負担

業務にかかる費用は全て負担すること。

(3) 成果品の自由使用

受託者より市が提出を受けた報告書等の一切の書類及び情報は、市で自由に使用することができるものとする。

(4) 業務の再委託

業務を第三者に再委託することは、原則として認めない。

ただし、特に必要なもので事前に市の承諾を得た場合に限り、再委託を認める。

(5) 委託料の支払い

本業務は、１時間あたりの単価で契約するものとし、市は、支援実績（時間）に単価を乗じた額を受託者に支払うものとする。

(6) 臨時的指示

市より契約内容を変更する指示等があった場合は、その指示によること。

6. 委託仕様書（集合型）

●●市委託業務仕様書

1. 委託業務名　学習支援事業委託業務

2. 目的

本事業は、生活保護受給世帯の小学生を対象に、学習支援やさまざまな交流活動を実施し、子どもたちの学力向上と社会性及び自立を育むことによって、将来的な自立の素地を高めることを目的とする。

3. 委託業務内容

本業務を受託した事業者（以下「事業者」という。）は、次の支援を行う。

(1) 事前準備

必要に応じ、参加予定者に対する事前説明、事前見学を実施する。

(2) 学習支援

学力向上、学習習慣を目指した指導を行う。

(3) 交流事業

社会性や自立性向上に役立つ交流事業を企画、実施する。

(4) 居場所の提供

学校・家庭に代わる居場所を提供する。

4. 実施形態

(1) 参加人数

1 日 10 名以内

(2) 時間

1 ヶ月 2 回から 3 回（土曜日）1 日 6 時間以内とする。

(3) 昼食

参加者の昼食及びおやつを準備すること。

5. 実施体制

本事業の目的を達成するため専任の職員を配置する。

(1) 専任職員 1 名以上

(2) 補助職員 1 名以上

6. 安全対策

事故発生に備えた、安全管理マニュアルを整備する。

7. 事故への対応

参加者の賠償保険等に加入する。

8. 事業計画

(1) 本事業の契約期間中における事業計画を提出する。

(2) 参加者の個別支援計画を立案する。

9. 報告

次の区分に応じ翌月 10 日まで報告する。

(1) 平成●年 6 月末における事業の実施状況並びに参加者の動向

(2) 平成●年 9 月末における事業の実施状況並びに参加者の動向

(3) 平成●年 12 月末における事業の実施状況並びに参加者の動向

(4) 平成●年 3 月末における事業の実施状況並びに参加者の動向

10. 委託料の支払い

前記 9 の報告の後提出された請求書に基づき、請求日から 30 日以内に毎回支払う。

11. その他

本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記のない事項については双方協議の上決定する。

7. ボランティア募集要項

●●市学習支援事業　学習支援有償ボランティア募集要綱（内規）

1 趣旨

●●市では、●●市生活困窮世帯学習支援事業実施要綱（●●市告示第●号）に基づき、生活に困窮している家庭の子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立していく力を身に付け貧困の連鎖を防止する為、生活困窮世帯に属する子どもの学習を支援する学習支援事業を展開しているが、事業を豊かに展開し、子どもの学習支援を推進するために学習支援有償ボランティアを必要とし募集するものである。

2 資格要件

学習支援有償ボランティアに応募される方は、教育やボランティア活動に関心のある方で、教職経験者・教員免許を有する者、又は、大学生等教科指導が可能な方、年齢は、20 歳以上とし住所要件は問わないこととする。

3 活動場所

学習支援対象者の自宅、及び、地域の公共施設等

4 活動内容

事業の実施機関である●●市学習支援員の指導計画に基づいた世帯の学習の為の環境づくり・教科指導・進路指導等

5 募集人数

6 人

6 謝　　礼

学習支援有償ボランティアについては、実施機関が定めた時間給と通勤費を支給する。また、活動中に生じた事故については、公務災害の範囲内で対応する。

7 登録申請

学習支援有償ボランティアを希望する者は、別紙の登録申請書に必要事項を記入の上、●●市●●課迄、平成●年●月●日以降随時申込みをすることとする。

8 活動方法

登録された学習支援有償ボランティアは、●●市学習支援員と連絡調整し、対象世帯の学習ボランティアを行う。

9 守秘義務

学習支援有償ボランティアは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

もまた同様とする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

8.　学習会の決まりごと

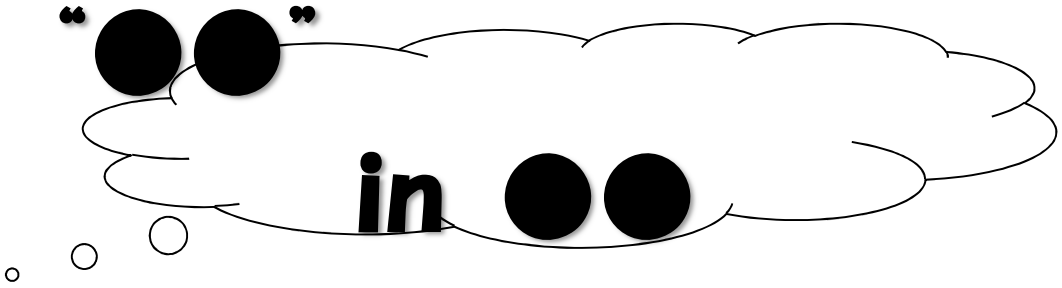

˝●●´ のこころ

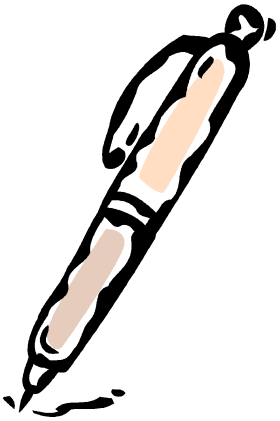

いつも君とともに、
君が、なりたい自分になれるよう協力するよ
君もとなりのだれかのために、なにかできる人になれますように

˝●●´ のめざすもの

学習する喜びや意味を体感して、自ら進んで学習しよう。
高校に進学し、将来の選択肢を広げよう。
自立し自由で安定した生活を送れるように、将来について考えよう。
人とのコミュニケーションを学ぼう
☆良いコミュニケーションの第一歩は、あいさつから

˝●●´ のやくそく

　午後５時半から７時半は、学習の時間です。
みんないっしょに気持ち良く学習できるように、次のことを守りましょう！
☆携帯電話、スマートフォンなどは、開かない。必要な時は、許可を取ること
☆大きな声で、おしゃべりしない
☆本人の許可なくインターネット上に、情報や写真をのせない

˝●●´ のもちもの

・学習したい教材、筆記用具
・学習用ノート
（初回にお渡しします。勉強した内容を家庭でも見てください。）

授業後は・・・みんなで片付けよう！
テーブルや座布団、湯呑み茶碗を片付けましょう
自分の周りを見て何をしたらよいか考えよう。

9. 支援対象とするケースの抽出リスト

支援対象とするケースの抽出リスト

協議日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

担当者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ケース番号	支援対象者氏名 世帯主氏名	選定理由	協議結果	同意
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無
			選定する	有
			選定しない	無

10. 事業参加に当たっての同意書

同　意　書

１　●●市学習支援事業に参加することに同意します。

２　●●市学習支援事業を利用するにあたり、●●市福祉事務所が学校等の関係機関と連携し、世帯員の個人情報を共有することに同意します。

年　　月　　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主又は保護者

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

対象の生徒・児童・未就学児（続柄）

名前（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名前（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名前（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名前（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（宛先）●●市福祉事務所長

11. 支援対象者のアセスメントシート

アセスメントシート

<table>
<tr><td>面接日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>対象生徒</td><td>男・女</td><td>世帯主</td></tr>
<tr><td>学校名</td><td></td><td>担任名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">進路の意向・
意欲
（特に高校進学に対する意識を確認）</td><td>生　　徒</td><td>保　護　者</td></tr>
<tr><td>□進学する
〈希望する学校〉

□進学しない
□進学したくない
□進学できないと思う
□決めていない
□就職したい
上記の理由</td><td>□進学させる
〈希望する学校〉

□進学させない
□進学させたくない
□進学できないと思う
□決めていない
□就職させたい
上記の理由</td></tr>
<tr><td>出席状況</td><td colspan="2">□毎日出席
□遅刻（　多・少・無　）
□早退（　多・少・無　）
□教室外登校
（どこ　　）
□欠席
□時々休む
□休みがちである
（理由　　）</td></tr>
<tr><td>学習状況</td><td>□成績の自己評価（　優・良・可　）
□課題提出（している・していない）
□家庭学習（している・していない）</td><td>□保護者から見た成績の評価
（　優・良・可　）
□課題提出（している・していない）
□家庭学習（している・していない）</td></tr>
<tr><td>学校との
情報交換</td><td>□了解
□拒否（理由　　）</td><td>□了解
□拒否（理由　　）</td></tr>
<tr><td>学校からの
情報収集</td><td colspan="2">担任名　　電　話　・　面　談
情報収集日　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

就学状況	□問題なし　　□問題あり
学力・意欲 生活態度等	
保護者に ついて	
進路方針	
その他	
他機関からの情報　　情報提供者　　提供日　　年　　月　　日	
◎今年度支援目標・内容	

12. 学習支援に従事するボランティア（個人）の登録申請

●●市学習支援事業ボランティア登録申請書

年　　月　　日

（宛先）●●市長

住　所

名　前　　印

次のとおり、●●市学習支援事業ボランティアへの登録を申請します。

ふりがな 名　　前		生年月日　　年　　月　　日	性別	男・女
住　　所	〒			
連 絡 先	自宅電話（　　）　　－ 携帯電話（　　）　　－			
勤 務 先				
学習支援員になろうとした動機・理由				
資格・趣味特技等				

※履歴書を添付してください。

13. 学習支援に従事するボランティア（団体）の登録申請

●●市学習支援事業学習支援団体登録申請書

年　　月　　日

（宛先）●●市長

次のとおり、●●市学習支援事業学習支援団体への登録を申請します。

<table>
<tr><td>ふりがな
団体名</td><td colspan="3"></td><td>発足
年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>会員数</td><td colspan="6">名（男性　　名・女性　　名）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">代表者</td><td>ふりがな
氏名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">性別
男・女</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5">〒</td></tr>
<tr><td>電話</td><td colspan="5">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td colspan="5">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事務所
連絡先</td><td>ふりがな
氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5">〒</td></tr>
<tr><td>電話</td><td colspan="5">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td colspan="5">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>E-mail</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>発足の目的</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>具体的な活動内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>保険加入</td><td>傷害保険</td><td colspan="2">有・無</td><td>賠償責任保険</td><td colspan="2">有・無</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>会費</td><td colspan="2">有（　　円/　　）・無</td><td>会報</td><td colspan="2">有（年　　回発行）・無</td></tr>
</table>

※添付書類

(1) 団体規約または会則
(2) 会員名簿
(3) 活動計画書
(4) 活動報告書（新規に発足した団体の場合は不用）
(5) 大学の認可を受けていること等を証する書類

14. 活動報告書

●●市学習支援事業活動報告書（　　年　　月分）

記入者（　　）

対象者名		保護者名		実施場所	
実施日		実施時間			

実　　施　　状　　況	

厚生労働省　平成 26 年度セーフティネット支援対策事業補助金（社会福祉推進事業）
「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」実践事例集

発　行：　平成 27（2015）年 3 月
発行者：　株式会社三菱総合研究所　人間・生活研究本部
〒100-8141　東京都千代田区永田町 2－10－3
電話：03-6705-6025